

稲城市地域防災計画 (震災編)

目 次

第1部 総論

第1章 地域防災計画（震災編）の概要	1
第1節 計画の目的及び前提	1
1 計画の目的	1
2 計画の前提	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の習熟	2
第4節 計画の修正	2
第2章 稲城市の現状と被害想定	3
第1節 稲城市の概況	3
1 位置	3
2 地形・地質	3
3 人口・世帯数	3
第2節 稲城市の被害想定	4
1 首都直下地震等による被害	4
2 南海トラフ巨大地震	7
第3章 被害軽減と都市再生に向けた目標	8
第1節 減災目標の設定	8
1 減災目標	8
2 指標	8
第2節 減災目標の達成に向けた取組	9
第4章 複合災害への対応	10
第1節 はじめに	10
第2節 複合災害に備え留意すべき事項	10

第2部 災害予防・応急・復旧対策

第1章 基本的理念と役割	13
第1節 基本理念	13
第2節 防災関係機関の役割	13
1 稲城市	13
2 東京都	14
3 指定地方行政機関	14
4 自衛隊	17
5 指定公共機関	17
6 指定地方公共機関	19
7 協力機関	20
第2章 市民と地域の防災力向上	25
第1節 課題と対策の概要	25
1 課題	25

2	対策の概要	25
第2節	予防対策	26
1	自助による市民の防災力向上	26
2	地域による共助の推進	27
3	消防団等の活動体制の充実	28
4	事業所の防災体制の強化	28
5	ボランティアとの連携	29
6	学校等の応急教育・保育の備え	30
第3節	応急対策	31
1	自助による応急対策	31
2	地域による応急対策	31
3	消防団による応急対策	31
4	事業所による応急対策	32
5	災害ボランティア活動による応急対策	32
6	学校等の応急対策	34
第3章	安全な都市づくりの実現	35
第1節	課題と対策の概要	35
1	課題	35
2	対策	35
第2節	予防対策	36
1	安全に暮らせる都市づくり	36
2	がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊、土砂災害の防止	37
3	建築物の耐震化及び安全対策の促進	38
4	落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	38
5	出火、延焼等の防止	39
第3節	応急対策	40
1	消火・救助・救急活動	40
2	河川等の応急対策による二次災害防止	40
3	危険物等の応急措置による危険防止	40
第4節	復旧対策	44
1	公共の安全確保、施設機能の回復	44
2	二次的な土砂災害防止対策	44
第4章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	45
第1節	課題と対策の概要	45
1	課題	45
2	対策	45
第2節	予防対策	46
1	道路・橋りょうの整備	46
2	河川施設の整備	46
3	緊急輸送ネットワークの整備	46
4	水道の整備	47

5	下水道の整備	47
6	電気・ガス・通信施設の整備	47
7	エネルギーの確保	48
第3節	応急対策	49
1	交通規制	49
2	道路・橋りょう	51
3	鉄道施設	52
4	河川施設	52
5	水道	52
6	下水道	52
7	電気・ガス・通信	52
第4節	復旧対策	54
1	道路・橋りょう	54
2	鉄道施設	54
3	河川施設	54
4	水道	54
5	下水道	55
6	電気・ガス・通信	55
第5章	広域的な視点からの応急対応力の強化	56
第1節	課題と対策の概要	56
1	課題	56
2	対策	56
第2節	予防対策	57
1	初動対応体制の整備	57
2	業務継続体制の整備	57
3	広域連携体制の整備	57
4	応急活動拠点の整備	58
第3節	応急対策	59
1	配備態勢の確立	59
2	災害対策本部等	60
3	消火・救助・救急活動	69
4	応援協力・派遣要請	70
5	自衛隊の災害派遣	71
6	受援体制	73
第6章	情報通信の確保	74
第1節	課題と対策の概要	74
1	課題	74
2	対策	74
第2節	予防対策	75
1	情報通信連絡体制の整備	75
2	住民への情報提供体制の整備	75

第3節 応急対策	76
1 情報連絡体制	76
2 災害情報の収集	76
3 東京都への報告	78
4 国への報告	78
5 広報活動	79
6 被災者相談	79
7 安否情報の提供	80
第7章 医療救護・保健等対策	81
第1節 課題と対策の概要	81
1 課題	81
2 対策	81
第2節 予防対策	82
1 初動医療体制等の整備	82
2 医薬品・医療用資器材の確保	83
3 医療施設の基盤整備	83
4 遺体の取扱い	83
第3節 応急対策	84
1 初動医療体制等	85
2 保健衛生活動	87
3 医薬品・医療資器材の供給	88
4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	89
第4節 復旧対策	91
1 防疫活動	91
2 火葬	91
第8章 帰宅困難者対策	92
第1節 課題と対策の概要	92
1 課題	92
2 対策	92
第2節 予防対策	93
1 帰宅困難者対策の周知	93
2 一時滞在施設の確保	93
3 徒歩帰宅支援のための体制整備	94
第3節 応急対策	95
1 駅周辺の混乱防止	95
2 事業所等の帰宅防止対策	95
第4節 復旧対策	96
1 帰宅支援	96
第9章 避難対策	97
第1節 課題と対策の概要	97
1 課題	97

2	対策	97
第2節	予防対策	98
1	避難行動要支援者対策	98
2	避難場所・避難所等の指定・安全化	100
3	避難所の管理運営体制の整備	100
4	その他の避難所の確保	101
第3節	応急対策	102
1	避難の基本方針	102
2	避難指示等の発令	103
3	警戒区域の設定	104
4	指定緊急避難場所等の開設	104
5	避難所の運営	104
6	避難所以外の避難者への支援	106
7	動物救護	106
8	被災者の他地区への移送	107
第10章	物流・備蓄・輸送対策の推進	109
第1節	課題と対策の概要	109
1	課題	109
2	対策	109
第2節	予防対策	110
1	食料及び生活必需品の確保	110
2	飲料水・生活水の確保	110
3	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	111
4	車両の確認	111
5	燃料の確保	111
第3節	応急対策	112
1	備蓄物資の供給	112
2	飲料水の供給	112
3	食料の供給	113
4	生活必需品等の供給	114
5	支援物資の受入れ	114
6	燃料の供給	114
第11章	放射性物質対策	115
第1節	課題と対策の概要	115
1	課題	115
2	対策	115
第2節	予防対策	116
1	放射線等使用施設の安全化	116
第3節	応急対策	117
1	市民への情報提供	117
2	放射線等使用施設の応急措置	117

3	核燃料物質輸送車両等の応急対策	117
第4節	復旧対策	119
1	保健医療活動	119
2	放射性物質への対応	119
3	風評被害への対応	119
第12章	住民の生活の早期再建	120
第1節	課題と対策の概要	120
1	課題	120
2	対策	120
第2節	予防対策	121
1	生活再建のための事前準備	121
2	トイレ確保及びし尿処理	121
3	災害廃棄物処理体制の整備	121
第3節	応急対策	122
1	被災建築物の応急危険度判定	122
2	被災宅地の危険度判定	122
3	住家の被害認定調査・罹災証明書等の交付	123
4	義援金の募集・受付	124
5	災害廃棄物処理	124
6	建物の解体撤去	125
7	災害救助法の適用	125
第4節	復旧対策	127
1	被災住宅の応急修理	127
2	応急仮設住宅の供与	128
3	住宅関係の障害物の除去	129
4	被災者の生活相談等の支援	129
5	被災者台帳の作成	129
6	義援金の受付・配分	130
7	生活再建支援金等の支援	130
8	職業のあっせん	131
9	租税の減免等	131
10	事業者への支援	131

第3部 災害復興

第1章	災害復旧事業	133
1	災害復旧事業計画の作成	133
2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	133
3	激甚法による災害復旧	134
第2章	稲城市災害復興本部	135
1	稲城市災害復興本部の設置	135
2	復興本部の役割及び災害対策本部との関係	135

3	復興本部の組織・運営	135
第3章	災害復興基本計画の策定	136
1	稲城市災害復興基本方針の策定	136
2	稲城市災害復興基本計画の策定	136
3	特定分野計画の策定	136
第4部 南海トラフ地震防災対策		
第1章	基本方針	139
1	南海トラフ地震に関する対策の経緯	139
2	基本方針	139
第2章	南海トラフ地震に関連する情報	141
1	南海トラフ地震に関する情報の種類及び発表条件	141
2	情報の流れと稲城市の対応	142
第3章	稲城市の防災対応	144
1	対応の基本	144
2	市民等への広報	144
3	避難への対応	145

第1部 総論

第1章 地域防災計画（震災編）の概要

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

稲城市地域防災計画（震災編）（以下「地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき稲城市防災会議が策定する計画である。

その目的は、稲城市、防災機関、事業者、自主防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮することにより、「自助」「共助」「公助」の実現により、稲城市における地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施し、市民の生命・身体及び財産を保護することである。

特に、過去の震災での教訓を風化させることなく、自助である市民、共助としての自主防災組織・防災関係機関、公助としての行政機関の役割分担に基づき、人的・物的被害を軽減する施策の展開、実効性ある機動力が執れるよう、平常時における相互の協調・連携を重視した総合的な地域防災力の向上を図ることを目的とする。

2 計画の前提

地域防災計画は、「東京都地震被害想定調査」による多摩東部直下地震による稲城市の被害想定、近年の大規模地震等から得た教訓、また、社会経済情勢の変化、市民・市議会の提言等を可能な限り反映し策定したものである。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性及び子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への配慮、女性等の参画の拡大等、様々な視点を取り入れた防災対策が必要である。

大規模かつ広範囲で被害が発生した場合、行政による「公助」は限界を超える事態も考えられる。そのため、市民・事業者等の相互協力の「自助」「共助」による被害の発生防止、軽減等、自主防災力の向上を促す。

第2節 計画の構成

地域防災計画には、稲城市、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策について、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

〈地域防災計画の構成〉

構成	主な内容
第1部 総論	・多摩東部直下地震の被害想定及び被害の軽減と都市再生に向けた目標
第2部 災害予防・応急・復旧対策	・市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 ・地震発生後に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用
第3部 災害復興	・被災者の生活再建や市の地域復旧・復興を図るための対策
第4部 南海トラフ地震防災対策	・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の市及び住民等の措置

第3節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、地震防災対策を推進する必要がある。

このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、地震防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して、本計画を習熟し、災害への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を稲城市防災会議に提出する。

第2章 稲城市の現状と被害想定

第1節 稲城市の概況

1 位置

稲城市は、南多摩地区の東端にあり、南東部より西部にかけて神奈川県川崎市と接し、北部は多摩川を隔て府中市及び調布市と接し、西部は多摩市と接している。

東京都心の新宿から南西に約25kmの距離に位置しており、東西、南北ともに約5.3km、面積17.97km²である。



〈稲城市の位置〉

2 地形・地質

稲城市の南側には、多摩川に並行して標高約45mから80mのなだらかな多摩丘陵（最高海拔162m）があり、また、中央部には三沢川が流れ、市を北西部と南東部に二分している。大丸地区に谷戸川が北西部から南東部へと流れている。

多摩川沿いの沖積低地は、多摩川の水流によって運ばれてきた礫と砂が主に堆積した未固結の沖積層となっている。

市の大部分を占める多摩丘陵は、上総層群と呼ばれる軟質の砂岩泥岩を主体に構成され、上総層群の上に御殿峠礫層、多摩ローム層、関東ローム層が堆積している。

3 人口・世帯数

稲城市の人口は、昭和45年には約3万人であったが、昭和45年の平尾団地の入居、昭和63年からの多摩ニュータウンの入居、各土地地区画整理事業等の施行により、令和6年4月には93,823人となり、昭和45年から50年間でほぼ3倍に増加している。

今後も人口は増加する傾向にある。

〈人口・世帯数〉

総人口	93,823人（うち外国人1,888人）
男性	46,904人（うち外国人984人）
女性	46,919人（うち外国人904人）
世帯数	43,037世帯

令和6年4月1日現在

第2節 稲城市の被害想定

地域防災計画の前提は、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月東京都防災会議）及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」（平成25年5月東京都防災会議）における稲城市の想定被害とする。

それらの概要は、次のとおりである。

1 首都直下地震等による被害

（1）想定地震

想定地震は、次のとおりである。

地震名	多摩東部直下地震（フィリピン海プレート内の地震）
規模	マグニチュード7.3
発生確率	30年以内に70%（南関東地域におけるM7クラスの確率）

（2）想定シーン

地震発生の時間帯により人々の活動状況は異なるため、人的被害の様相も変化する。

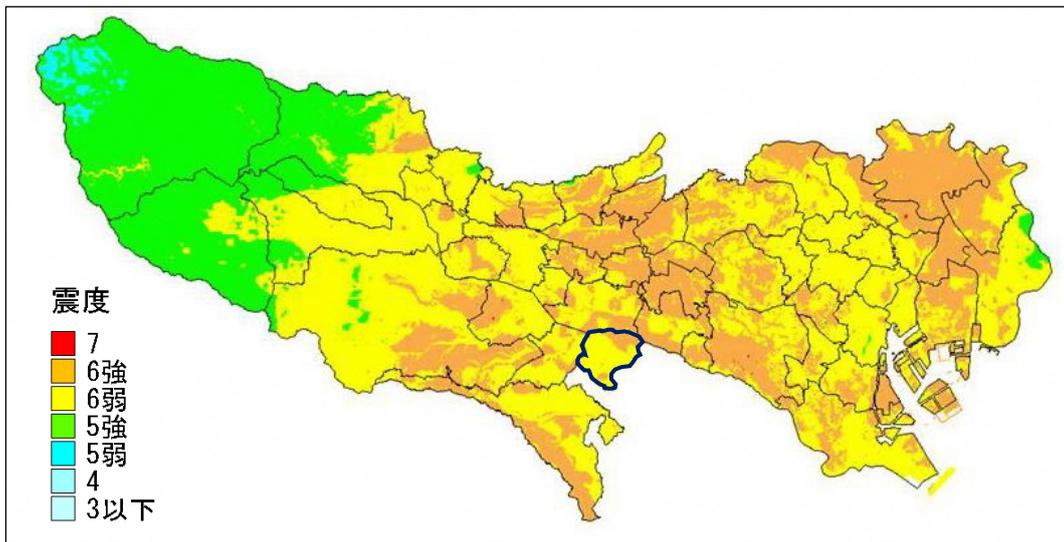
また、時間帯や季節によって火気器具等の使用状況が異なるため、火災の出火件数も変化する。このため、次の3種類の特徴的なシーン（季節・発生時刻）を設定した。

冬・早朝 5時	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼 12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ・外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ・住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕 18時	<ul style="list-style-type: none"> ・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺、駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ・ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ・鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

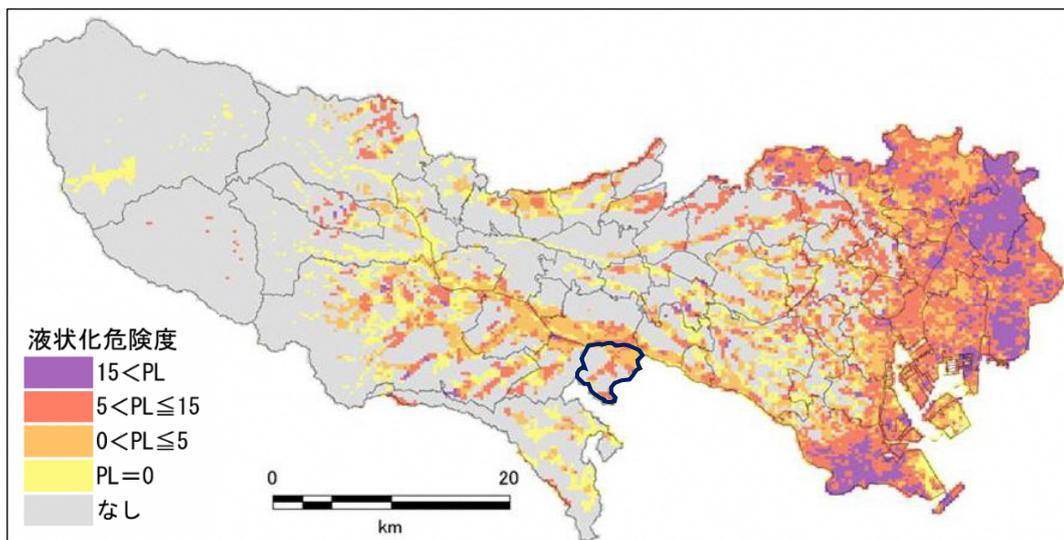
(3) 地震動・液状化

地表の震度分布は、次のとおりである。稲城市では、概ね多摩川沿いの低地で震度 6 強、それ以外で震度 6 弱が想定された。

液状化危険度は、三沢川沿いの低地で「液状化危険度がやや高い」($5 < PL \leq 15$)、多摩川沿いの低地で「液状化危険度は低い」($0 < PL \leq 5$) と想定された。



〈震度分布〉



〈液状化危険度分布〉

(4) 被害

被害は、次のとおりである。

〈被害一覧〉

時刻・時期	冬・夕方		冬・昼		冬・早朝		
	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	
死者	11人	11人	8人	8人	15人	15人	
<ul style="list-style-type: none"> ゆれ建物被害 屋内収容物 急傾斜地崩壊 火災 ブロック塀等 屋外落下物 	8人	8人	5人	5人	12人	12人	
	1人	1人	1人	1人	1人	1人	
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	2人	2人	1人	1人	1人	1人	
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
負傷者	297人	297人	263人	263人	383人	382人	
<ul style="list-style-type: none"> ゆれ建物被害 屋内収容物 急傾斜地崩壊 火災 ブロック塀等 屋外落下物 	265人	265人	236人	236人	349人	349人	
	23人	23人	23人	23人	31人	31人	
	0人	0人	0人	0人	1人	1人	
	4人	4人	3人	3人	2人	2人	
	3人	3人	1人	1人	0人	0人	
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
(うち重傷者)	27人	27人	24人	24人	32人	32人	
<ul style="list-style-type: none"> ゆれ建物被害 屋内収容物 急傾斜地崩壊 火災 ブロック塀等 屋外落下物 	19人	19人	17人	17人	24人	24人	
	5人	5人	5人	5人	7人	7人	
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	1人	1人	1人	1人	1人	1人	
	1人	1人	0人	0人	0人	0人	
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
要配慮者死者	7人	7人	5人	5人	9人	9人	
避難者	12,705人	12,684人	12,532人	12,519人	12,479人	12,469人	
帰宅困難者	6,673人	6,673人	6,673人	6,673人	—	—	
都内滞留者	70,162人	70,162人	70,162人	70,162人	—	—	
閉じ込めにつながり 得るエレベーター停 止台数	15台	15台	15台	15台	14台	14台	
自力脱出困難者	91人	91人	84人	84人	117人	117人	
災害廃棄物	11万t	11万t	11万t	11万t	11万t	11万t	
建物全壊棟数	229棟	229棟	229棟	229棟	229棟	229棟	
<ul style="list-style-type: none"> ゆれ 液状化 急傾斜地崩壊 	219棟	219棟	219棟	219棟	219棟	219棟	
	5棟	5棟	5棟	5棟	5棟	5棟	
	5棟	5棟	5棟	5棟	5棟	5棟	
建物半壊棟数	1,123棟	1,123棟	1,123棟	1,123棟	1,123棟	1,123棟	
<ul style="list-style-type: none"> ゆれ 液状化 急傾斜地崩壊 	1,059棟	1,059棟	1,059棟	1,059棟	1,059棟	1,059棟	
	53棟	53棟	53棟	53棟	53棟	53棟	
	11棟	11棟	11棟	11棟	11棟	11棟	
(うち大規模半壊)	209棟	209棟	209棟	209棟	209棟	209棟	
<ul style="list-style-type: none"> ゆれ 液状化 急傾斜地崩壊 	188棟	188棟	188棟	188棟	188棟	188棟	
	19棟	19棟	19棟	19棟	19棟	19棟	
	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	
火災	出火件数	3件	3件	2件	2件	1件	1件
	焼失棟数	倒壊建物を含む	92棟	88棟	57棟	54棟	46棟
倒壊建物を含まない		90棟	86棟	56棟	53棟	45棟	43棟
電力停電率	3.7%	3.7%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	
通信不通率	0.6%	0.6%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	
上水道断水率	23.1%	23.1%	23.1%	23.1%	23.1%	23.1%	
下水道管きよ被害率	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	
ガス供給停止率	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

2 南海トラフ巨大地震

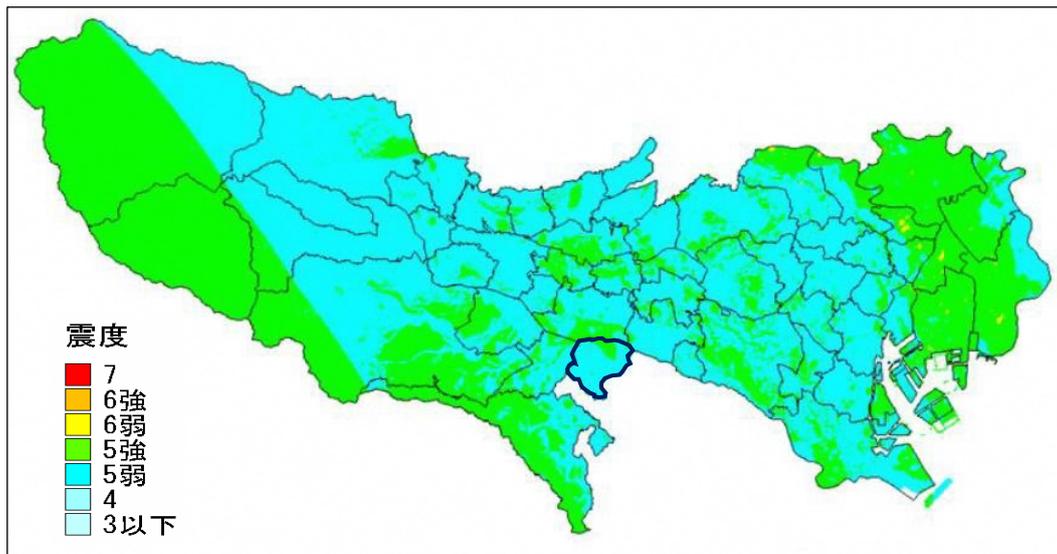
(1) 想定地震

国が示した複数の震源モデルのうちから、東京都で最もゆれが大きくなるモデル（マグニチュード9）を用いている。

(2) 震度・液状化

震度は、震度5強以下と想定された。

また、液状化危険度は低いと想定された。



〈震度分布〉

(3) 被害の様相

- ・揺れ・液状化・急傾斜地崩壊による建物被害、屋外転倒物等の発生は限定的である。出火件数も限定的であるが、出火場所が古い木造住宅が多い地域である場合は、延焼して多くの建物が焼失する可能性がある。
- ・ブロック塀・自動販売機等の倒壊、屋外の看板等の落下、家具の転倒・落下、ガラスの破損等が発生するものの、被害は限定的である。
- ・死傷を伴う被害は限定的である。
- ・首都圏全域で公共交通機関が停止し、外出先での滞留者、徒歩帰宅者による道路渋滞が発生する可能性がある。
- ・ライフラインの被害及び交通施設の被害は限定的である。鉄道は、地震発生当日から翌日にかけて輸送できない可能性がある。
- ・買いだめ、買い急ぎ行動により小売店舗の食料品及び生活必需品が品切れとなる。さらに、流通機能の低下、生産地での工場等の被災により、物資不足が深刻となる可能性がある。
- ・関連企業及び取引先企業の被災、サプライチェーンの寸断による経済・企業活動への影響は甚大となる可能性がある。

第3章 被害軽減と都市再生に向けた目標

第1節 減災目標の設定

東京都地域防災計画（震災編）においては、3つの視点に分野横断的な視点も加え、2030年度までに達成すべき減災目標を次のとおり設定している。

稲城市においても、東京都、国、区市町村、事業者、市民と協調して、この減災目標の達成に向けて、対策を推進する。

なお、東京都は、それぞれの視点における対策の進捗と減災目標との関係を一層明確化するため、減災目標の下に各視点において目標とすべき指標を設定している。

1 減災目標

2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。

2 指標

■視点1：家庭や地域における防災・減災対策の推進

指標となる項目	2030年度の目標
出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置）	感震ブレーカー設置率25%
初期消火対策実施率（消火器設置）	消火器の設置率60%
家具類の転倒・落下・移動防止対策	75%
自助の備えを講じている住民の割合	100%

■視点2：住民の生命と我が国の首都機能を守る応急態勢の強化

指標となる項目	2030年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・特定沿道 総合到達率99%（2025年度） ・一般沿道 耐震化率90%（2025年度）
事業継続計画（BCP）の見直し	事業継続計画（BCP）の定期的見直し
受援応援態勢の充実強化	受援応援計画の定期的見直し
一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合	70%
一時滞在施設の確保	想定する帰宅困難者90%を収容

■視点3：全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復

指標となる項目	2030年度の目標
つながる通信の確保	全ての避難所において、Wi-Fi等の通信環境を確保
避難所環境の向上	全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保
災害時トイレの確保	災害時トイレ空白エリア解消

■分野横断的な視点：ハード対策

指標となる項目	2030年度の目標
住宅の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（2025年度） ・新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減（2030年度）
整備地域の不燃化	全整備地域の不燃領域率 70%達成
無電柱化の推進	第一次緊急輸送道路 50%の完了（2024年度まで）
水道管路の耐震継手化	断水率が高いと想定される地域の解消（2028年度まで）
下水道管路の耐震化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化等を実施した施設の割合 93%（2025年度） ・浮上抑制対策を実施した道路の割合 93%（2025年度）

第2節 減災目標の達成に向けた取組

稲城市は、「第2部 災害予防・応急・復旧対策」、「稲城市長期総合計画」、「稲城市国土強靱化地域計画」等に基づき、減災目標の達成に向けた取組を実施する。

第4章 複合災害への対応

第1節 はじめに

平成23年の東日本大震災では、地震、津波、原子力発電所事故等の複合災害に見舞われ、また、令和2年7月豪雨は新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営、応援職員の受入れ等の感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

令和6年1月の能登半島地震では、地震、津波等による被害に重ねて、続く9月に豪雨災害が発生した。

そこで、次のように地震とともに、大規模風水害、火山噴火、感染拡大等が発生する複合災害で発生しうる事象を整理した。

このような、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されるため、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

想定する複合災害	発生しうる事象
風水害	・地震動、液状化により堤防又は護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期、台風シーズン等、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	・数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動、物資、燃料の搬送、がれきの撤去等の応急対策及び復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症、食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部に記載する各種対策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響等も念頭に置き、次の点に留意する必要がある。

【留意事項】

- ・自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- ・都市基盤施設の整備・耐震化等、防災・減災対策の加速化
- ・様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
- ・避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難等、分散避難の推進
- ・夏季における熱中症対策 等

【大規模自然災害＋大規模自然災害】

- ・先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化

- ・後発災害のリスク、被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- ・後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応等

【感染拡大＋大規模自然災害】

- ・災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- ・避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応等

第1部 総論
第4章 複合災害への対応

第2部 災害予防・応急・ 復旧対策

第1章 基本的理念と役割

第1節 基本理念

大規模災害を完全に防ぐことは不可能である。そのため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えるものとする。

また、大規模災害に対しては、稲城市、東京都及び国による「公助」のみでは、災害対策を行うことは困難なため、市民自らが「自らの生命は自らが守る」との考え方で行動する「自助」、自主防災組織等の地域が中心となって、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考え方で行動する「共助」により、「自助」「共助」「公助」が一体となった災害対策を推進する。

第2節 防災関係機関の役割

1 稲城市

- (1) 市防災会議に関すること。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 緊急輸送の確保に関すること。
- (5) 避難指示等及び誘導に関すること。
- (6) 消防及び水防に関すること。
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- (8) 外出者の支援に関すること。
- (9) 応急給水に関すること。
- (10) 支援物資の備蓄及び調達に関すること。
- (11) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (12) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (13) 公共施設の応急復旧に関すること。
- (14) 災害復興に関すること。
- (15) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- (16) 自主防災組織の育成に関すること。
- (17) 事業所防災に関すること。
- (18) 防災教育及び防災訓練に関すること。
- (19) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

2 東京都

- (1) 東京都防災会議に関すること。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (5) 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
- (6) 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。
- (7) 緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (9) 人命の救助及び救急に関すること。
- (10) 消防及び水防に関すること。
- (11) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- (12) 外出者の支援に関すること。
- (13) 応急給水に関すること。
- (14) 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- (15) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (16) 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (17) 公共施設の応急復旧に関すること。
- (18) 災害復興に関すること。
- (19) 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (20) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- (21) 事業所防災に関すること。
- (22) 防災教育及び防災訓練に関すること。
- (23) その他被害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

3 指定地方行政機関

関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none">(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
---------	--

	(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局	(1) 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置等を含む。)に関すること。 (2) 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
関東信越厚生局	(1) 被害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
東京労働局	(1) 産業安全(鉱山保安関係を除く。)に関すること。 (2) 雇用対策に関すること。
関東農政局	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 (2) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること。
関東森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること。 (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 (2) 鉱山における保安に関すること。
関東地方整備局	(1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 (2) 通信施設等の整備に関すること。 (3) 公共施設等の整備に関すること。 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 (5) 官庁施設の災害予防措置に関すること。 (6) 豪雪害の予防に関すること。

	<p>(7) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。</p> <p>(8) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。</p> <p>(9) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。</p> <p>(10) 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。</p> <p>(11) 災害時における復旧資材の確保に関すること。</p> <p>(12) 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p>
関東運輸局	<p>(1) 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること。</p> <p>(2) 災害時における輸送用船舶のあっせんに関すること。</p> <p>(3) 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。</p> <p>(4) 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。</p>
東京航空局 (東京空港事務所)	<p>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
関東地方測量部	<p>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</p> <p>(2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。</p> <p>(3) 地殻変動の監視に関すること。</p>
東京管区気象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>
関東地方環境事務所	<p>(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。</p> <p>(3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。</p>

	(4) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
北関東防衛局	(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

4 自衛隊

陸上自衛隊 (練馬駐屯地 第1 後方支援連隊)	(1) 災害派遣の計画及び準備に関すること。 ① 防災関係資料の基礎調査 ② 災害派遣計画の作成 ③ 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 (2) 災害派遣の実施に関すること。 ① 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 ② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
----------------------------	--

5 指定公共機関

日本赤十字社東京都支部	(1) 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関すること。 (2) 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 (3) こころのケア活動に関すること。 (4) 赤十字ボランティアの活動に関すること。 (5) 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 (6) 義援金の受付及び配分に関すること(原則として義援物資については受け付けない。) (7) 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。 (8) 災害救援物資の支給に関すること。 (9) 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 (10) 外国人の安否調査に関すること。 (11) 遺体の検案協力に関すること。 (12) 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本放送協会	(1) 報道番組(気象予警報及び被害状況等を含む。)に関すること。 (2) 広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関すること。

	(3) 放送施設の保全に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 ^{※1}	(1) 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 (3) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
日本貨物鉄道株式会社 ^{※2}	(1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。
東日本電信電話株式会社 ^{※3}	(1) 電気通信設備の建設及び保全に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 気象予警報の伝達に関すること。 (4) 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 (5) 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
日本郵便株式会社	(1) 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 ④ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社 ^{※4}	(1) ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	(1) 災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関すること。
東京電力ホールディングス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社 ^{※5}	(1) 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 (2) 電力需給に関すること。

KDDI 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	(1) 重要通信の確保に関する事。 (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(1) 国内・国際電話等の通信の確保に関する事。 (2) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。

次の機関名は、次のとおり記載する。

※1 JR 東日本 ※2 JR 貨物 ※3 NTT 東日本 ※4 東京ガスグループ
※5 東京電力グループ

6 指定地方公共機関

京王電鉄株式会社	(1) 鉄道施設等の安全保安に関する事。 (2) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。 (3) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
一般社団法人東京都トラック協会	(1) 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
公益社団法人東京都医師会	(1) 医療に関する事。 (2) 防疫の協力に関する事。 (3) 遺体の検案の協力に関する事。
公益社団法人東京都歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関する事。
公益社団法人東京都薬剤師会	(1) 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事。
公益財団法人献血供給事業団	(1) 血液製剤の供給に関する事。
公益社団法人東京都獣医師会	(1) 動物の医療保護活動に関する事。
民間放送機関	(1) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。 (2) 放送施設の保全に関する事。
一般社団法人東京都バス協会	(1) バスによる輸送の確保に関する事。
一般社団法人東京都ハイヤー・タクシー協会	(1) タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する事。 (2) 災害発生時の災害情報の収集・伝達に関する事。

一般社団法人東京都個人タクシー協会	(1) タクシーによる輸送の確保に関する事。
一般社団法人日本エレベーター協会 関東支部	(1) 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出(危険の伴わないものに限る。)に関する事。 (2) エレベーターの早期復旧に関する事。

7 協力機関

一般社団法人稲城市医師会	(1) 災害時における医療及び助産救護活動の協力に関する事。 (2) 防疫の協力に関する事。 (3) 遺体の検案の協力に関する事。
稲城市歯科医会	(1) 歯科医療活動に関する事。 (2) 遺体の検案の協力に関する事。
稲城市薬剤師会	(1) 災害時における応急医療品等の供給に関する事。
東京都柔道整復師会南多摩支部	(1) 災害時における災害応急対策活動に関する事。
東京都獣医師会南多摩支部 稲城部会	(1) 災害時における動物の医療保護活動に関する事。
独立行政法人都市再生機構、 東京都住宅供給公社	(1) 用地施設等の保守及び整備に関する事。 (2) 道路、施設等の災害復旧工事に関する事。 (3) 災害時の輸送路の確保に関する事。
赤十字奉仕団	(1) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に対する協力に関する事。 (2) 救護活動を行う他のボランティアに対する支援活動に関する事。 (3) 医療救護に対する協力に関する事。
稲城市総合建設業協会、日本機械工業株式会社、日本総合産業株式会社、有限会社松田興業	(1) 災害時における応急対策活動に必要な建設資機材・労務等の協力に関する事。 (2) 倒壊建物等の撤去の協力に関する事。 (3) 災害時における復旧活動の協力に関する事。
稲城市米穀小売商組合	(1) 主要食糧の供給に関する事。
株式会社セレスポ西東京支店	(1) 災害時における緊急設備支援に関する事。
NPO 全国災害救助犬協会、NPO 日本救助犬協会	(1) 災害時における災害救助犬による被災者の捜索活動に関する事。
株式会社みずほ銀行稲城中央支店	(1) 災害時における公金の取扱い等に関する事。
稲城市社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事。

第2部 災害予防・応急・復旧対策
第1章 基本的理念と役割【第2節 防災関係機関の役割】

八幸自動車株式会社	(1) 災害時における避難行動要支援者用避難自動車供給の協力に関すること。
自治会、自主防災組織	(1) 災害時における救助、救急活動の実施・協力に関すること。 (2) 避難者の誘導、避難所の設営及び運営の協力に関すること。 (3) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に対する協力に関すること。 (4) 被害状況調査等・災害対策業務全般についての協力に関すること。
稲城市災害防止協会 稲城市女性防火クラブ	(1) 災害時における炊き出し、その他支援活動に関すること。
稲城市酒販組合、稲城そば商組合、JA 東京南稲城支店、大塚食品株式会社（東京支店）、株式会社三和	(1) 災害時における食糧品等の供給の協力に関すること。
サントリー食品工業株式会社多摩川工場	(1) 災害時における応急飲料水の供給の協力に関すること。
東京都 LP ガス協会南多摩支部稲城部会、キューソーティス株式会社	(1) 災害時における燃料等の供給の協力に関すること。
多摩稲城交通安全協会	(1) 避難者の誘導の協力に関すること。
多摩郵便局	(1) 災害時における緊急用車両等の提供に関すること。
多摩稲城防犯協会	(1) 災害時における市民の防犯指導に関すること。 (2) 被災地域の秩序維持の協力に関すること。
公益社団法人九段、学校法人日本大学	(1) 災害時臨時離着陸場、緊急消防援助隊の活動拠点、一時避難場所及び避難施設に関する協力に関すること。
学校法人駒澤学園	(1) 災害が発生した場合に市民等の安全確保を図るための協力に関すること。
社会福祉法人東保育会	(1) 災害時の福祉避難所の運営に関すること。
社会福祉法人平尾会、社会福祉法人博愛会、社会福祉法人正吉福祉会、医療法人社団研精会、社会福祉法人永明会、社会福祉法人正夢の会	(1) 災害時の福祉避難所の運営に関すること。
株式会社ブループラネット稲城	(1) 災害時における応急対策活動に必要な建設資機材の提供及びゴミがれき等の一時置場に関すること。
社団法人東京都トラック協会多摩支部	(1) 災害時における緊急輸送業務に関すること。

株式会社加藤商事、株式会社調布清掃	(1) 災害時における災害廃棄物等の収集及び運搬等に関すること。
株式会社ペエックス	(1) 災害時における災害廃棄物等の収集及び運搬等に関すること。 (2) 災害時におけるし尿の収集及び運搬等に関すること。
アルフレッサ株式会社町田支店、酒井薬品株式会社町田営業所、株式会社スズケン府中第二支店、東邦薬品株式会社立川・府中営業所、株式会社メディセオ町田支店	(1) 災害時における医薬品等の調達業務に関すること。
株式会社多摩テレビ、株式会社ジェイコムイースト	(1) 災害時における災害情報等放送活動に関すること。
東京都理容生活衛生同業組合南多摩支部	(1) 災害時における避難所の公衆衛生向上及び住民の精神的安定を図るための理容サービス業務の提供に関すること。
稲城市アマチュア無線災害情報協力会	(1) 災害時又は発生するおそれがある場合の情報収集等の協力に関すること。
読売・日経新聞京王若葉台店、朝日新聞多摩ニュータウン稲城、産経新聞稲城販売店、毎日新聞社稲城専売所、読売新聞新百合ヶ丘サービスセンター、読売新聞YCよみうりランド前	(1) 災害時における被害情報の収集、情報伝達支援等に関すること。
LINEヤフー株式会社	(1) 災害時に係る情報発信等に関すること。
株式会社ゼンリン	(1) 災害時における地図製品等の供給に関すること。
株式会社よみうりランド	(1) 災害時における被災者等の入浴支援に関すること。
NPO 法人全日本レッカー協会	(1) 災害時における車両等の供給協力に関すること。
生活協同組合コープみらい	(1) 災害時における物資の供給協力に関すること。
東電タウンプランニング株式会社	(1) 広告付避難場所等電柱看板に関すること。
総合警備保障株式会社	(1) 災害時における避難施設に係る協力に関すること。
稲城・府中墓苑組合	(1) 災害時における遺体安置所の施設使用等に関すること。
一般社団法人東京都自動車整備振興会 調布多摩川支部	(1) 災害時における応急活動の協力に関すること。

第2部 災害予防・応急・復旧対策
第1章 基本的理念と役割【第2節 防災関係機関の役割】

特定非営利活動法人クライシスマップーズ・ジャパン	(1) 災害時における無人航空機を活用した被害情報の収集提供等に関すること。
東京都下水道局・多摩市地域30市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合	(1) 下水道管路施設が被災した際の復旧支援に関すること。
東京都下水道局、多摩市地域30市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、公益財団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部	(1) 下水道施設が被災した際の技術支援協力に関すること。
東京都行政書士会府中支部	(1) 災害時における被災者支援に関すること。
株式会社K・P・Gステーションホテルちゃぼ	(1) 災害時における、施設の一部を妊産婦に対する避難施設としての協力に関すること。
イオンタウン株式会社、イオンマーケット株式会社	(1) 災害時における施設の提供及び物資の供給に関すること。
DCM株式会社	(1) 浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関すること。
日本リース株式会社	(1) 災害時における避難者等の輸送業務に関すること。
高勝寺	(1) 災害時における帰宅困難者の受入れ等の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社多摩総支社	(1) 自然災害の発生に伴い停電が発生し、また発生するおそれがある場合の情報共有及び早期の復旧を実現するための相互連携、協力に関すること。
よみうりランド慶友病院	(1) 災害時における帰宅困難者の受入協力に関すること。
株式会社東横イン府中南武線南多摩駅前	(1) 災害時における施設の一部を高齢者、障害のある方等の災害時の要配慮者に対する避難施設及び帰宅困難者に対する一時滞在施設としての協力に関すること。
多摩川衛生組合	(1) 災害時における一般廃棄物に係る総合的な相互支援に関すること。
有限会社川正治商店・有限会社松本燃料店	(1) 災害時における燃料及び資機材の供給に関すること。
東京都立若葉総合高等学校	(1) 大規模災害発生時における指定緊急避難場所としての施設の提供に関すること。
株式会社ジェイコム湘南・神奈川 町田・川崎局	(1) 大規模災害時における人員及び車両等の提供に関すること。
OpenStreet 株式会社	(1) 大規模災害時における電動アシスト自転車及び積載バッテリー等の提供に関すること。

ヤマト運輸株式会社	(1) 大規模災害時における人員、車両の提供及び物資の搬送等に関すること。
佐川急便株式会社	(1) 大規模災害時における支援物資の受入れや管理、物資搬送に必要な人員、車両及び施設の提供に関すること。
株式会社ペアウェル多摩川 介護付有料老人ホームペア ウェル多摩川	(1) 大規模災害時における避難所での身体介護等の介護サービスの提供、避難所への福祉用具等物資の提供に関すること。
株式会社あじさいケア	(1) 大規模災害時における避難所での入浴介護等の介護サービスの提供に関すること。
S & D多摩ホールディング ス株式会社、トヨタS & D西 東京株式会社	(1) 大規模災害時に、市内で大規模停電等の電力不足における、電力供給が可能な給電車両等の提供に関すること。
株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニー	(1) 災害時における食糧品及び生活必需品の供給に関すること。
生活クラブ生活協同組合 生活クラブあのお家	(1) 災害時における障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用者への安否確認、障害福祉サービス等の提供等に関すること。
日産東京販売株式会社、日産 自動車株式会社	(1) 大規模災害時に、市内で大規模停電等の電力不足における電力供給が可能な給電車両等の提供に関すること。
学校法人子どもの森 発達 支援 Smile On	(1) 災害時における障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用者への安否確認、障害福祉サービス等の提供等の提供等に関すること。
学校法人東京青葉学院 ス パーク稲城オレンジ	(1) 災害時における障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用者への安否確認、障害福祉サービス等の提供等に関すること。
東京弁護士会 第一東京弁 護士会 第二東京弁護士会 各弁護士会多摩支部	(1) 災害発生時に市が行う特別法律相談への弁護士の派遣に関すること。

第2章 市民と地域の防災力向上

第1節 課題と対策の概要

1 課題

- 市民一人ひとりの自助の備えや災害発生時に的確な行動をとれるような備えが重要である。
- 災害時に自主防災組織が的確な行動をとれるように、平常時の活動の活性化が必要である。さらに、自主防災活動の場でも女性の参画が必要である。
- 消防団の定員の充足、災害活動体制の充実が必要である。
- 事業所の地域に対する役割（地域の救助活動・事業継続等）を果たす体制の整備が必要である。
- 一般の災害ボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制の整備が必要である。

2 対策の概要

- 家庭内備蓄、家屋の安全対策、地域の防災訓練への参加等、市民の自助を促進する。
- 防災の専門家の派遣、防災リーダーの育成等を通じ、自主防災活動の活性化を促進する。特に、女性の人材育成を推進する。
- 消防団員の募集活動、訓練等の充実による消防団の能力向上、消防資機材の整備を推進する。
- 事業所防災計画の作成、地域の事業所との災害時協定の締結を促進する。
- 災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進する。

第2節 予防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 自助による市民の防災力向上	防災課	—
2 地域による共助の推進	防災課	—
3 消防団等の活動体制の充実	防災課、予防課、稲城市消防団	—
4 事業所の防災体制の強化	防災課、予防課	—
5 ボランティアとの連携	文書法制課、警防課	稲城市社会福祉協議会、多摩中央警察署、稲城市消防本部消防支援ボランティア
6 学校等の応急教育・保育の備え	児童青少年課、子育て支援課、学務課、生涯学習課、指導課	—

1 自助による市民の防災力向上

(1) 市民による自助の備え

市民は、「自らの生命は自らが守る」ために、普段から次の防災対策を行い、自助としての防災力を向上させる。

〈市民による主な防災対策〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 自宅の耐震化等 <ul style="list-style-type: none"> ア 自宅の耐震診断、耐震改修 イ 家具類の転倒・落下・移動防止、窓ガラス等の落下防止 ウ ブロック塀の点検補修 ② 出火防止 <ul style="list-style-type: none"> ア 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の住宅用防災機器の設置 ③ 家庭内備蓄 <ul style="list-style-type: none"> ア 飲料水、食料等の最低3日（推奨1週間）分の備蓄
※乳幼児用ミルク、紙おむつ、衛生用品、マスク等、家庭の状況に対応した備蓄を行う。 ④ 家族での確認 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難所、避難場所及び避難経路 イ 家族の役割分担、連絡方法（災害用伝言ダイヤル等の活用） ⑤ 情報の入手手段の把握 <ul style="list-style-type: none"> ア 稲城市メール配信サービスへの登録 イ 防災行政無線専用テレホンサービス ウ 公式SNS等の活用 ⑥ 防災訓練への参加 |
|---|

(2) 防災知識の普及啓発

稲城市は、様々な機会を通じて、防災知識の普及啓発を行い、市民の防災力向上を促進する。主な方法は、次のとおりである。

なお、防災知識の普及啓発を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

〈防災知識の普及啓発の方法〉

- | |
|------------------------------|
| ① 「いなぎ防災マップ」、防災パンフレット等の作成・配布 |
| ② 稲城市ホームページの防災知識のページ作成、公表 |
| ③ 「広報いなぎ」の防災特集ページの作成、配布 |
| ④ 講習会、出前講座等の開催 |

2 地域による共助の推進

(1) 自主防災活動の実施

地域住民は、「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、自治会等を単位として、自主防災組織を結成し、防災訓練等を通じて、共助として地域の防災力の向上を図る。

なお、自主防災組織には、女性の参画を促進し、男女の視点・意見を踏まえた活動ができるように配慮する。

(2) 自主防災組織の支援

稲城市は、「自主防災組織育成指導要綱」「自主防災組織 活動の手引き」により、自主防災組織の結成促進、防災資機材の給付又は貸与、防災倉庫の貸与を行う。

また、自主防災組織が行う防災訓練について、防災訓練実施計画書の提出があった場合は、指導等の支援を行う。

〈自主防災組織の活動〉

平常時の活動	地震時の活動
① 防災知識の広報・啓発活動 ア 地域ぐるみでの防災意識の向上 イ 家庭内の安全対策	① 情報の収集・伝達 ② 出火防止・初期消火 ③ 救出・救護活動
② 地域の災害危険箇所の把握	④ 避難誘導
③ 防災訓練 ア 情報収集・伝達訓練 イ 消火訓練 ウ 救出・救護訓練 エ 避難訓練 オ 給食・給水訓練 カ 避難所設営・運営訓練	⑤ 給食・給水 ⑥ 避難所の設営・運営
④ 防災資機材等の整備	
⑤ 避難行動要支援者の支援対策	

「自主防災組織 活動の手引き」による。

(3) 地区防災計画の策定促進

地区防災計画は、災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等の防災活動を定めた計画である。

稲城市は、自主防災組織等に対し地区防災計画の作成支援を行うとともに、当該計画の提案を受けた場合で防災会議において必要と認めるときは、地域防災計画に位置付ける。

3 消防団等の活動体制の充実

稲城市消防団は、稲城市と自主防災組織、住民との間をつなぐ存在であり、また、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

(1) 消防団員の確保、支援

稲城市は、リーフレット、消防団を紹介するホームページの活用等、消防団活動についてPR活動等を行い、消防団員の確保に努める。

また、消防団員サポート事業、消防団協力事業所表示制度、学生消防団員活動認証制度等を通じて、消防団員の加入及び活動への理解を促進するよう努める。

(2) 資機材の整備

稲城市は、火災対応及び救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる詰所の整備、必要な資機材、装備品等の整備に努める。

(3) 訓練の実施

稲城市消防団は、各種訓練等を通じて対応能力向上等に努める。

(4) 女性防火クラブ・少年消防クラブ

稲城市は、女性防火クラブ及び少年消防クラブへの加入促進、各種活動への支援等を行う。

〈女性防火クラブ・少年消防クラブの概要〉

女性防災クラブ	「自分の家庭は自分で守る」、「自分達のまちは自分達の手で守る」を基本理念に、家庭の主婦が中心となって、家庭と地域における防火防災・防犯意識の普及啓発を図っている。
少年消防クラブ	市内の小中学生を中心に構成され、少年期から防火・防災についての知識・技術を身に付け、防火・防災研修、規律訓練、火災予防ポスターの作成、防火チラシの配布、防犯パトロール等の活動を実施している。

(5) 災害防止協会

稲城市は、災害防止協会と連携し、防火思想の普及と災害による被害防止に努める。

4 事業所の防災体制の強化

(1) 事業所防災計画等の作成

事業所は、事業所防災計画、事業継続計画（BCP）等を作成する。

また、災害時に地域社会の一員として地域住民及び自主防災組織との連携に努めるとともに、稲城市が行う防災対策に協力するよう努める。

(2) 防災資機材等の整備

事業所は、建物の安全化、防災資機材、水、食料等の非常用品の備蓄、従業員及び顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備等を行う。

(3) 自主防災体制の整備

消防法(昭和23年法律第186号)、東京都火災予防条例等により自衛消防隊等の編成、避難訓練の実施等が規定されている事業所は、組織行動力の育成を推進する。

稲城市は、事業所に対し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

5 ボランティアとの連携

(1) ボランティア活動体制の整備

稲城市社会福祉協議会は、稲城市災害ボランティアセンターの設置場所、責任者の決定、関係者の役割分担等、災害ボランティア活動について明確化を図る。

(2) ボランティア訓練の実施

稲城市及び稲城市社会福祉協議会は、連携して稲城市災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの受入れ等の訓練を実施する。

(3) 交通規制支援ボランティア

警視庁(多摩中央警察署)は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」を運用している。

〈交通規制支援ボランティアの概要〉

要件	活動内容
警察署の管轄区域内に居住し又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行うもの	① 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報及び交通規制用装備資機材の搬送並びに設置を行う活動 ② 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 ③ その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

(4) 稲城市消防本部消防支援ボランティア

稲城市は、消防活動を支援する専門ボランティアとして、一定の要件を満たす者を消防支援ボランティアとして募集、登録し、各種訓練及び講習会を実施する。

〈稲城市消防本部消防支援ボランティアの概要〉

要件	活動内容
原則として、稲城市内に居住又は通勤若しくは通学する16歳以上で次のいずれかの要件を満たす方 ① 消防・防災活動の支援を行う意思のある方 ② 応急救護に関する知識を有する方 ③ 過去に消防団員、少年消防クラブ員としての経験を有する方	① 災害時 消防職員の指導及び助言により、次の支援活動を行う。 ア 応急救護活動 イ 災害情報の収集活動 ウ 消火活動の支援 エ 救助活動の支援 オ 避難所の設営・運営等の応急対策の支援 カ その他の支援活動 ② 平常時の活動 ア 消防隊の活動支援を行うために必要な訓練

④ 震災後の復旧活動の支援に必要となる資格、技術を有する方	イ 防災訓練等の支援 ウ 消防出初式の支援 エ 訓練等を通じた消防支援ボランティアの広報活動
-------------------------------	--

6 学校等の応急教育・保育の備え

市は、東京都教育委員会が作成した「学校危機管理マニュアル」等に基づき「稲城市応急教育計画」を作成する。小中学校の校長は、それらに基づき学校危機管理計画、応急教育計画等を作成する。

また、定期的に児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に職員、児童生徒等も参加・協力するよう促す。

幼稚園、保育所、学童クラブ、児童館及び放課後子ども教室においても同様の措置をとる。

第3節 応急対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 自助による応急対策	防災課	—
2 地域による応急対策	防災課	—
3 消防団による応急対策	稲城市消防団	—
4 事業所による応急対策	防災課	—
5 災害ボランティア活動による応急対策	文書法制課、警防課	稲城市社会福祉協議会、多摩中央警察署
6 学校等の応急対策	児童青少年課、子育て支援課、教育総務課、学務課、指導課、生涯学習課	—

1 自助による応急対策

市民は、地震発生時に次の対策を行うものとする。

- ① 地震発生後には、まず自身と家族の身を守り、次に、出火を防止する。
- ② 災害情報、避難情報の収集を行い、避難場所においては自ら活動する。
- ③ 地震発生後数日間は、水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

2 地域による応急対策

自主防災組織は、次の対策を行うものとする。

(1) 消火活動

火災が発生した場合は、スタンドパイプ等を活用した初期消火を実施する。
なお、消防団又は消防隊が到着後は、その指示に従う。

(2) 救出・救護活動

倒壊建物での二次災害に留意しつつ、要救助者の救出を実施し、負傷者に対し、応急措置、救護所等への搬送を実施する。

また、避難行動要支援者名簿を基に安否確認を行い、安全な緊急避難場所への避難を支援する。

(3) 避難所の設営・運営

自主防災組織のリーダーを中心に施設ごとの避難所設営マニュアル、施設共通の運営マニュアルに基づき、避難所の設営・運営を行う。

3 消防団による応急対策

稲城市消防団は、次の対策を行うものとする。

(1) 消火活動

住民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。

また、消火活動、避難道路防護活動及び消防署（所）の消火活動等の応援等を行う。

(2) 情報収集

消防活動上必要な情報、被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

(3) 救出・救護活動

地域住民と協力して救助活動、負傷者の応急措置及び搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難指示を地域住民に伝達すると同時に、稲城市、多摩中央警察署等と連携して、避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

4 事業所による応急対策

事業所は、来訪者、従業員等の安全を確保し、初期消火、救助活動、救護活動、従業員の一斉帰宅抑制等を行う。

さらに、事業所での応急対策完了後、地域の消火活動、救助活動及び救護活動に協力する。

5 災害ボランティア活動による応急対策

(1) 災害ボランティアセンターの設置

稲城市社会福祉協議会は、稲城市と連携して稲城市福祉センターに災害ボランティアセンターを設置する。

また、稲城長峰スポーツ広場に災害ボランティアの駐車場等を指定する。

(2) 災害ボランティアセンターの運営

稲城市社会福祉協議会は、「稲城市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、次のとおり災害ボランティアセンターの運営を行う。

運営にあたっては、東京都災害ボランティアセンターとの連携を図る。

〈災害ボランティアセンターの運営〉

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 災害ボランティアの募集、受付 | ② ボランティアニーズの把握 |
| ③ 活動のコーディネート | ④ 資機材の確保、活動資金の調達 |
| ⑤ 災害ボランティア支援 等 | |

また、活動にあたっては、自主性を尊重し、活動方針及び運営については、災害ボランティアセンター自らが決定し行う自主運営を基本とする。

(3) 市と災害ボランティアセンターとの連携

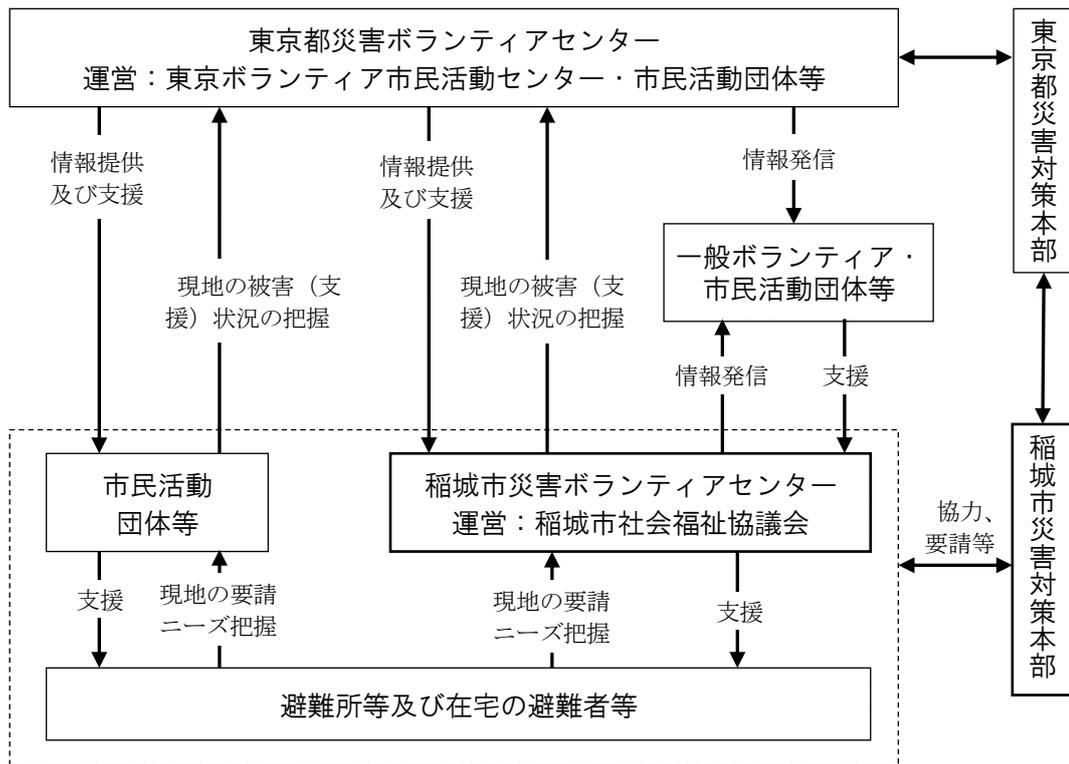
稲城市は、ボランティア活動について、稲城市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と定期的に協議し、被災者ニーズの把握、ボランティア活動の調整、

ボランティアへの必要な支援を行う。

また、被災地入りしているNPO等のボランティア等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズ及び支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(4) 費用の負担

稲城市は、ボランティア活動と稲城市の実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とする。



〈一般ボランティアの派遣手順〉

(5) 専門ボランティアとの連携

稲城市は、建築、医療、福祉等の専門性を有する災害ボランティアについては、関係部署と連携した活動ができるよう調整する。

(6) 稲城市消防本部消防支援ボランティアへの要請

消防本部は、消防支援ボランティアの受入れを担当する。

なお、消防支援ボランティアは、震度6弱以上の地震発生時に自主的に参集し、消防署隊の後方支援活動、応急救護活動等を実施する。

(7) 交通規制支援ボランティア

多摩中央警察署は、交通の整理誘導、交通広報、交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置等のため、交通規制支援ボランティアを要請する。

6 学校等の応急対策

(1) 児童・生徒等の安全確保

学校、保育所、学童クラブ、児童館及び放課後子ども教室においては、次の対策を行う。

ア 地震発生時の対策

学校等は、児童・生徒等の安全、施設等の被害状況等を確認する。

施設の被害及び火災が発生した場合は、児童・生徒等の避難誘導及び救護、初期消火、救助等を行う。

稲城市は、学校等からの連絡に基づき状況を把握する。

イ 児童・生徒等の引渡し

児童・生徒等は、学校等において保護者へ引渡すことを原則とする。

保護者の不在、帰宅が困難である児童・生徒等は、学校等において保護する。

(2) 施設利用者の安全確保

稲城市は、施設利用者の安全、施設等の被害状況を確認する。

(3) 応急教育の実施

稲城市は、教育を早期に再開するため、施設の点検、応急復旧等の措置を講ずる。

また、復旧状況に応じて、授業形態、給食の再開等を弾力的に運用する。

(4) 教科書・学用品等の給付

稲城市は、災害により教科書・学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障をきたしている児童・生徒に対して、学用品等を給付する。

(5) 避難所との共存

学校は教育の場としての機能と、避難所としての機能を有する。

そのため、稲城市は、避難所となっている学校で授業を再開する場合、使用施設について学校長と調整する。

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 課題と対策の概要

1 課題

- 多摩東部直下地震では、建物全壊 229 棟、半壊 1,123 棟（うち大規模半壊 209 棟）、建物被害により約 400 人の死者・負傷者が想定されており、建物の耐震化が必要である。
- 屋内の家具等の転倒、ブロック塀の倒壊による死傷者が数十人想定されており、屋内の安全対策や危険なブロック塀の撤去等の安全対策も必要である。
- 地震による出火により約 100 棟の建物焼失が想定されており、建物の不燃化、感震ブレーカー設置等の火災予防が必要である。

2 対策

- 土地区画整理事業、道路の整備等により災害に強い、安全に暮らせるまちづくりを推進する。
- 建築物の耐震化、家具等の転倒防止の啓発、ブロック塀の撤去等の事業を推進する。
- 建物の不燃化、消防力の整備等、消防水利の確保・充実等、延焼火災の防止を図る。

第2節 予防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 安全に暮らせる都市づくり	まちづくり計画課、土木課、区画整理課	—
2 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊、土砂災害の防止	まちづくり再生課、防災課	—
3 建築物の耐震化及び安全対策の促進	財産管理課、まちづくり再生課、管理課	—
4 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	防災課、建築保全課	—
5 出火、延焼等の防止	警防課、予防課	JR 貨物

1 安全に暮らせる都市づくり

(1) 市街地の整備

稲城市は、次のように市街地の整備を行う。

ア 土地区画整理

安全安心で快適なまちづくりを行なうため、土地区画整理事業等による市街地の一体的な整備を進める。特に、駅周辺においては、周辺企業と連携し、各駅の特徴を活かしたまちづくりを進める。

イ 無電柱化

無電柱化推進計画を策定し、計画的に都市計画道路等の無電柱化を推進する。

ウ 市街地再生

大規模な開発等により供給された団地について、適切な団地再生への支援により、様々な世代・世帯が暮らす団地としての再生を目指す。

また、市内の空き家の状況の把握を行なうとともに、適切な維持管理及び利活用への支援の検討を行う。

(2) 道路の整備

稲城市は、災害時の交通を確保するため、次のように道路の整備を行う。

ア 幹線道路の整備

広域的な道路網として、南多摩尾根幹線、鶴川街道等の整備を東京都に要請する。

また、土地区画整理事業等の関連事業の進捗に合わせて、主要幹線道路の整備を検討する。

イ 生活道路の整備

生活道路について、幹線道路、河川等の都市基盤整備の進捗に合わせて、計画的に拡幅・舗装整備等を進める。

また、狭あい道路の解消、歩道の段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置等により安全な道路の整備に努める。

ウ 適切な維持管理

道路施設について、計画的に維持管理に努める。

また、橋りょう、トンネル等については、「稲城市橋梁等長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な法定点検・診断、必要に応じた修繕工事を実施する。

2 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊、土砂災害の防止

(1) ブロック塀等の安全化

稲城市は、既存ブロック塀等を撤去する者に対し、生垣造成補助金交付制度に基づき補助金を交付する。

また、広報、ホームページ、稲城市メール配信サービス等を通じ、ブロック塀等の倒壊による危険性及び対策について啓発する。

(2) 土石流、急傾斜地崩壊対策

ア 土石流対策

東京都は、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき、土石流発生の危険性が高く又は発生した場合に多くの人家や公的施設等に被害が発生するおそれのある溪流を、順次、砂防指定地に指定し、対策工事を行う。

イ 急傾斜地崩壊対策

東京都は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに急傾斜地崩壊対策工事を行う。

(3) 土砂災害警戒区域等の対策

稲城市及び東京都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、次のとおり、ソフト対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域等の指定

東京都は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域等の指定等を進める。

また、土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害危険箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。

イ 警戒避難体制の整備

稲城市は、土砂災害警戒区域等の指定箇所、避難情報の伝達方法等を記載した「いなぎ防災マップ」の配布、ホームページへの掲載等により、警戒避難体制を整備する。

ウ 要配慮者利用施設対策

稲城市は、土砂災害防止法第8条・第8条の2及び水防法第15条の3に基づき、土砂災害警戒区域内又は多摩川洪水浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、診療所その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について、本計画にその名称及び所在地を定める。

本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

稲城市は、計画作成等に関する助言等、必要な支援を実施する。

3 建築物の耐震化及び安全対策の促進

(1) 建築物の耐震化

稲城市は、「稲城市耐震改修促進計画」及び「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、次のような対策を行い、建築物の耐震化を促進する。

〈建築物耐震化の対策〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 耐震化の必要性及び補助制度の周知② 木造住宅の耐震化促進講習会の周知等を通じた、改修事業者の技術力向上③ 改修事業者リストの作成・公表④ 木造住宅耐震診断・改修助成金の交付 |
|---|

(2) エレベーター閉じ込め対策

稲城市は、市有建築物について、改修等に併せてエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

(3) 放置自転車対策

稲城市は、自転車等の放置防止に関する条例に基づき、駅周辺道路における自転車の放置を防止する。

また、近隣商業地域における施設等に対して駐輪場を設置させ、駅周辺等の放置自転車を減少させる。

4 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 公共施設における非構造部材の耐震化等

稲城市は、市有施設の吊り天井、照明器具等の非構造部材の落下防止対策を進める。また、オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

(2) 屋外広告物に対する規制

東京都は、東京都屋外広告物条例に基づき、表示者等に対し、稲城市と連携して、屋外広告物の許可申請時に指導を行うとともに、設置後の維持管理の指導を行う。

(3) 自動販売機の転倒防止

東京都は、業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。

(4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策

稲城市は、防災パンフレットの配布、防災週間等のイベント、防災訓練等において、家具類の転倒・落下・移動防止対策を周知する。

(5) 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

稲城市は、余震等による建物倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、判定の対象とする公共施設のリスト作成、東京都が実施する判定員要請講習会への職員の参加、運用マニュアルの作成等により、判定実施体制を整備する。

5 出火、延焼等の防止

(1) 消防力の整備

稲城市は、消防力の整備指針等に基づき、大規模災害の発生、社会の変化等を見据え、消防車両等の消防機動力の充実を図る。

また、消防防災活動拠点としての機能を継続的に維持するため、消防緊急指令施設等の消防通信体制の整備を図る。

(2) 消防水利の整備

稲城市は、消防水利の基準等に基づき、耐震性貯水槽等の消防水利を整備する。

(3) 火災予防対策

稲城市は、消防法に規定する防火対象物について、防火管理者の選任、消防計画の策定、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検、火気使用等についての指導及び立入査察を行う。

(4) 危険物取扱施設等の安全化

稲城市は、消防法の規定を受ける危険物施設の関係者等に対し、保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物の適正な維持管理、危険物取扱者等に対する保安教育を計画的に実施する。

また、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、火災予防条例に規定されている少量危険物等の貯蔵又は取扱いについても、同様の措置を講ずる。

(5) 危険物等の輸送の安全化

稲城市は、車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し又は取扱う貯蔵所については、立入検査等を適宜実施して、法令基準に適合させ、当該基準が維持されるよう指導を強化する。

また、「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

JR貨物は、タンク車両の安全性の確保、貨物運転規則等により、安全性確保に細心の注意を払い災害防止に努める。

第3節 応急対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 消火・救助・救急活動	警防課、稲城市消防団	—
2 河川等の応急対策による二次災害防止	財産管理課、まちづくり計画課、まちづくり再生課、土木課、建築保全課、管理課	—
3 危険物等の応急措置による危険防止	警防課、防災課、予防課、緑と環境課、生活環境課、健康課	危険物を所管する機関

1 消火・救助・救急活動

稲城市は、災害発生後は迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

第5章第3節を参照のこと。

2 河川等の応急対策による二次災害防止

(1) 河川等の施設

稲城市は、堤防、護岸等の公共土木施設を点検し、被害がある場合は、河川管理者等と連携して、水害を警戒防御する。

(2) 公共施設

稲城市は、地震発生後、市庁舎、稲城市立病院、避難場所等の防災上の重要施設について、応急危険度判定、危険の除去等により二次災害を防止する。

また、非常電源用の燃料を確保し、機能を維持する。

3 危険物等の応急措置による危険防止

稲城市、東京都又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

なお、危険物の種類及び監督官庁によって、次のように役割分担が定められている。

(1) 避難等の措置

稲城市は、必要に応じ、避難等の措置を実施する。

また、消防本部は必要な応急対策を実施する。

〈稲城市の措置〉

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 住民に対する避難指示等 | ② 住民の避難誘導 |
| ③ 避難場所の開設、避難住民の保護 | ④ 情報提供、関係機関との連絡 |

(2) 石油等危険物施設の応急措置

機関	措置
稲城市	<ul style="list-style-type: none"> ・関係事業所の管理者等に対し、当該危険物施設の実態に応じた応急措置命令を実施 ・必要に応じ、緊急使用停止命令等を実施
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(3) 液化石油ガス消費施設の応急措置

機関	措置
東京都 (環境局)	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ・被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ・被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ・安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講じるよう指示
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(4) 火薬類保管施設の応急措置

機関	措置
東京都 (環境局)	<ul style="list-style-type: none"> ・危険防止措置を指導 ・被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ・必要に応じて、緊急措置命令等を実施
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ・危険防止措置の監督又は指導 ・必要に応じて、緊急措置命令等を実施
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(5) 高圧ガス取扱施設の応急措置

機関	措置
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・都区市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報
東京都 (環境局)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ・被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ・被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ・安全維持等のため必要な場合は、事業者等に緊急措置を命令
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ・市長からの要求等により、避難を指示 ・避難区域内への車両の交通規制 ・避難路の確保及び避難誘導
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ・都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講じるよう指導
東京都高圧ガス地域防災協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示
防災事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・出動要請を受けて応援出動
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(6) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関	措置
東京都 (保健医療局)	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ・毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者等に指示 ・災害情報の収集、伝達
東京都 (下水道局)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 ・災害情報の収集、伝達
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ計画した、災害発生時の対策に基づく行動を指導

(教育庁)	
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ・市長からの要求等により、避難を指示 ・避難区域内への車両の交通規制 ・避難路の確保及び避難誘導
事業者等	・危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(7) 化学物質関連施設の応急措置

機関	措置
東京都 (環境局)	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質対策 市と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ・PCB 対策 市との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告
事業者等	・危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(8) 放射線等使用施設の応急措置

機関	措置
東京都 (保健医療局)	・RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施

(9) 石綿含有建築物等の応急措置

機関	措置
東京都 (環境局)	<ul style="list-style-type: none"> ・都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 ・協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施
稲城市	・建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援
建築物所有者等	・建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施

(10) 危険物輸送車両等の応急対策

機関	措置
東京都 (環境局)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との密接な情報連携 ・必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 ・災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請
東京都 (下水道局)	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況把握及び都民等に対する広報 ・施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ・関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
関東東北産業 保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ・都及び関係機関との密接な情報連絡 ・高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令
関東運輸局	・危険物輸送の実態に応じた対策を推進
事業者等	・危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
JR 貨物	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の拡大等防止のため、立入禁止等の措置 ・消防、警察等の関係機関への通報

(11) 核燃料物質輸送車両等の応急対策

核燃料物質の輸送中に万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

機関	措置
原子力規制委員会 国土交通省 厚生労働省 総務省 環境省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> 放射線物質輸送事故対策会議の開催 派遣係官及び専門家の対応
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> 事故の状況把握及び都民等に対する広報 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京都 (総務局)	<ul style="list-style-type: none"> 事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関への通報等、応急の措置を実施 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施

(12) 危険動物の逸走時対策

住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係機関の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関	措置
東京都 (総務局)	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
東京都 (保健医療局)	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整
東京都 (産業労働局)	<ul style="list-style-type: none"> 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法（昭和23年法律第136号））
稲城市	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

第4節 復旧対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 公共の安全確保、施設機能の回復	まちづくり再生課、土木課、管理課、生涯学習課、施設を所管する課	—
2 二次的な土砂災害防止対策	防災課	東京都（南多摩東部建設事務所）

1 公共の安全確保、施設機能の回復

（1）河川施設の復旧

河川管理者は、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

（2）公共施設の復旧

稲城市は、公共施設の被害状況を調査し、復旧を実施する。

復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつ、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

（3）文化財施設

稲城市は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、東京都教育委員会、稲城市教育委員会及び文化財管理者等と修復等について協議を行う。

2 二次的な土砂災害防止対策

東京都及び稲城市は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 課題と対策の概要

1 課題

- 災害発生時の沿道建築物の倒壊による道路閉塞、渋滞発生により、緊急車両の通行障害等、大混乱が懸念される。
- 多摩東部直下地震では、稲城市の断水率が23.1%と想定されている。停電、通信不通、ガス供給停止率は数%となっているものの、広域的に機能停止となり、市民生活に大きな影響も想定される。
- 災害拠点となる施設の機能確保が必要である。

2 対策

- 災害発生後も交通機能の維持ができるよう、ソフト・ハード両面での対策を実施する。(幹線道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の耐震化による安全確保、交通規制による円滑な交通確保、鉄道の安全確保と早期復旧等)
- 水道・下水道施設等、ライフライン施設の耐震化、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりを行う。
- 自立・分散型電源の導入促進等、エネルギー確保の多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進し、都市機能を維持する。

第2節 予防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 道路・橋りょうの整備	土木課	—
2 河川施設の整備	土木課	—
3 緊急輸送ネットワークの整備	—	東京都（都市整備局）
4 水道の整備	—	東京都（水道局）
5 下水道の整備	下水道課	
6 電気・ガス・通信施設の整備	—	東京電力グループ、東京ガスグループ、通信事業者
7 エネルギーの確保	財産管理課、稲城市立病院管理課	

1 道路・橋りょうの整備

第3章第2節を参照のこと。

2 河川施設の整備

稲城市は（水防管理団体）は、河川管理施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。

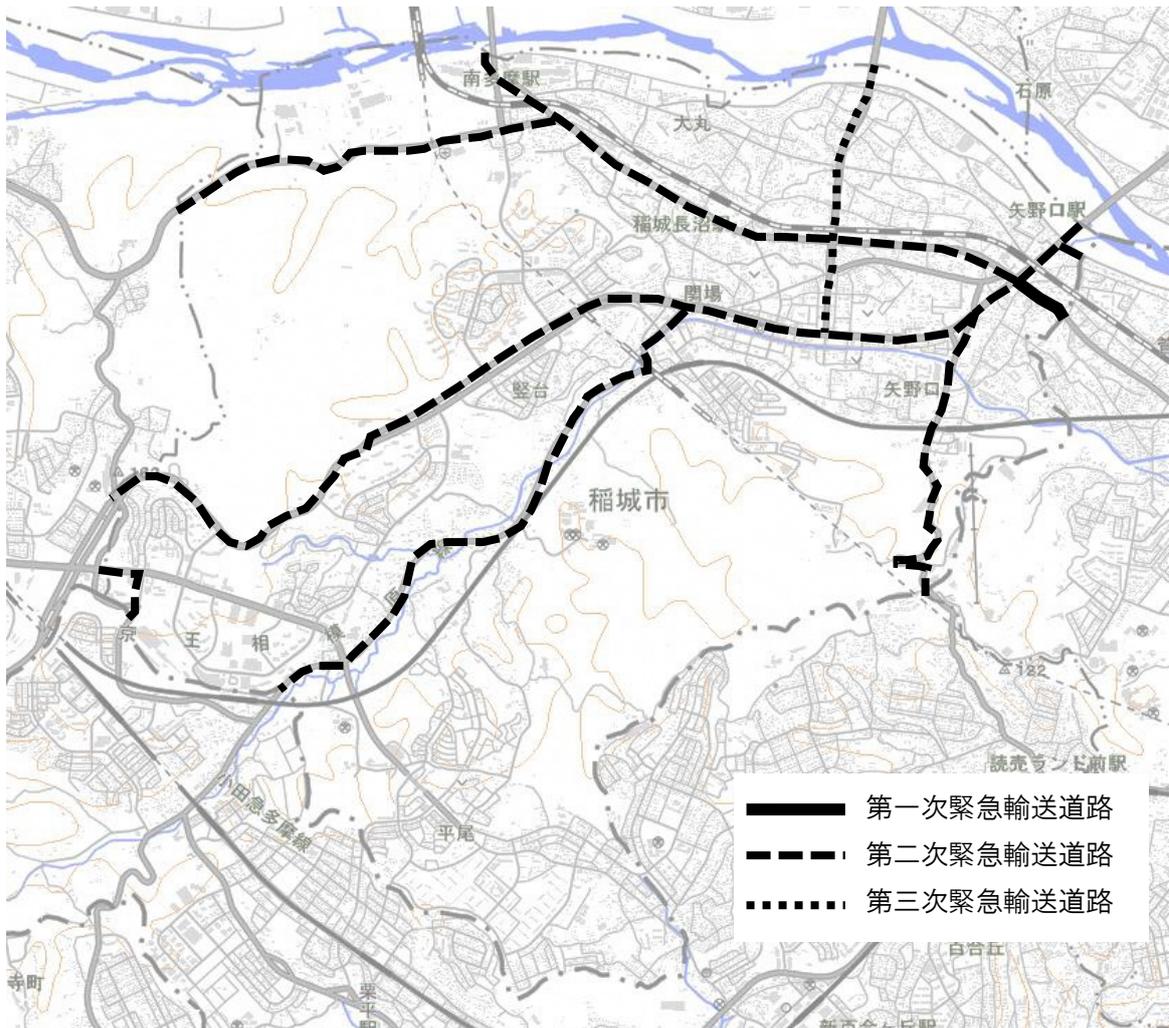
また、堤防ののり面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

3 緊急輸送ネットワークの整備

東京都は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次（区市町村、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備する。

〈東京都の緊急輸送ネットワーク〉

第一次緊急輸送ネットワーク	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路



<東京都緊急輸送ネットワーク>

4 水道の整備

東京都は、水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。

5 下水道の整備

稲城市は、矢野口駅周辺土地区画整理事業、鶴川街道拡幅事業等、関連事業の進捗に合わせ、下水道の整備を行う。

また、下水道維持管理計画に基づき、計画的に管きょの点検、調査を実施し、耐用年数を考慮して計画的な施設の延命化、計画的な施設の更新により機能確保、安全性の向上を図る。

6 電気・ガス・通信施設の整備

各事業者は、次のとおり災害に備えた施設及び体制を整備している。

(1) 東京電力グループ

電気施設は、耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域等、特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

また、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

(2) 東京ガスグループ

製造所・整圧所設備は、設備の耐震性の向上、防消火設備、保安用電力等の強化を行う。

供給設備は、導管を高・中・低圧別に区分し、状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。

また、ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、被害把握を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

(3) 通信事業者

電気通信設備及び附帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

なお、NTT 東日本では、区市町村から設置要望のあった施設(避難所)に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を事前に設置している。

7 エネルギーの確保

稲城市は、災害対策本部、避難場所が設置される施設の機能を維持するため、非常用電源の整備及び維持管理に努める。

また、事業者と災害時における各種燃料の優先供給に関する協定を締結し、燃料確保に努める。

第3節 応急対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 交通規制	財産管理課	多摩中央警察署
2 道路・橋りょう	まちづくり再生課、土木課、管理課	—
3 鉄道施設	—	JR 東日本、京王電鉄株式会社
4 河川施設	まちづくり再生課、土木課、管理課	東京都(南多摩東部建設事務所)、国土交通省京浜河川事務所
5 水道	—	東京都(水道局)
6 下水道	下水道課	—
7 電気・ガス・通信	—	東京電力グループ、東京ガスグループ、通信事業者

1 交通規制

警視庁は、道路交通法第4条及び災害対策基本法第76条の規定により、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する。

(1) 第一次交通規制(災害発生直後)

震度6弱以上の大地震が発生した場合は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動を最優先するため、次の交通規制が行われる。

- ア 環状7号線から都心方向に流入する車両の通行を禁止する。
- イ 環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。
- ウ 緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

国道4号(日光街道他)	国道17号(中山道・白山通り他)
国道20号(甲州街道他)	国道246号(青山通り・玉川通り他)
都道8号他(目白通り・新目白通り)	都道405号他(外堀通り他)
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・中央自動車道・東名高速道路・関越自動車道・東京外環自動車道・首都圏中央連絡自動車道・京葉道路(高架部)・第三京浜道路	

(2) 第二次交通規制

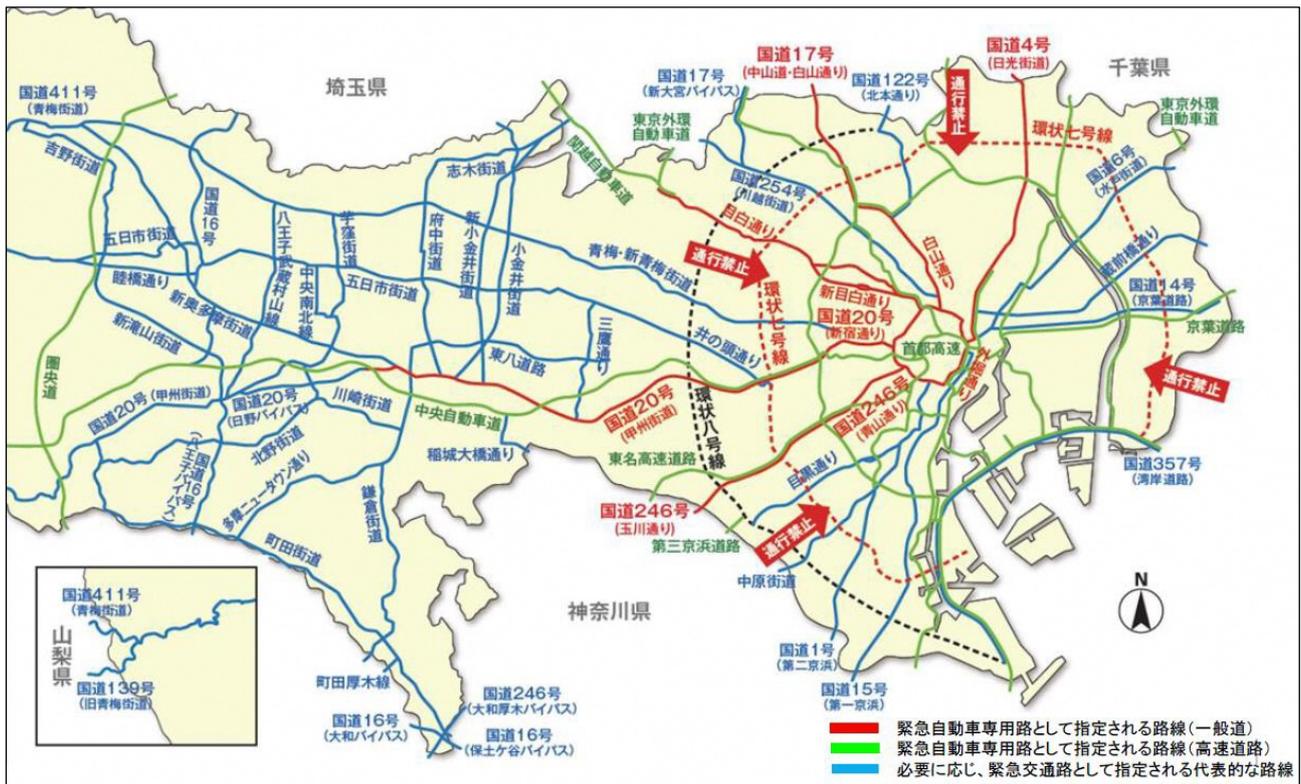
前記緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

国道1号(永代通り・第二京浜他)	国道6号(水戸街道他)	国道14号(京葉道路)	国道15号(第一京浜他)
国道17号(新大宮バイパス)	国道122号(北本通り他)	国道254号(川越街道他)	国道357号(湾岸道路)
都道2号(中原街道)	都道4号他(青梅街道他)	都道7号他(井の頭通り他・睦橋通り)	都道312号(目黒通り)

第2部 災害予防・応急・復旧対策

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【第3節 応急対策】

都道 315 号 (蔵前橋通り他)	国道 16号 (東京環状他・大和バイパス他)	国道 20 号 (日野バイパス他)	国道 139 号 (旧青梅街道)
国道 246 号 (大和厚木バイパス)	都道 9 号 (稲城大橋通り他)	都道 14 号 (東八道路)	都道 15 号他 (小金井街道)
都道 17 号他 (府中街道他)	都道 18 号 (鎌倉街道他)	都道 20 号他 (川崎街道)	都道 29 号他 (新奥多摩街道他)
都道 43 号他 (芋窪街道他)	都道 47 号他 (町田街道)	都道 51 号 (町田厚木線)	都道 59 号 (八王子武蔵村山線)
都道 121 号 (三鷹通り)	都道 153 号他 (中央南北線他)	都道 158 号 (多摩ニュータウン通り)	都道 169 号他 (新滝山街道他)
都道 173 号 (北野街道)	都道 248 号他 (新小金井街道)	都道 256 号 (甲州街道)	



〈大震災（震度 6 弱以上）発生時における交通規制〉

(3) 緊急通行車両の確認

稲城市は、災害発生前に緊急通行車両の確認を受けた市有車両について、あらかじめ交付されている標章及び緊急通行（輸送）車両確認証明書当該車両に備え付ける。

災害応急対策に従事する車両及び災害応急対策を行う他の機関、団体の使用する車両については、緊急通行車両等確認申出書及び必要書類を多摩中央警察署に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

なお、緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 警報の発表及び伝達並びに避難の指示 ② 消防、水防その他の応急措置 ③ 被災者の救難、救助その他の保護 ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 |
|--|

- ⑤ 施設及び設備の応急復旧
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- ⑧ 緊急輸送の確保
- ⑨ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置

(4) 運転者のとるべき措置

災害発生直後における自動車の運転者の措置は、次のとおりである。

- ① 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- ② 現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路又は緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- ③ 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。
 - ア 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車専用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車専用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを止める。
 - イ カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。
 - ウ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
 - エ カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
- ④ やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
 - ア 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - イ エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席等の車内の分かりやすい場所に置いておく。
 - ウ 窓は閉め、ドアはロックしない。
 - エ 貴重品を車内に残さない。

2 道路・橋りょう

(1) 被害状況の把握

稲城市は、市内を巡回し、道路・橋りょうの被害状況を把握する。

把握にあたっては、緊急輸送道路を優先する。被害箇所の情報は、道路管理者及び多摩中央警察署に連絡する。

(2) 障害物の除去等

稲城市は、市が管理する道路を啓開するため、道路上の障害物の除去、損傷の補修等を行う。

作業は、稲城市総合建設業協会との協定に基づき協力を要請する。

(3) 放置車両の移動

稲城市は、災害対策基本法第76条の6の規定により、市道における放置車両、立ち往生車両等により災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。

また、運転者等が不在の場合等にあつては、市自ら道路管理者として車両等の移動を行う。

(4) 道路の応急復旧

稲城市は、市が管理する道路の被害状況、優先順位等を考慮し、応急復旧方針を定めて、道路の応急復旧を行う。

3 鉄道施設

鉄道事業者は、初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応、駅等での各種情報提供等を行う。

4 河川施設

河川管理者は、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の変状の発見に努める。

また、市は、水防活動と並行して河川管理施設を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに河川管理者に報告するとともに必要な措置を実施する。

5 水道

東京都（水道局）は、異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底するとともに、施設の点検・被害調査を実施する。

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合は、応急措置を実施する。

6 下水道

稲城市は、下水道施設の調査、保安点検等を実施し、被害箇所の程度に応じて応急措置を実施する。

下水道管きよの被害については、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに、復旧対策の方針をたてる。

支援が必要な場合は、東京都下水道局流域下水道本部へ支援要請を行う。

7 電気・ガス・通信

各事業者は、情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。

(1) 東京電力グループ

震災時においても送電を継続することを原則とする。

水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

応急工事の実施にあたっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

(2) 東京ガスグループ

地区ガバナのSIセンサーで揺れの大きさ（SI値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングし、この情報をもとに被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断により適切な応急措置を行う。

被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(3) 通信事業者

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 気象状況、災害予報等② 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況④ 被災設備、回線等の復旧状況⑤ 復旧要員の稼働状況⑥ その他必要な情報 |
|---|

また、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

第4節 復旧対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 道路・橋りょう	まちづくり再生課、土木課、管理課	—
2 鉄道施設	—	JR 東日本、京王電鉄株式会社
3 河川施設	まちづくり再生課、土木課、管理課	東京都（南多摩東部建設事務所）、国土交通省（京浜河川事務所）
4 水道	—	東京都（水道局）
5 下水道	下水道課	—
6 電気・ガス・通信	—	東京電力グループ、東京ガスグループ、通信事業者

1 道路・橋りょう

道路管理者は、被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

なお、稲城市は、国の緊急災害対策本部が設置された災害等により、市では道路・橋りょうの復旧が困難な場合は、国又は東京都に権限代執行による支援を要請する。

2 鉄道施設

鉄道事業者は、都市機能の確保及び各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。

また、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様の被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

3 河川施設

河川管理者は、河川施設の応急復旧を行う。

稲城市は、排水場施設に被害を生じた場合、直ちに東京都（建設局）に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。

4 水道

東京都水道局は、配水系統等の変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して最も有効な管路から復旧を行う。

災害拠点病院等の重要施設は、優先して復旧にあたる。

なお、一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。

5 下水道

稲城市は、揚水施設を最優先として復旧し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

また、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます、取付管の復旧を行う。

支援が必要な場合は、東京都下水道局流域下水道本部へ支援要請を行う。

6 電気・ガス・通信

各事業者は、設備の復旧については、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保等、あらかじめ定めた手順により実施する。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節 課題と対策の概要

1 課題

- 地震災害等の教訓を踏まえて、地震発生直後から迅速な対応ができるよう、効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。
- 大規模災害時は稲城市だけでは対応が不可能であり、自治体の枠を超えた広域応援が求められる。そのため、広域連携体制の一層の強化や、応援者を効果的に受け入れる受援体制の構築が必要である。
- 救出・救助活動やライフライン等の復旧活動の迅速化に向けて、活動拠点の充実が必要である。

2 対策

- 稲城市の危機管理等の訓練等を通じて、災害対策本部体制を検証し、初動態勢を強化する。
- 東京都や全国の自治体、防災関係機関等との広域連携体制を強化するとともに、稲城市の受援体制の充実を図る。
- 大規模救出救助活動拠点の確保及び整備を推進する。

第2節 予防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 初動対応体制の整備	財産管理課、防災課	—
2 業務継続体制の整備	企画政策課	—
3 広域連携体制の整備	防災課	—
4 応急活動拠点の整備	防災課、教育総務課	—

1 初動対応体制の整備

(1) 庁舎機能の確保

稲城市は、災害拠点となる庁舎について、適切に保守点検を実施し、機能を確保するとともに、非常電源設備の設置、燃料の備蓄、協定締結による優先的な供給を確保する。

(2) 職員用の備蓄等の確保

稲城市は、庁舎に職員仮眠施設等を指定する。

また、災害対策に従事する職員用の食料及び飲料水を備蓄する。

(3) 災害対策マニュアル等の整備

稲城市は、市組織の改編等に合わせて災害対策本部組織及び分掌事務等の見直しを行う。

また、各災害対策業務について定めたマニュアル等の作成又は見直しを行い、職員への周知、マニュアル等に基づく災害対策本部設置・運営訓練を行う。

2 業務継続体制の整備

稲城市は、業務の優先度及び体制等を定めた業務継続計画について、地域防災計画等の改定にあわせて見直しを行う。

3 広域連携体制の整備

(1) 協定の締結

稲城市は、全国の自治体との相互応援協定、事業者・団体との応援協定を締結し、災害時の広域応援体制を整備する。

(2) 受援体制の整備

稲城市は、全国からの応援者を受け入れるために、応援要請の手順、担当の明確化、応援受入調整等を定めた災害時受援応援計画について、必要に応じて見直しを行う。

4 応急活動拠点の整備

(1) 応急活動拠点の指定

稲城市は、応急活動が円滑に行えるよう、各種の応急活動拠点を指定する。

(2) ヘリサインの整備

稲城市は、避難所となる学校施設等の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名（ヘリサイン）を表示する。整備は各施設の大規模改修工事等に合わせて、順次行う。

なお、ヘリサインの整備にあたっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準とする。

第3節 応急対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 配備態勢の確立	総務契約課、人事課、財産管理課、防災課	—
2 災害対策本部等	全課	—
3 消火・救助・救急活動	防災課、警防課	多摩中央警察署
4 応援協力・派遣要請	防災課、警防課	—
5 自衛隊の災害派遣	防災課	—
6 受援体制	総務契約課、人事課、文書法制課、秘書広報課	—

1 配備態勢の確立

(1) 配備態勢

地震発生時の市の参集・配備態勢は、次のとおりである。

本部	態勢	配備基準	主な活動	配備する職員
	第1 非常配備態勢	・稲城市で震度4の地震が発生したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震注意)が発表されたとき。	・情報収集活動を行う。	・消防本部防災課(所要人員)
	第2 非常配備態勢	・東京地方に震度5弱の地震が発生したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。	・情報収集連絡及び広報活動を行う。 ・所管する施設の準備、点検等を行う。	・消防本部全職員 ・その他必要とする人員
危機管理対策本部	第3 非常配備態勢	・東京地方に震度5強又は稲城市で震度5弱の地震が発生したとき。	・災害対策本部に準じた対策を行う。	・危機管理対策本部員 ・その他必要とする課長及び所要人員
災害対策本部	第4 非常配備態勢	・東京地方に震度6弱以上又は稲城市で震度5強の地震が発生したとき。	・情報収集活動、被害調査、その他災害応急対策活動を行う。	・全職員

(2) 職員の動員・配備

配備の決定は、震度に基づく自動配備を基本とする。その他は市長が決定する。

(3) 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。

ただし、事前の計画に基づき勤務場所以外の指定場所に参集する職員は除く。

2 災害対策本部等

(1) 災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

- ① 東京地方に震度6弱以上又は稲城市で震度5強の地震が発生したとき。
- ② その他、市長が必要と認めたとき。

(2) 本部設置の報告

本部を設置又は廃止したときは、東京都知事にその旨を報告するとともに、多摩中央警察署等の関係機関に通知する。

(3) 本部の設置場所

本部は、稲城消防署講堂に設置する。

(4) 本部の組織

ア 指揮

市長は、本部長として、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

市長が指揮監督をできない場合は、次の順位により本部長の職務を代理する。

- 第1位 副市長 第2位 教育長 第3位 総務部長

イ 本部員会議

被害状況の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議するため、本部員会議を開催する。

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

〈災害対策本部員会議の構成及び役割〉

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、企画部長、市民部長、産業文化スポーツ部長、福祉部長、子ども福祉部長、都市建設部長、都市環境整備部長、病院事業管理者、市立病院事務長、議会事務局長、会計管理者、教育部長、教育指導担当部長、消防長、消防団長、総務部総務契約課長、総務部財産管理課長、企画部企画政策課長、企画部秘書広報課長、企画部財政課長、企画部ICT推進課長、福祉部生活福祉課長、福祉部健康課長、教育部教育総務課長、消防本部防災課長、その他本部長が必要と認める者 ※病院事業管理者、市立病院事務長は、稲城市立病院災害対策本部での構成員となる。
役割	次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。 ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・避難指示等に関すること。 ・災害救助法の適用申請に関すること。 ・自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 ・国、東京都、他市町村及び関係防災機関に対する応援の要請に関すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。・その他、重要な災害対策に関すること。 |
|---|

ウ 部班の編成及び職員の配置

部班の編成及び職員の配置は、災害対策本部組織及び分掌事務による。

なお、分掌事務は、関連する業務を担当することが基本であるが、職員の被災状況等により、限られた人員で業務を執行する必要があることから、部別に割り振られた業務以外にも担当するものとする。

(5) 防災関係機関連絡室

本部長は、必要に応じて、防災関係機関連絡室を設置し、関係機関に連絡員の派遣を要請する。

(6) 現地災害対策本部の設置

本部長は、現地での指揮、調整等が特に必要と判断した場合は、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、被災地に近い公共施設を利用して設置する。

(7) 本部機能等の維持

ア 庁舎機能

本部長は、市役所等の施設機能を点検し、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等により庁舎機能を維持する。

イ 災害対策要員の活動支援

本部長は、災害対応の長期化に対応して、勤務ローテーションの設定、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

(8) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

なお、本部廃止後に引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部組織及び分掌事務表に基づき、関連する業務を所掌する担当課の職員で対応にあたる。

(9) 危機管理対策本部

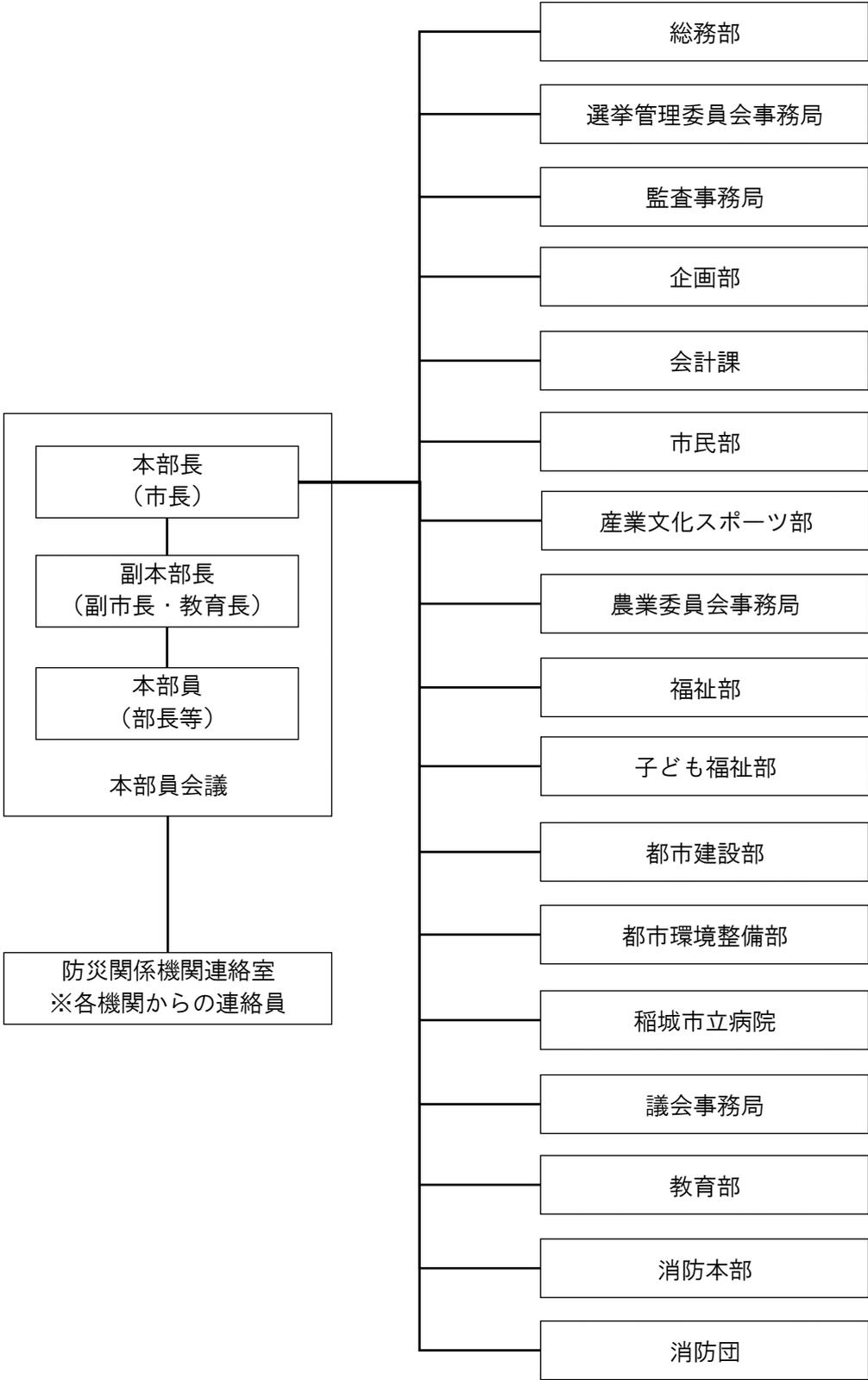
稲城市は、本部が設置される前又は本部が設置されない場合で必要があるときは、危機管理対策本部を設置する。

なお、所掌事務等は、災害対策本部を準用する。

〈危機管理対策本部員会議の構成及び役割〉

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	<p>総務部長、企画部長、市民部長、産業文化スポーツ部長、福祉部長、子ども福祉部長、都市建設部長、都市環境整備部長、病院事業管理者、市立病院事務長、議会事務局長、会計管理者、教育部長、教育指導担当部長、消防長、総務部総務契約課長、総務部財産管理課長、企画部企画政策課長、企画部秘書広報課長、企画部財政課長、企画部ICT推進課長、福祉部生活福祉課長、福祉部健康課長、教育部教育総務課長、消防本部警防課長、消防本部防災課長、その他本部長が必要と認める者</p> <p>※病院事業管理者、市立病院事務長は、稲城市立病院災害対策本部での構成員となる。</p>
役割	<p>次の事項について本部の基本方針を審議策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。 ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・避難指示等に関すること。 ・災害救助法の適用申請に関すること。 ・自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 ・国、東京都、他市町村及び関係防災機関に対する応援の要請に関すること。 ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ・その他、重要な災害対策に関すること。

災害対策本部組織



災害対策本部分掌事務

■共通事項

(1) 避難所の開設及び管理運営に関すること。
(2) 他の部・課への応援に関すること。
(3) 所管する施設の点検整備、災害記録、応急復旧及び災害時の活用に関すること。
(4) 所管施設利用者等の安全確保に関すること。
(5) 所管の受援に関すること。
(6) 本部長の指示による特命事項に関すること。

※ 保健師等の専門職、被災建築物の応急危険度判定士等の有資格者は、それぞれが関係する災害対策の責任者（部長・課長）の指揮下で活動する。

※ ◎は、複数の課で対策を担当する場合の主担当を示す。

■総務部

総務契約課	総務係 契約係 検査担当	◎ (1) 災害対策本部の設置・廃止、運営及び庶務に関すること。 ◎ (2) 被害状況のとりまとめに関すること。 ◎ (3) 給水に関すること。 ◎ (4) 防犯に関すること。 ◎ (5) 受援に関すること。
人事課	人事給与係 研修厚生係	◎ (1) 職員の動員及び配備態勢に関すること。 ◎ (2) 職員の支援に関すること。 (3) 給水に関すること。 (4) 受援に関すること。
文書法制課	文書法制係	◎ (1) ボランティア活動との調整に関すること。 (2) 給水に関すること。 (3) 受援に関すること。
財産管理課	施設係 管財係	◎ (1) 災害対策に必要な車両等の調達及び配車に関すること。 (2) 給水に関すること。 ◎ (3) 庁舎の維持管理に関すること。 ◎ (4) 燃料の確保に関すること。

■選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局	(1) 総務部の応援に関すること。
------------	-------------------

■監査事務局

監査事務局	(1) 総務部の応援に関すること。
-------	-------------------

■企画部

企画政策課	企画政策係	◎ (1) 災害復興本部の設置、運営及び庶務に関すること。 ◎ (2) 災害復興計画の策定に関すること。 ◎ (3) 災害情報の収集及び整理に関すること。 ◎ (4) 義援金の取扱いに関すること。
財政課	財政係	◎ (1) 災害対策関係予算その他財務に関すること。 (2) 災害情報の収集及び整理に関すること。
秘書広報課	広報広聴係 秘書係	◎ (1) 災害に関する広報及び広聴活動に関すること。 ◎ (2) 報道機関との連絡に関すること。 ◎ (3) 災害記録に関すること。 ◎ (4) 災害見舞者、災害視察者等の接遇に関すること。 (5) 受援に関すること。

ICT推進課	ICT推進係	◎	(1) システム及びネットワークの応急復旧に関すること。 (2) 災害情報の収集及び整理に関すること。
--------	--------	---	--

■会計課

会計課		◎	(1) 義援金の取扱いに関すること。 (2) 災害対策費用の対応に関すること。
-----	--	---	--

■市民部

市民課	市民窓口係 戸籍係 平尾出張所 若葉台出張所	◎ ◎ ◎	(1) 住民の安否確認及び安否情報の提供に関すること。 (2) 被災者相談に関すること。 (3) 遺体の収容及び火葬に関すること。
保険年金課	年金係 国民健康保険係 後期高齢者医療係	◎ ◎	(1) 被災者台帳の作成に関すること。 (2) 避難者の移送に関すること。 (3) 市税等の減免に関すること。 (4) 被災者相談に関すること。 (5) 遺体の収容及び火葬に関すること。
課税課	市民税係 土地係 家屋係	◎ ◎ ◎ ◎	(1) 被災者台帳の作成に関すること。 (2) 住家被害認定調査に関すること。 (3) 罹災証明書(火災に係るものを除く。)及び被災証明書の交付に関すること。 (4) 市税等の減免に関すること。 (5) 被災者相談に関すること。 (6) 遺体の収容及び火葬に関すること。
収納課	税管理係 滞納整理係		(1) 住家被害認定調査に関すること。 (2) 罹災証明書(火災に係るものを除く。)及び被災証明書の交付に関すること。 (3) 被災者相談に関すること。 (4) 遺体の収容及び火葬に関すること。

■産業文化スポーツ部

市民協働課	市民相談係 男女平等参画係 協働推進係	◎	(1) 食料及び生活必需品の受入れ及び供給に関すること。 (2) 外国人対策に関すること。
経済課	農政係 商工係	◎ ◎ ◎ ◎	(1) 食料及び生活必需品の受入れ及び供給に関すること。 (2) 農林施設の被害状況の調査及び支援に関すること。 (3) 産業の被害状況の調査及び支援に関すること。 (4) 家畜の保護及び防疫に関すること。
観光課	観光係	◎	(1) 食料及び生活必需品の受入れ及び供給に関すること。 (2) 帰宅困難者対策に関すること。
スポーツ推進課	スポーツ推進係		(1) 食料及び生活必需品の受入れ及び供給に関すること。

■農業委員会事務局

農業委員会事務局			(1) 産業文化スポーツ部の応援に関すること。
----------	--	--	-------------------------

第2部 災害予防・応急・復旧対策

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【第3節 応急対策】

■福祉部

生活福祉課	地域福祉系 保護第一係 保護第二係	◎ ◎	(1) 要配慮者対策に関する事。 (2) 災害援助資金の貸付、災害弔慰金等の支給に関する事。
高齢福祉課	高齢福祉系 介護保険係 地域支援係 介護認定係	◎ ◎	(1) 要配慮者対策に関する事。 (2) 福祉避難所の開設、運営に関する事。
障害福祉課	障害福祉系	◎ ◎	(1) 要配慮者対策に関する事。 (2) 福祉避難所の開設、運営に関する事。
健康課	健康推進係	◎ ◎ ◎ ◎	(1) 災害医療に関する事。 (2) 防疫に関する事。 (3) 保健衛生に関する事。 (4) ペットに関する事。

■子ども福祉部

児童青少年課	青少年系 児童館・学童ク ラブ係	◎	(1) 児童の安全確保に関する事。 (2) 要配慮者対策に関する事。
子育て支援課	手当助成係 保育・幼稚園係 第五保育園	◎ ◎	(1) 応急保育に関する事。 (2) 園児の安全確保に関する事。 (3) 要配慮者対策に関する事。 (4) 福祉避難所の開設、運営に関する事。
子ども家庭支 援センター課	総合相談係		(1) 要配慮者対策に関する事。
おやこ包括支 援センター課	母子保健係 あそびの広場 事業係	◎	(1) 要配慮者対策に関する事。

■都市建設部

まちづくり計 画課	都市計画係 開発指導係	◎ ◎	(1) 障害物の除去（住宅関係）に関する事。 (2) 災害復旧・復興計画に関する事。 (3) 被災建築物の応急危険度判定に関する事。
まちづくり再 生課	住所整理・団地 再生係		(1) 道路、河川及び橋りょう等の被害情報収集、調査及び応急復 旧に関する事。 (2) 被災建築物の応急危険度判定に関する事。
土木課	道水路工事係 用地係	◎ ◎	(1) 道路、河川及び橋りょう等の被害情報収集、調査及び応急復 旧に関する事。 (2) 障害物の除去（道路、河川等関係）に関する事。
建築保全課	保全係 建築係	◎ ◎ ◎	(1) 避難に使用する施設の整備に関する事。 (2) 応急仮設住宅等に関する事。 (3) 被災建築物の応急危険度判定に関する事。
管理課	管理係 交通対策係 維持補修係		(1) 道路、河川及び橋りょう等の被害情報収集、調査及び応急復 旧に関する事。 (2) 障害物の除去（道路、河川等関係）に関する事。

■都市環境整備部

緑と環境課	環境政策係 緑と公園係		(1) 環境モニタリングに関する事。 (2) 災害廃棄物の処理に関する事。
-------	----------------	--	--

生活環境課	ごみ・リサイクル係 環境保全係	◎ ◎ ◎	(1) ごみ及びし尿収集に関する事 (2) 災害廃棄物の処理に関する事 (3) 環境モニタリングに関する事
区画整理課	事業管理係 公共施行係	◎	(1) 被災宅地の危険度判定に関する事 (2) 災害廃棄物の処理に関する事
下水道課	業務係 施設管理係 計画工事係	◎	(1) 下水道の復旧に関する事

■稲城市立病院

稲城市立病院	◎ ◎	(1) 医療及び助産に関する事 (2) 医療器具、医療材料及び医薬品の確保に関する事
--------	--------	---

■議会事務局

議会事務局	◎	(1) 市議会との連絡調整に関する事 (2) 総務部の応援に関する事
-------	---	---------------------------------------

■教育部

教育総務課	教育総務係 学校管理係	◎ ◎	(1) 避難所の開設及び運営の統括に関する事 (2) 避難者の把握に関する事 (3) 児童及び生徒の安全確保に関する事
学務課	学務係	◎	(1) 避難所の開設及び運営の統括に関する事 (2) 避難者の把握に関する事 (3) 児童及び生徒の安全確保に関する事 (4) 学用品の給与に関する事
指導課	指導係 教職員係	◎ ◎	(1) 児童及び生徒の安全確保に関する事 (2) 応急教育に関する事 (3) 避難所の開設及び運営の統括に関する事 (4) 避難者の把握に関する事
生涯学習課	社会教育・公民館係 生涯学習支援係		(1) 避難所の開設及び運営の統括に関する事 (2) 避難者の把握に関する事
学校給食課	第一給食係 第二給食係		(1) 食料及び生活必需品の供給に関する事
図書館課	庶務係 奉仕係		(1) 避難所の開設及び運営の統括に関する事 (2) 避難者の把握に関する事

■消防本部

消防総務課	消防総務係	◎ ◎	(1) 災害対策本部の設置・廃止、運営及び庶務に関する事 (2) 災害救助法の適用申請に関する事 (3) 激甚災害指定の手続きに関する事
防災課	防災係 消防団係	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	(1) 災害対策本部の設置・廃止、運営及び庶務に関する事 (2) 東京都への応援要請及び関係機関との連絡調整に関する事 (3) 国、都への報告に関する事 (4) 自衛隊の災害派遣に関する事 (5) 避難の指示等に関する事 (6) 情報の収集・伝達に関する事

第2部 災害予防・応急・復旧対策

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【第3節 応急対策】

警防課	警防係 救急係 消防出張所	◎ ◎ ◎ ◎	(1) 消防及び水防活動に関する事 (2) 救出及び救助活動に関する事 (3) 河川の警戒及び監視に関する事 (4) 稲城市消防本部消防支援ボランティアの派遣及び活動に関する事
予防課	予防係 査察指導係	◎ ◎	(1) 危険物流出時等の措置に関する事 (2) 火災の罹災証明書の交付に関する事

■消防団

消防団			(1) 消防及び水防活動に関する事 (2) 救出及び救助活動に関する事 (3) 河川の警戒及び監視に関する事 (4) 避難誘導に関する事
-----	--	--	---

3 消火・救助・救急活動

(1) 消防の活動

消防本部は、地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により「稲城市消防本部集団・大規模災害活動計画」及び「稲城市消防本部震災時初動活動計画」に基づき、部隊運用及び現場活動を行う。

ア 消火活動

消防本部は、次のとおり消火活動を行う。

- ① 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。
- ② 延焼火災が大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。
- ③ 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

イ 救助・救急活動

消防本部は、次のとおり救助・消火活動を行う。

- ① 救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- ② 救助・救急活動に必要な重機、救急資機材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- ③ 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- ④ 多摩中央警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力する。

(2) 消防団の活動

稲城市消防団は、「稲城市消防団震災時活動計画」に基づき、地域に密着した防災機関として、市民に対して出火防止、初期消火等の指導及び現有装備を活用し、火災その他災害に対し消防団長の所轄のもとに消防活動にあたる。

出火防止	地震発生と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼び掛ける。
活動体制	付近の出火防止後、指定された場所に参集する。
消火活動	消防団員の出動に関する服務要領に基づく火災及び消防長が消防団長に要請した火災に出動し、消火活動を行う。
消防署隊への応援	消防署隊応援要員として、消火活動及び道路障害要因の排除等、消防署隊活動の応援にあたる。
情報の収集	参集途上における消火活動上必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況等の情報収集と報告及び消防団本部又は分団との指示命令の伝達等を行う。

(3) 警察の活動

ア 災害警備態勢の確立

多摩中央警察署長は、多摩中央警察署に現場警備本部を設置する。

災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編制し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置を取る。

イ 警備活動

多摩中央警察署は、建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- | |
|--------------------|
| ① 被害実態の把握及び各種情報の収集 |
| ② 交通規制 |
| ③ 被災者の救出救助及び避難誘導 |
| ④ 行方不明者の捜索及び調査 |
| ⑤ 遺体の調査等及び検視 |
| ⑥ 公共の安全と秩序の維持 |

4 応援協力・派遣要請

(1) 東京都への応援要請

市長は、災害が発生し、応急災害対策を実施するため必要があると認めるときは、東京都知事に対し、次の事項を明らかにして応援の要請又は応援のあつせんを求める。

- | |
|---|
| ① 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由） |
| ② 応援を希望する機関名 |
| ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 |
| ④ 応援を必要とする場所、期間 |
| ⑤ 応援を必要とする活動内容 |
| ⑥ その他必要な事項 |

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、東京都知事に対し、次の職員の派遣、あつせんを求める。

内容	根拠法令
指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あつせん	災害対策基本法第30条
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17の規定による職員の派遣及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第124条第1項の規定による職員の派遣	災害対策基本法第30条

(3) 市町村への応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、災害対策基本法第67条の規定により締結している「震災時等の相互応援に関する協定」に基づき、多摩地区の市町村長に対し応援を求める。

また、稲城市と締結している相互応援協定に基づき、市町村に応援を要請する。

(4) 応急対策職員の派遣要請（応急対策職員派遣制度）

市長は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に、東京都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請する。

(5) 消防の相互応援要請

市長は、地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づき、消防相互応援協定を締結している消防本部の消防長に応援を要請する。

(6) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、消防相互応援協定に基づく応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合は、東京都知事に対して緊急消防援助隊の応援を要請する。

また、緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるよう、次のとおり受援体制を整備する。

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 指揮、連絡体制の整備 | ② 燃料、食料等の補給体制の整備 |
| ③ 受入体制・施設の整備 | ④ 応援航空機の活動拠点の整備 |

(7) 事業者・団体等への応援要請

市長は、災害が発生し応急対策活動を行う場合において、必要と認める業務について稲城市と協定を締結する事業者・団体等に対し応援要請を行う。

5 自衛隊の災害派遣

(1) 知事への災害派遣要請の要求

市長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、東京都知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣要請を要求する。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 災害の情况及び派遣を要請する事由 | ② 派遣を希望する期間 |
| ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 | ④ その他参考となるべき事項 |

(2) 部隊への通知

市長は、災害が発生し、通信の途絶等により(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を直接部隊長に通知する。この場合、速やかにその旨を東京都知事に通知する。

派遣部隊：陸上自衛隊 第1師団 第1後方支援連隊 第1整備大隊

(3) 受入体制の確立

稲城市は、次のとおり災害派遣部隊の受入体制を確立する。

応援協議	市の連絡職員を定め、派遣部隊指揮官と応援を求める業務等必要な事項について協議する。
他の災害救助復旧機関との競合重複の排除	自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう関係する機関とで協議し、重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
作業計画及び資機材の準備	作業実施に必要な資機材の準備を行う。 また、施設の使用に際して管理者の了解を取り付ける等留意する。
活動拠点	災害派遣部隊の活動拠点及びヘリコプター緊急離発着陸場の候補地は6のとおりである。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた稲城市が負担する。

① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
④ 天幕等の管理換に伴う修理費
⑤ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と稲城市とで協議する。

なお、災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりである。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、市長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(5) 撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、東京都知事及び派遣部隊の長と協議する。

6 受援体制

(1) 受援体制

稲城市は、応援の受入れにあたって、受援窓口(受援総括班)を設置するとともに、受援の調整会議を開催して、効果的な支援を受けられるよう受援体制を整備する。

なお、詳細については、「稲城市災害時受援応援計画」によるものとする。

(2) 応急活動拠点の調整

稲城市は、次の応急活動拠点を指定している。応急活動を効果的に実施するため、これらのオープンスペースの利活用の調整を図る。

【ヘリコプター緊急離着陸場】

救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためのヘリコプター緊急離着陸場

施設名	所在地	管理者	面積
公益社団法人九段盡性園グラウンド	矢野口 3750-11	公益社団法人九段	27,000 m ²
日本大学グラウンド	坂浜字 19 号 1382-1	学校法人日本大学	29,000 m ²
稲城中央公園総合グラウンド	長峰 1-1	市	19,220 m ²
複合施設ふれんど平尾グラウンド	平尾 1-9-1	市	5,126 m ²

【医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場】

東京都が指定する災害拠点病院から概ね5km以内の陸路地点のヘリコプター緊急離着陸場

災害拠点病院	施設名	所在地	面積
稲城市立病院	稲城中央公園総合グラウンド	長峰 1-1	19,220 m ²

【大規模救出救助活動拠点】

自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース

施設名	所在地	管理者	面積
公益社団法人九段盡性園グラウンド	矢野口 3750-11	公益社団法人九段	27,000 m ²
日本大学グラウンド	坂浜字 19 号 1382-1	学校法人日本大学	29,000 m ²
稲城中央公園総合グラウンド	長峰 1-1	市	19,220 m ²

第6章 情報通信の確保

第1節 課題と対策の概要

1 課題

- 災害時に通信手段の機能が大きく低下し、防災機関相互や行政機関内部での被害状況等の把握に時間を要することとなる。
- 行政機関から市民等への情報発信機能の低下により、適切な情報提供ができなくなる。
- 携帯電話等の通信規制等により、家族等の安否確認が困難になり、市民の冷静な判断を妨げるおそれがある。地震災害等の教訓を踏まえて、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。

2 対策

- 防災行政無線を補完する多様な通信手段を配備し、災害情報システムの機能向上、防災行政無線、衛星携帯電話等の配備により、通信の保管手段等の充実に努める。
- 迅速な報道に向けた体制の整理、ソーシャルメディア等、多様な情報提供ツールの活用による多様化を図る。
- 通信事業者による安否確認手段の活用促進・サービスの充実等、通信手段の確保と多様化を図る。また、訓練等を通じた体制の検証等により、初動態勢を強化する。

第2節 予防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 情報通信連絡体制の整備	防災課	—
2 住民への情報提供体制の整備	秘書広報課	—

1 情報通信連絡体制の整備

稲城市は、災害時の通信を確保するため、防災行政無線のデジタル化、MCA 無線の導入等、新たな通信手段の導入を検討する。

また、平常時から通信設備の適切な管理を行う。

2 住民への情報提供体制の整備

稲城市は、住民に的確に情報が伝達できるよう、防災行政無線の他、メール配信サービスへの登録の促進、公式 SNS 等の活用について、広報紙、市ホームページ等により住民に周知する。

第3節 応急対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 情報連絡体制	防災課	—
2 災害情報の収集	企画政策課、財政課、ICT推進課、 防災課	—
3 東京都への報告	防災課	—
4 国への報告	防災課	—
5 広報活動	秘書広報課	—
6 被災者相談	市民課、保険年金課、課税課、収 納課	—
7 安否情報の提供	市民課	—

1 情報連絡体制

(1) 通信手段

稲城市は、次の手段を用いて通信を確保する。

手段	内容
災害時優先電話	災害時優先電話として登録されている電話（優先発信が可能）を活用し、各施設、各係機関と連絡を行う。
防災行政無線	市役所から屋外拡声器への一斉放送により住民等に対し情報を伝達する。
東京都防災行政無線	東京都防災行政無線により、東京都、各関係機関との連絡、総務省消防庁への報告を行う。
全国瞬時警報システム（Jアラート）	全国瞬時警報システム（Jアラート）により、市に伝達された警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。
災害情報共有システム（Lアラート）	災害情報共有システム（Lアラート）により、市等が発した情報を集約し、テレビ、ネット等の多様なメディアを通して住民に災害情報が一括配信される。

(2) 通信手段が使用不可能な場合の措置

稲城市は、通信手段が被災により不通となった場合又は著しく通信が困難となった場合は、関東地方非常通信協議会の無線局（国土交通省、警察、通信事業者等）を利用し、通信の確保を図る。

2 災害情報の収集

(1) 地震情報の収集・伝達

東京管区気象台は、次の地震情報等を発表する。稲城市は、これらの情報を収集する。

〈地震情報等〉

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名・地点を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

（2）被害情報の収集

稲城市は、地震発生後、災害対策本部分掌事務で定められた所管の被害概況調査を実施し、情報を災害対策本部で集約する。

（3）異常現象等の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を稲城市又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに稲城市に通報する。

稲城市は、当該通報を受けた場合、次の機関に通報する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 東京都 ② 東京管区气象台 ③ 地域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者 |
|--|

3 東京都への報告

稲城市は、災害が発生したときから応急対策が完了するまで、被害状況等について、次のように東京都に報告する。

なお、家屋の倒壊、火災が多発する災害が発生した場合又は東京都に報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

（1）報告すべき事項

報告すべき事項は、次のとおりである。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害発生した場所又は地域
- ④ 被害状況（「被害程度の認定基準」に基づき認定）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ア 災害対策本部の設置状況
 - イ 主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資機材等）
 - ウ その他必要事項
- ⑥ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑦ その他必要な事項

（2）報告の方法

報告は、原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による。

ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX等あらゆる手段により報告する。

（3）報告の種類、期限等

報告の種類、期限等は、次のとおりである。

報告の種類	入力期限	入力画面
発災通知	即時	被害第1報報告
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知	即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内
	各種確定報告	同上
災害年報	4月20日	被害数値報告

（4）災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第12章第3節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

4 国への報告

稲城市は、火災・災害等即報要領の直接即報基準に基づき、市域で震度5強以上の地震が発生した場合は、第一報として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で直接、国（総務省消防庁）に報告する。

なお、直接即報は、被害の有無を問わず行う。

5 広報活動

(1) 住民への広報

稲城市は、次の方法で住民への広報を行う。

- | | | |
|-----------------|-----------|----------------|
| ① 防災行政無線 | ② 市ホームページ | ③ 稲城市メール配信サービス |
| ④ SNS | ⑤ 広報紙 | ⑥ 避難所等での掲示 |
| ⑦ Yahoo!防災速報アプリ | ⑧ Lアラート | |

(2) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 地震直後の広報事例 | |
| ・地震情報 | ・混乱防止の呼び掛け |
| ・通電火災の防止 | ・被害情報 |
| ・避難指示 | ・道路の交通、交通機関の運行状況 |
| ・学校等の措置 | ・市の体制・措置 |
| ② 被災者支援の広報事例 | |
| ・被害情報 | ・避難所の開設状況 |
| ・食料・生活物資等の供給 | ・医療機関の診療状況 |
| ・ライフラインの被害及び復旧状況 | ・道路の交通規制、交通機関の運行状況 |
| ・防疫・保健衛生措置 | ・学校の休校・再開等の措置状況 |
| ・東京都及び市の措置 | |

(3) 報道対応

稲城市は、必要に応じて臨時の記者発表を行い、市から情報を発信する。
放送機関を通じた放送による発表が必要な場合は、東京都に要請する。

(4) 取材活動等に関する要請

稲城市は、報道機関、災害調査等を行う機関等に対し、取材及び調査活動において、避難者等のプライバシー、負担等に配慮をするよう要請する。
また、避難所等における被災者への取材は、避難所の自主運営組織等が許可した場合のみとする。

6 被災者相談

(1) 相談窓口の設置・運営

稲城市は、市役所等に被災者相談窓口を設置し、被災者支援についての相談、申請受付等、各種相談を行う。
また、各種の相談を通じて、被災者の要望、苦情等を聴取する。

(2) コールセンター等の設置

稲城市は、コールセンターを設置し、被災者からの問い合わせ等に対応する。

7 安否情報の提供

稲城市は、被災者の安否情報について、家族、親族等から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

第7章 医療救護・保健等対策

第1節 課題と対策の概要

1 課題

- 多摩東部直下地震で想定されている負傷者383人（うち重傷者32人）に対応するため、限られた医療資源を活用できるよう市内の医師、応援医療チームの受入及び配置等の調整機能が必要である。
- 災害発生当初の医療資器材等については、一定の備蓄があるが、一方で、医薬品等の資器材の枯渇に備えた供給体制の強化が必要である。
- 検案医等の不足が生じないよう、体制の強化が必要である。また、南多摩5市で運営管理している火葬場のみで対応するには、限りがある。

2 対策

- 被害情報を効率的に（一元的）に集約して、災害発生直後から限られた医療資源を最大限活用できるよう、稲城市災害医療マニュアルに基づき、災害医療コーディネーターを中心とした初動医療体制を構築する。
- 精神科領域での初動医療体制の整備を推進する。
- 備蓄の充実と医薬品販売事業者を活用した医薬品等の供給体制を強化する。
- 医療施設のライフラインの確保及び情報共有等の医療基盤を強化する。
- 災害時遺体安置所設営マニュアルに基づき、関係機関と連携した遺体の安置体制の構築や東京都と連携した広域的な火葬体制の充実等により、火葬の迅速化を図る。

第2節 予防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 初動医療体制等の整備	健康課、防災課	稲城市医師会、八南歯科医師会稲城支部、南多摩薬剤師会、柔道整復師会南多摩支部
2 医薬品・医療用資器材の確保	健康課、防災課、稲城市立病院	稲城市医師会、八南歯科医師会稲城支部、南多摩薬剤師会、柔道整復師会南多摩支部
3 医療施設の基盤整備	稲城市立病院管理課	—
4 遺体の取扱い	防災課、市民課	—

1 初動医療体制等の整備

(1) コーディネーターの選任

稲城市は、医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを、災害医療や地域医療の実情に精通した医師から選任する。

また、必要な情報収集、薬剤師班の活動の調整を行う市災害薬事コーディネーターを薬剤師会の会員から選任する。

(2) 情報連絡体制等の整備

稲城市は、市災害医療コーディネーターが被災状況や医療機関の状況を把握できるよう、稲城市立病院、医師会、歯科医会、薬剤師会、柔道整復師会等と市役所が情報連絡を図る。そのための、通信手段の整備、責任者を明確にする等、体制を構築する。

(3) 稲城市災害医療連携会議の開催

稲城市は、情報共有や医療救護班の編成等の災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的として、市災害医療コーディネーターを中心に、市立病院、医師会、歯科医会、薬剤師会、柔道整復師会等が参加する稲城市災害医療連携会議を開催する。

(4) 訓練の実施

稲城市は、稲城市立病院、医師会、歯科医会、薬剤師会、柔道整復師会等とともに、医療救護所開設に伴う初動体制活動訓練（医療救護所の設置・運営・トリアージ・救急処置及び搬送訓練）を実施する。

(5) 医療救護所等の指定

稲城市は、稲城市災害医療マニュアルを策定し、次のとおり医療救護所等を指定しており、施設管理者、医師会等と医療スペースの確保等の施設の利活用について協議する。

区分	指定場所	役割
緊急医療救護所	稲城市立病院前（災害拠点病院）	災害発生直後に稲城市立病院（災害拠点病院）の近接地等（病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
一次医療救護所	平尾小学校・稲城第三中学校・稲城市総合体育館	概ね72時間まで（超急性期までの間）に、避難所内に設置する医療救護所
二次医療救護所（避難所医療救護所）	稲城第一中学校・稲城第二中学校・稲城第四中学校・稲城第六中学校	概ね72時間以降（急性期以降）に、避難所内に設置する医療救護所
医療救護活動拠点	市役所（災害対策本部）	医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

（6）負傷者等搬送体制の整備

稲城市は、負傷者の搬送手段について、関係機関との協定締結等、搬送手段を確保する。

（7）防疫体制の整備

稲城市は、防疫用資機材の備蓄、薬品を取扱う事業者からの調達計画を策定する。

2 医薬品・医療用資器材の確保

（1）医薬品・医療用資器材の確保

稲城市は、医師会、歯科医会、薬剤師会等と協議の上、医療救護所、避難所医療救護所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。

（2）稲城市立病院の対策

稲城市立病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄し維持する。

3 医療施設の基盤整備

稲城市立病院は、災害拠点病院としての機能を確保するため、施設・設備の整備、備蓄、事業継続計画及び災害対応マニュアルの修正等を行う。

4 遺体の取扱い

稲城市は、災害時遺体安置所マニュアルに基づき、遺体収容所を設置する施設を指定する。

また、遺体収容所の運営について、多摩中央警察署、葬儀事業者等と協議を行い、協力体制を構築する。

第3節 応急対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 初動医療体制等	健康課、障害福祉課、稲城市立病院	稲城市医師会、八南歯科医師会稲城支部、南多摩薬剤師会、柔道整復師会南多摩支部、東京都（南多摩保健所）
2 保健衛生活動	健康課、保健活動班（保健師職員）	稲城市医師会、八南歯科医師会稲城支部、南多摩薬剤師会、柔道整復師会南多摩支部、東京都（南多摩保健所）
3 医薬品・医療資器材の供給	健康課	南多摩薬剤師会
4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	警防課、稲城市消防団、市民課、保険年金課、課税課、収納課	多摩中央警察署、稲城市医師会、八南歯科医師会稲城支部、自衛隊

災害時の医療救護活動は、次の区分で実施される。

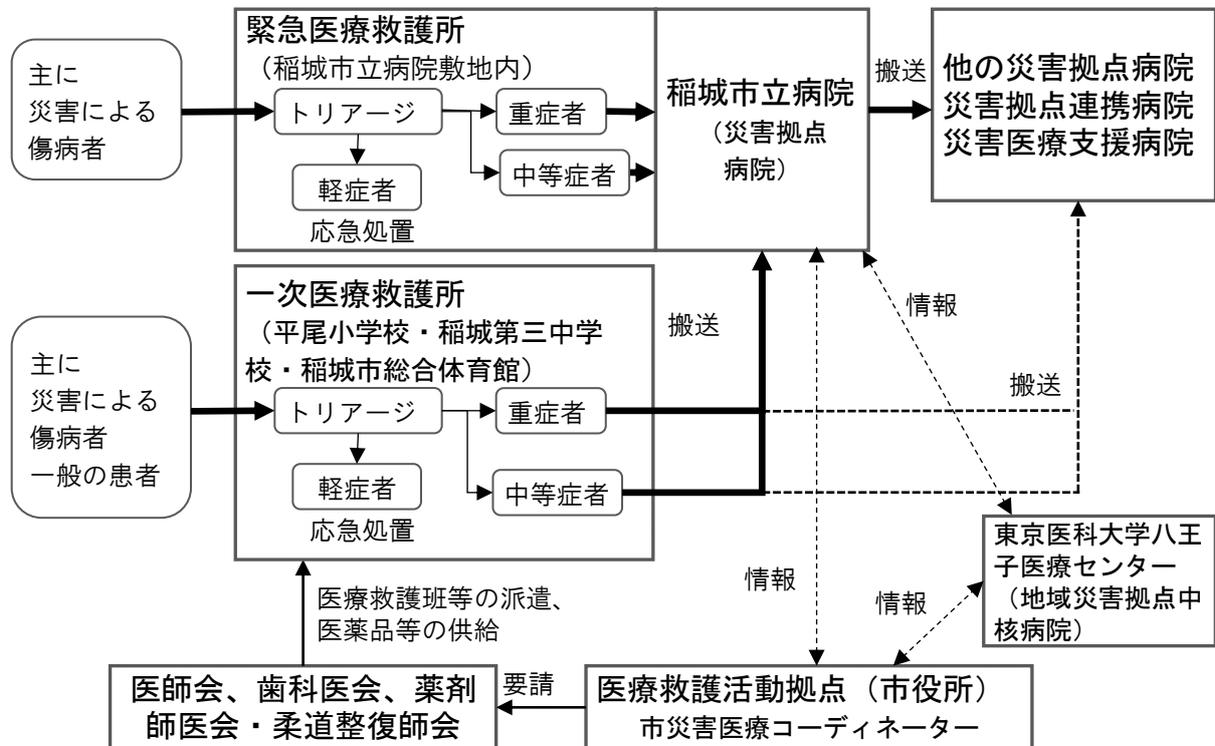
〈医療救護活動におけるフェーズ区分〉

区分	想定される状況
0 災害発生直後 (災害発生～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

東京都では、二次保健医療圏を単位とした災害医療体制が構築されており、稲城市は、南多摩保健医療圏（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）に属している。

1 初動医療体制等

初動医療（災害発生後72時間以内）は、稲城市災害医療マニュアルに基づき、次の流れで行うことを基本とする。



〈初動医療の流れ〉

(1) 医療救護本部の設置

稲城市は、災害対策本部に医療救護活動拠点を設置し、市災害医療コーディネーターを中心に、稲城市立病院、東京医科大学八王子医療センターと連携して医療救護活動の全体を調整する。

また、EMIS等を活用して医療情報を収集する。

(2) 医療救護所の設置

稲城市は、傷病者が多数発生した場合は、稲城市立病院敷地内に緊急医療救護所、平尾小学校・稲城第三中学校・稲城市総合体育館に一次医療救護所を設置し、トリアージ及び応急処置を行う。

また、災害発生後72時間以降、必要に応じて、稲城第一中学校・稲城第二中学校・稲城第四中学校・稲城第六中学校に二次医療救護所を設置する。

なお、必要に応じて、その他の避難所にも設置する。

(3) 医療救護班等の編成及び派遣

稲城市は、傷病者のトリアージ及び応急処置のため、医師会、歯科医会、薬剤師会及び柔道整復師会に医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等の編成・派遣を要請し、医療救護所において避難者の医療救護活動を行う。

また、東京都に対し、医療救護班、歯科医療救護班等の派遣を要請する。

なお、東京地方に震度6弱以上又は稲城市で震度5強の地震が発生した場合、各師会が定めたマニュアルに従い、可及的速やかに参集することとなっている。

初動医療救護活動は、「稲城市災害医療マニュアル」によるものとする。

(4) トリアージ等の処置

緊急医療救護所及び一次医療救護所等においては、医療救護班によりトリアージ及び軽症者への応急処置が行われる。

(5) 後方医療機関への搬送

中等症者及び重症者は、稲城市立病院又は他の災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院に収容する。医療救護所からの搬送は、救急車、ヘリコプター等で行う。

〈南多摩保健医療圏の後方医療機関〉

区分	説明	医療機関
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療	東京医科大学八王子医療センター、東海大学八王子病院、日本医科大学多摩永山病院、東京都立多摩南部地域病院、稲城市立病院、町田市民病院、南町田病院、日野市立病院
災害拠点連携病院	中等症者や容態の安定した重症者の治療等	南多摩病院、仁和会総合病院、右田病院、永生病院、八王子山王病院、清智会記念病院、北原国際病院、野猿峠脳神経外科病院、高月整形外科病院、町田胃腸病院、鶴川サナトリウム病院、多摩丘陵病院、町田病院、町田慶泉病院
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応等	慶友病院、南山リハビリテーション病院、稲城台病院、その他上記以外の医療機関

(6) 在宅医療機器使用者（人工呼吸器等）への対応

稲城市は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

また、在宅医療機器使用者及び家族に対し、被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、保健所、事業者等と連携して、在宅療養の継続を支援する。

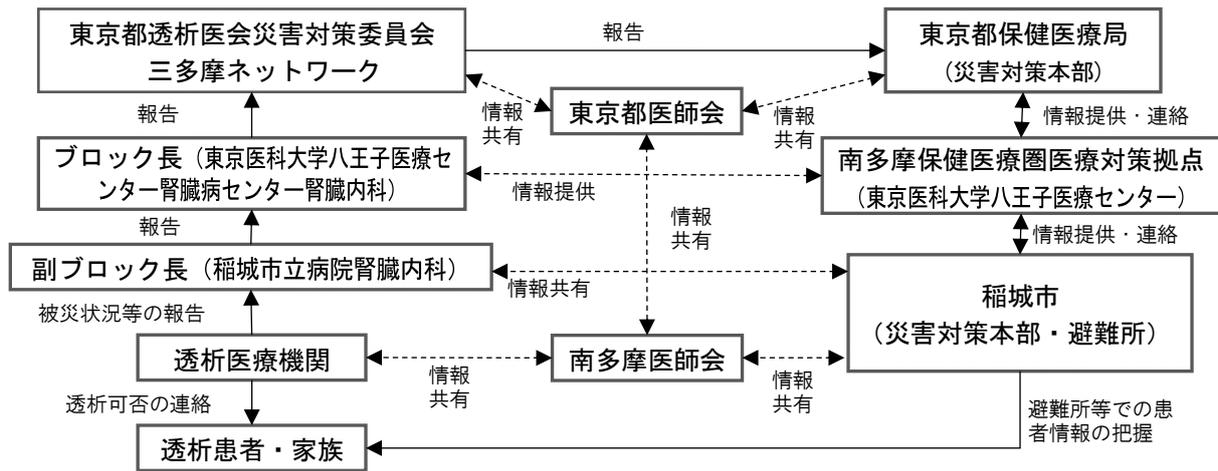
なお、在宅療養の継続、避難等に際し、「個別避難計画」による支援が困難な場合は東京都へ支援を要請する。

(7) 透析患者等への対応

災害時の透析医療は、東京都が定める「災害時における透析医療活動マニュアル」によるものとする。

稲城市は、災害時透析医療ネットワークの三多摩ネットワーク南多摩ブロックの副ブロック長（稲城市立病院腎臓内科）、医師会等と連携して、医療機関の情報を把握する。

透析医療は、透析医療機関と透析患者との連携で実施されるが、避難所等で透析が受けられないことを把握した場合は、副ブロック長と連携して、透析医療機関への受入れを要請する。



〈災害時の透析医療情報連絡系統〉

2 保健衛生活動

(1) 保健衛生活動

稲城市は、「災害時の保健活動推進マニュアル」（日本公衆衛生協会/全国保健師長会）に基づき、避難者への巡回健康相談等を行うため、保健師等必要な職種からなる保健活動班を編成して、避難所等に派遣する。

保健活動班は、環境衛生指導班、食品衛生指導班及び防疫班と連携し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。

班名	機関	役割
防疫班	稲城市	<ul style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 感染症予防のための広報及び健康指導 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒班	稲城市	<ul style="list-style-type: none"> 患者発生時の消毒（指導） 避難所の消毒の実施及び指導
保健活動班	稲城市	<ul style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談の実施 広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 食品集積所の衛生確保 避難所の食品衛生指導 その他食品に起因する危害発生の防止 食中毒発生時の対応 避難所における食品取扱管理者の設置促進等 食品衛生管理体制の確立 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 手洗いの励行 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 情報提供 殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の塩素による消毒の確認

		<ul style="list-style-type: none"> ・住民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・住民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導
--	--	---

(2) 精神医療活動

稲城市は、避難者への巡回健康相談等に際し、メンタルヘルスケアについて状況を把握し、東京都にDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請する等、保健活動班との連携により、避難所等で精神保健相談等を実施する。

3 医薬品・医療資器材の供給

(1) 災害薬事センターの設置

稲城市は、薬剤師会と連携して、医療救護所、避難所等への医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターを保健センターに設置する。

また、センターの管理・運営のため、薬剤師会に市災害薬事コーディネーターの派遣を要請する。

(2) 医薬品・医療資器材の確保

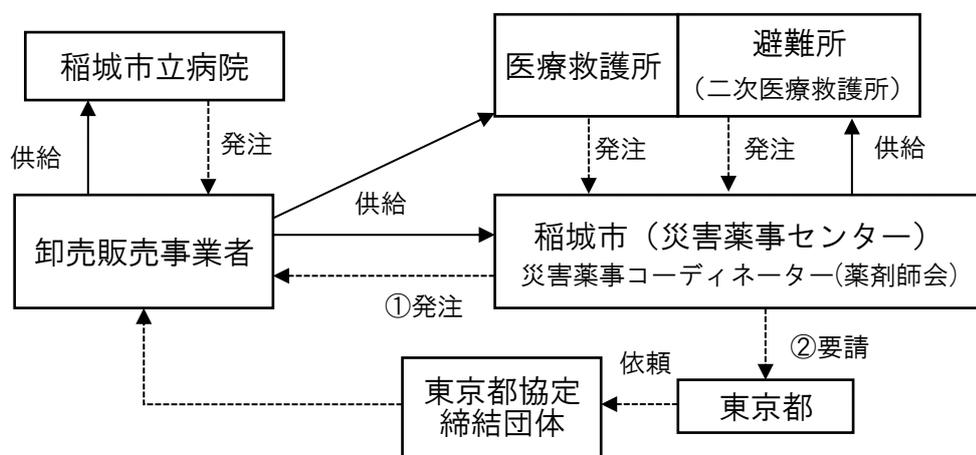
稲城市は、市の備蓄、薬剤師会への要請により医薬品等を確保する。

また、東京都に対し備蓄品を供出するよう要請する。

なお、稲城市立病院で使用する医薬品等は、平時と同様に卸売販売業者から調達する。

(3) 卸売販売業者からの調達

稲城市は、(2)の確保では不足する場合には、市災害薬事センターから医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する（下図①）。調達が不可能な場合には、東京都に調達を要請する（下図②）。



〈医薬品等の調達の流れ〉

(4) 血液製剤の確保

稲城市は、血液製剤が必要な場合、東京都に要請する。

4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

(1) 行方不明者の搜索

稲城市は、多摩中央警察署、稲城市消防団と連携して行方不明者（周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。）の情報を収集し、搜索活動を行う。

また、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者について、東京都、多摩中央警察署等と情報を共有し、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより行方不明者の明確化を図る。

(2) 遺体収容所の開設

稲城市は、「災害時遺体安置所設営マニュアル」に基づき、稲城・府中墓苑組合の施設等に遺体収容所を開設し、遺体を収容する。

また、遺体収容所の責任者を配置し、関係者との連絡調整を行う。

遺体収容所を開設した場合は、東京都及び多摩中央警察署に報告するとともに、住民等へ周知する。

(3) 資器材等の確保

稲城市は、遺体安置に必要な資器材等を葬儀事業者から確保する。

また、納棺作業等の遺体の取扱いについても、葬儀事業者に要請する。

(4) 遺体の搬送

稲城市は、家族等で搬送が困難な遺体を遺体収容所まで搬送する。状況に応じて、多摩中央警察署等に要請する。

(5) 検視・検案

多摩中央警察署は、検視班等を編成し遺体収容所に派遣し、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（令和4年法律第68号）、検視規則、死体取扱規則、「多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及び必要な措置を講じる。

東京都は、遺体収容所に検案班を派遣する。検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。

医師会、歯科医会は、東京都又は警視庁の要請により、検案及び身元確認に協力する。

(6) 身元確認

多摩中央警察署は、発見した遺体の身元が不明な場合について、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。身元が確認された遺体は、遺族に引き渡す。

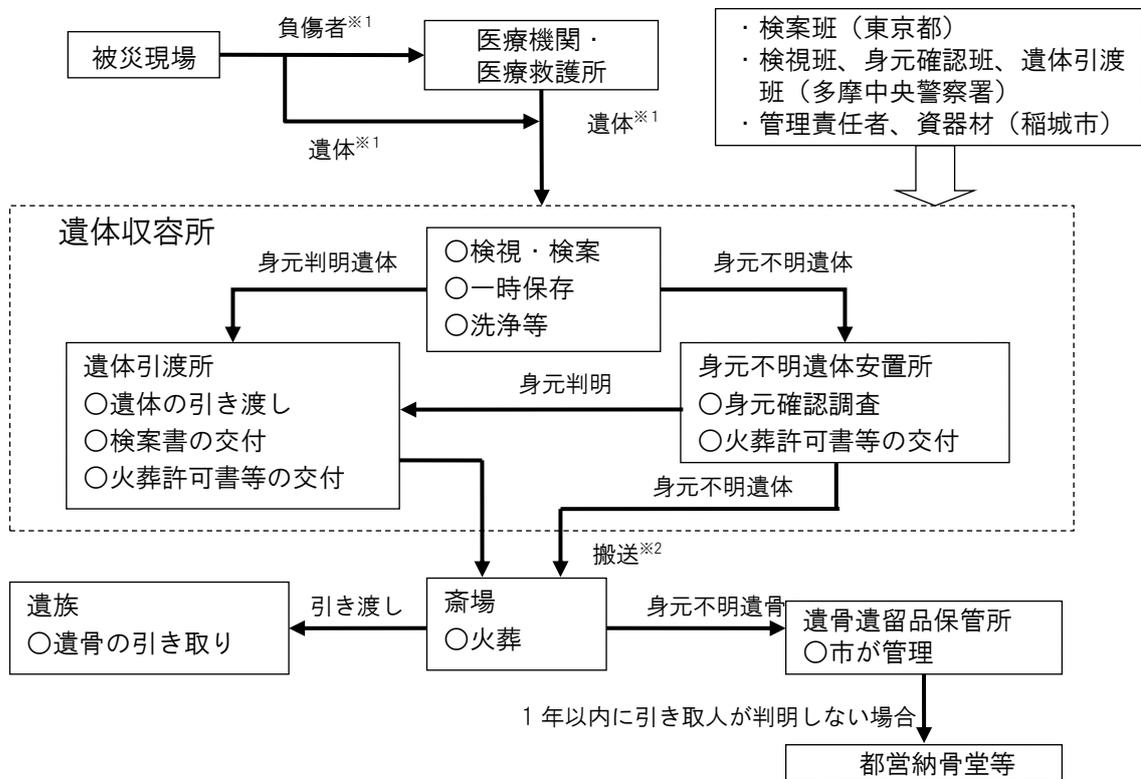
稲城市は、警視庁遺体引渡班の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

(7) 死亡者に関する情報提供

稲城市は、死亡者に関する広報に関して、東京都及び多摩中央警察署と連携を保ち、市役所及び遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等の情報提供を実施する。

(8) 火葬許可証の発行

稲城市は、遺族等に引き渡された遺体について、死亡届を受理し火葬許可証を発行する。発行が困難な場合等は、それに代わって特例許可を行う。



※1 多摩中央警察署は、稲城市が実施する遺体の捜索・収容等に協力
 自衛隊は、東京都の要請に基づき、行方不明者の救出・救助、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
 ※2 稲城市の要請に基づき、東京都が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

〈遺体取扱いの流れ〉

第4節 復旧対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 防疫活動	健康課、保健活動班(保健師職員)	東京都(南多摩保健所)、稲城市医師会、八南歯科医師会稲城支部、南多摩薬剤師会、柔道整復師会南多摩支部
2 火葬	市民課、保険年金課、課税課、収納課	—

1 防疫活動

(1) 防疫活動

稲城市は、防疫班及び消毒班を編成し、医療救護班、保健活動班等と連携をとりながら、被災者の健康調査を行い、被災地及び避難所の感染症発生状況を把握、感染症予防対策、消毒の実施及び指導を行う。

なお、防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でない場合は、東京都に協力を要請する。

(2) 感染症対策

稲城市は、インフルエンザ又は麻疹等の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

一類・二類感染症等の入院対応が必要な感染症が発生した場合は、保健所が受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

2 火葬

(1) 広域火葬

稲城市は、火葬場の情報を収集し、遺族等に周知する。

通常火葬が困難な場合は、東京都に広域火葬の応援・協力を要請し、東京都の調整により割り振られた火葬場と必要な事項、手順等を確認する。

また、遺体の搬送に必要な車両を確保する。

(2) 身元不明者の対応

稲城市は、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。

また、警視庁(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(概ね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。

身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

第8章 帰宅困難者対策

第1節 課題と対策の概要

1 課題

- 多摩東部直下地震では、市内に6,673人の帰宅困難者が滞留すると想定される。
- 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の普及啓発が必要である。
- 帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制の整備が必要である。
- 通信事業者の安否確認に関するツールの普及を図る必要がある。
- 一時滞在施設の確保、備蓄の充実を推進する。

2 対策

- 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底を図る。
(従業員の帰宅抑制、3日分の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保)
- 稲城市、国、東京都、事業者等の連携による安否確認や情報提供のための基盤整備に努める。
- 一時滞在施設の確保を推進する。
- 帰宅支援のための代替輸送手段や帰宅支援ステーションの周知に努める。

第2節 予防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 帰宅困難者対策の周知	防災課	—
2 一時滞在施設の確保	防災課	—
3 徒歩帰宅支援のための体制整備	防災課	—

1 帰宅困難者対策の周知

(1) 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

稲城市は、東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組について、市民、事業者等に周知徹底する。

〈周知事項の例〉

- | |
|---------------------------------------|
| ① 徒歩帰宅時に支援を受けることができる災害時帰宅支援ステーション等の情報 |
| ② 一斉帰宅の抑制と従業員の3日分の飲料水及び食料等の備蓄 等 |

(2) 行動ルール等の検討

稲城市は、警察署、鉄道事業者、駅周辺事業者等と連携して、災害時の帰宅困難者対策について地域の行動ルール等を検討する。

〈基本となる地域の行動ルール〉

- | |
|--|
| ① 組織は組織で対応する（自助）
地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。 |
| ② 地域が連携して対応する（共助）
稲城市、鉄道事業者、警察署、地域の事業者等が連携し取組を行う。 |
| ③ 公的機関は地域をサポートする（公助）
稲城市が中心となって、東京都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。 |

2 一時滞在施設の確保

市は、鉄道事業者と連携して、帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設を指定する。指定施設は、次のとおりである。

〈一時滞在施設予定場所〉

駅名	一時滞在施設予定場所
南多摩駅	稲城第六小学校
稲城長沼駅	稲城第三小学校
矢野口駅	矢野口駅※ ¹
京王よみうりランド駅	稲城第七小学校
稲城駅	稲城第一中学校
若葉台駅	都立若葉総合高校※ ²

※¹ 矢野口駅は、JR 東日本指定の一時滞在場所となる。

※² 都立若葉総合高校は東京都指定の一時滞在施設となる。

3 徒歩帰宅支援のための体制整備

稲城市は、鉄道事業者と連携し、一時滞在施設への誘導、情報の提供等の役割等について協議する。

第3節 応急対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 駅周辺の混乱防止	観光課	—
2 事業所等の帰宅防止対策	—	事業所等

1 駅周辺の混乱防止

(1) 一時滞在施設の開放

稲城市は、鉄道等の公共交通機関が停止し、鉄道事業者等から一時滞在施設の利用の要請があった場合、施設管理者等と連携し、施設を開放し必要なスペースを確保する。

(2) 一時滞在施設への誘導等

一時滞在施設への誘導、情報提供等は、鉄道事業者が行うものとする。
また、稲城市は、可能な限り、飲料水の供給、情報の提供等を行う。

2 事業所等の帰宅防止対策

事業所、集客施設等の責任者は、従業員及び来訪者の安全確保、保護等を行い、周辺の安全を確認した上で施設内又は他の安全な場所に待機させる。必要に応じて備蓄する飲料水、食料等を供給する。

また、交通情報等を収集して被害状況を把握し、一斉帰宅により駅、幹線道路等が混乱・渋滞しないよう留意する。

第4節 復旧対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 帰宅支援	観光課	—

1 帰宅支援

帰宅困難者は、地震発生後、概ね4日目以降、順次帰宅することを想定している。
バスによる代替輸送手段は、国及び東京都が確保することとなっている。

稲城市は、徒歩帰宅者に対し、東京都、鉄道事業者等から得た代替輸送機関等の情報、災害時帰宅支援ステーションの利用等の情報を提供する。

第9章 避難対策

第1節 課題と対策の概要

1 課題

- 多摩東部直下地震では、1万3千人程度の避難者が想定されている。特に、近年の災害教訓から要配慮者をはじめとして避難者が安全に避難できる体制について、更なる検討が必要である。
- 避難場所によっては、避難有効面積が不十分な場合やその避難距離が長くなる場合がある。
- 避難所の満たすべき基準を定めた「スフィア基準」に準拠する避難所の環境改善に努める必要がある。
- 避難所における安全・安心の確保、女性・要配慮者や性的マイノリティ等のニーズを含め、様々な避難者に対応する必要がある。

2 対策

- 的確な避難指示、避難行動要支援者の避難支援、衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保等、市民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。
- 避難所有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所・避難道路の指定及び安全化を図る。
- スフィア基準を満たすよう内閣府が作成した「避難所運営ガイドライン」に基づき、避難所の環境改善の取組を推進する。
- 避難所における安全性の確保や、避難所運営マニュアル等において女性・要配慮者や性的マイノリティ等の視点に立った対応について定める。

第2節 予防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 避難行動要支援者対策	生活福祉課、高齢福祉課、障害福祉課	—
2 避難場所・避難所等の指定・安全化	防災課	—
3 避難所の管理運営体制の整備	防災課、健康課	—
4 その他の避難所の確保	防災課	—

1 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

稲城市は、要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）について、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援体制を構築する。

なお、避難行動要支援者登録カード（旧称：災害時要援護者登録カード）にて避難支援等関係者への名簿情報の提供に関する本人同意を確認するとともに、不同意の避難行動要支援者の情報に関しては避難行動要支援者原簿を作成し、本人同意が得られた情報とともに一括管理するものとする。

ア 避難支援等関係者となる者

平常時に必要に応じて名簿を提供する。

なお、避難支援等を行う者は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|----------------------|--------------|
| ① 稲城市消防本部 | ② 多摩中央警察署 | ③ 民生児童委員 |
| ④ 稲城市社会福祉協議会 | ⑤ 稲城市消防団 | ⑥ 自治会、自主防災組織 |
| ⑦ 地域包括支援センター | ⑧ その他避難支援等の実施に携わる関係者 | |

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

- | |
|--|
| ① 75歳以上のひとり暮らしの者及び75歳以上のみの高齢者世帯の者 |
| ② 要介護認定3から5を受けている者 |
| ③ 身体障害者手帳を所有する者で障害等級が1級又は2級の者 |
| ④ 愛の手帳を所有する者で障害区分が1度から3度の者 |
| ⑤ 精神障害者保健福祉手帳を所有する者で障害等級が1級又は2級の単身世帯の者 |
| ⑥ その他、上記に準じ避難行動要支援者名簿登録を行った者 |

ウ 名簿作成に必要な個人情報

名簿には次に掲げる事項を記載し、記録する。

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| ① 氏名 | ② 生年月日 |
| ③ 性別 | ④ 住所又は居所 |
| ⑤ 電話番号その他の連絡先 | ⑥ 避難支援等を必要とする事由 |
| ⑦ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 | |

エ 個人情報入手方法

市関係部署で把握している必要な情報を集約するように努めるとともに、市で把握していない必要な情報については、東京都の関係部署等に情報提供を求め、必要な情報を入手する。

オ 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者に該当する者の転入、転居、死亡、障害の発現、施設等への入所等、必要な情報を定期的に確認し、名簿を更新する。

カ 情報漏えいの防止

避難支援等関係者となる者への情報の提供は、原則、避難行動要支援者名簿に限り行う。

また、名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために、次の措置を避難支援等関係者に求めるとともに、自らも講ずることとする。

- | |
|--------------------------------|
| ① 登録者の個人情報を他人に漏らさないこと。 |
| ② 登録者の個人情報を目的外に使用しないこと。 |
| ③ 登録者の個人情報を第三者に提供しないこと。 |
| ④ 名簿等の複写又は複製をしないこと。 |
| ⑤ 名簿の紛失がないように、適正な管理のもとで保管すること。 |

キ 通知又は警告の配慮

防災行政無線及び個別の伝達に加え、メールを活用する。

ク 避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援は必ずなされるものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任及び義務を負うものではなく、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う旨を周知する。

(2) 個別避難計画の作成

稲城市は、避難行動要支援者名簿に基づき、地域の特性や実情を踏まえつつ避難支援関係者等と連携し、避難行動要支援者の具体的な避難方法等について、個別避難計画を作成するよう努める。

なお、個別避難計画作成の対象者は、避難行動要支援者名簿に掲載する者のうち、特に優先度が高い者とし、具体的な支援方法は(1)に準じて体制を構築する。

(3) 避難訓練の実施

稲城市は、地域の防災訓練において、避難行動要支援者の安否確認、避難支援等の訓練を実施する。

(4) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

第2部第3章第2節「2 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊、土砂災害の防止」を準

用する。

2 避難場所・避難所等の指定・安全化

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

稲城市は、災害対策基本法、同施行令等に定める基準等に基づき、緊急避難場所及び避難所を指定し、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により東京都に報告する。

また、いなぎ防災マップ、ホームページ等で避難場所等の位置、災害種別ごとの指定、種別ごとの役割等を周知する。

〈避難場所等の種類〉

種別	内容
指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、異常現象の種類ごとに指定する。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

(2) 福祉避難所の指定

稲城市は、社会福祉法人等と災害時の要配慮者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所を指定する。

(3) 避難路の指定

稲城市は、東京都耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路（特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路）・市内各小学校が定める通学路のほか、建築物敷地から指定避難場所・指定避難所までを結ぶ全ての経路を避難路として指定する。

(4) 避難場所等の整備

稲城市は、指定避難場所等の耐震診断、消防用設備等の点検を行い、安全を確保する。

また、マンホールトイレ、Wi-Fi等の通信設備の設置、食料・資機材の備蓄等、避難施設としての環境を整備する。

(5) 避難誘導標識の整備

稲城市は、指定避難場所等の周辺に誘導標識を設置する。その場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。

3 避難所の管理運営体制の整備

(1) 避難所マニュアル等の作成

稲城市は、避難場所・避難所の開設、運営が円滑に行われるよう、内閣府が作成した「避難所運営ガイドライン」に基づき、避難所ごとに作成した「避難所設営マニュアル」、避難所共通の「避難所運営マニュアル」を周知する。

また、マニュアルに基づき、地域の自主防災組織等が主体となって運営を行えるよう、避難所開設・運営に関する訓練を実施する。

なお、その場合には、避難所運営委員会に女性を配置する等、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえるように配慮する。

(2) ペット同行避難体制の整備

稲城市は、ペットの同行避難に備え、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」に基づき、ワクチンの接種、マイクロチップの装着、最低限のしつけ、ケージ、ペットフードの準備等、飼い主が行うべきペット同行避難に関する事前対策を啓発する。

4 その他の避難所の確保

稲城市は、避難所の収容人数に限りがあることを踏まえ、自宅等での生活が可能な場合における在宅避難、親戚・知人宅への避難等について、住民に啓発する。

また、可能な限り多くの避難所等を確保するために、ホテル、民間施設等の活用を検討する。

第3節 応急対策

◆対策と担当

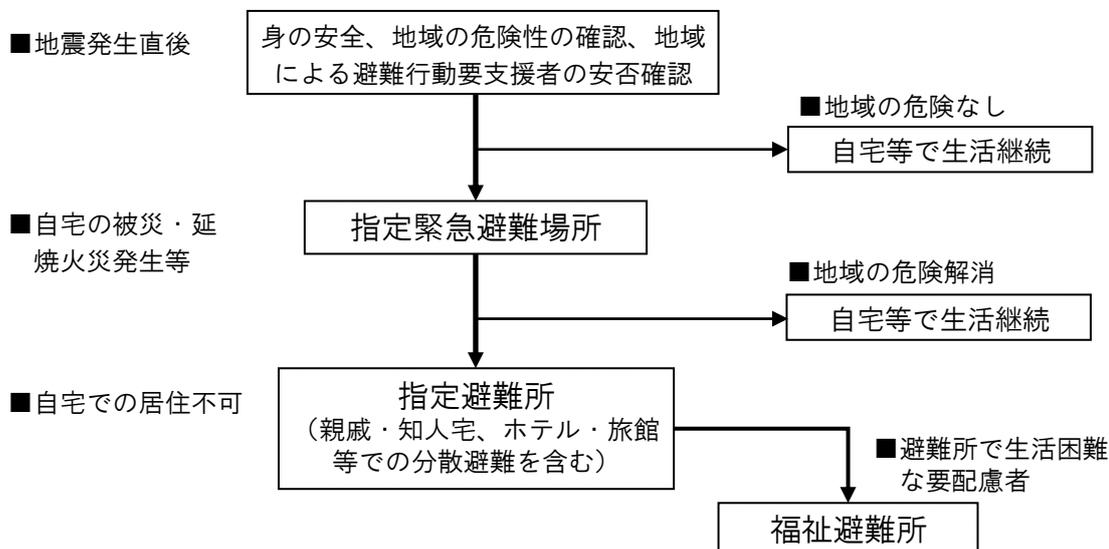
項目	市担当	関係機関
1 避難の基本方針	—	—
2 避難指示等の発令	防災課	—
3 警戒区域の設定	防災課	—
4 指定緊急避難場所等の開設	防災課 市民部、産業文化スポーツ部、福祉部、 子ども福祉部、教育部	—
5 避難所の運営	(初動)市民部、産業文化スポーツ部、 福祉部、子ども福祉部、教育部 (運営)全職員 (統括)教育部	—
6 避難所以外の避難者への支援	教育総務課、学務課、指導課、生涯学 習課、図書館課	—
7 動物救護	健康課	—
8 被災者の他地区への移送	防災課	—

1 避難の基本方針

(1) 地震時の避難行動

地震時における避難行動は、次のとおりとする。

- ① 地域で互いの安全、家屋倒壊・道路被害・がけ崩れ・火災等の地域の危険性の確認、避難行動要支援者の安否確認を行う。
- ② 自宅の被災、近隣での延焼火災、がけ崩れにより危険な場合は、自主防災組織等で誘導し、安全な指定緊急避難場所に避難する。
- ③ 地域の危険が解消した場合は、自宅（耐震性確保）で生活を継続する。
- ④ 自宅が被災し居住できない場合は、指定避難所で生活する。



(2) 避難先

地震直後の避難先は、指定緊急避難場所とする。

自宅での居住が不可能な場合は、指定避難所のほか、密を避けるため各自が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等に分散避難を行い、避難生活を行うものとする。

2 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

なお、避難指示等の発令権者は、法令により次のとおり定められている。

発令権者	要件	根拠法令
市長	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	・市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条

(2) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、概ね次のとおりである。

- | |
|--|
| ① 火災が発生し、延焼の危険性があるとき。 |
| ② 余震により、建物及び塀の倒壊、宅地の被害拡大のおそれがあるとき。 |
| ③ 危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し又は予想され、被害のおそれがあるとき。 |
| ④ がけ崩れが発生又は発生するおそれがあるとき。 |

(3) 避難指示等の伝達

稲城市は、防災行政無線、稲城市メール配信サービス、広報車による呼び掛け等で避難指示等を避難対象者等に伝達する。

避難指示等の内容は、次のとおりである。

- | | |
|------------|------------|
| ① 避難対象地域 | ② 避難先 |
| ③ 避難指示等の理由 | ④ その他必要な事項 |

(4) 避難誘導

避難誘導は、原則として、自主防災組織等の住民組織が行うものとする。

(5) 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、自分自身、家族等の安全を確認した上で、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき要支援者の安否を確認し避難を支援する。

稲城市は、安否が確認できない要支援者を把握し、必要な救助を行う。

(6) 立退き完了の確認

稲城市は、多摩中央警察署の協力を得て、避難対象地域を巡回し、立退きの完了を確認する。

3 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

警戒区域を設定した場合は、避難指示の発令と同様の措置を行う。

4 指定緊急避難場所等の開設

(1) 指定緊急避難場所の開設

稲城市は、避難する住民等のため、指定緊急避難場所を開設する。開設は、避難所ごとに作成した「避難所設営マニュアル」に基づき、住民が行うものとする。

なお、避難者の受入れにあたっては、避難してきた者の全てを受け入れることとする。

(2) 指定避難所の開設

稲城市は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として指定避難所を開設する。

5 避難所の運営

避難所の運営は、各避難所共通の「避難所運営マニュアル」によるものとする。

なお、避難所等のスペース配置等は、引き続き「避難所設営マニュアル」に基づくものとする。

(1) 避難所の運営組織

ア 避難所運営委員会の設置

避難所の運営は、避難者の代表者で避難所運営委員会を組織し行う自治によるものとする。避難所運営委員会には、女性が参加し、男女共同参画の視点にも配慮する。

イ 外部支援者等との連携

稲城市及び避難所運営委員会は、避難所運営に専門性を有したNPO・NGO・ボランティア団体等の外部支援者等との連携を図り避難所の運営を行う。

(2) 避難環境の整備

稲城市は、施設の応急危険度判定、破損箇所の修理等を行うとともに、避難者の生活に配慮した避難環境の整備を行う。

ア スペースの確保

避難所に次のスペースを確保する。特に、要配慮者、男女等様々なニーズの違い等、避難者の状況に配慮する。

- | |
|--|
| ① 屋内（避難者生活場所 要配慮者スペース 救護室 相談室 体調不良者居室 授乳場所 更衣室 物資配布場所 等） |
| ② 屋外（仮設トイレ 男女別洗濯干し場 ごみ集積所 仮設風呂 ペットエリア等） |

イ 設備の整備

次の設備及び備品を整備し、プライバシーの確保、寒暖対策等の環境を整備する。

- | | | |
|-----------|--------|--------------------|
| ① 段ボールベッド | ② 間仕切り | ③ 仮設トイレ（男女別、要配慮者用） |
| ④ ラジオ | ⑤ 情報端末 | ⑥ 掲示板 等 |
- ※仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、子供等の安全性の確保等に配慮して、バリアフリートイレの確保や設置場所の選定等を行う。

(3) 避難生活の支援

稲城市は、避難者に対し、飲料水、食料・生活必需品の供給、医療救護、情報提供等の生活支援を行う。

なお、内容については、当該の各章を参照のこと。

(4) 防犯対策

稲城市は、避難所の防犯のため、避難者への注意喚起、必要に応じ警察官による巡回の要請、警備員の配置等を行う。

また、多摩中央警察署と連携して、避難者が居住していた地区の巡回、防犯への注意喚起の広報等を行う。

(5) 新型インフルエンザ等感染症対策

稲城市は、新型インフルエンザ等感染症が流行している場合は、次の事項に留意して避難所運営を行う。

ア 避難所での専用スペースの確保

感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレを指定する等、区域及び動線を区分する。

イ 健康状態の確認

避難所開設時に、検温、問診等を行って、健康状態の確認を行う。

ウ 衛生環境の確保

手洗いの実施、マスクの着用、十分な換気、定期的な消毒等に努める。

(6) 多様な避難所の確保

ア 指定避難所以外の避難施設の確保

稲城市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化、感染症の流行等を踏まえ、必要に応じて、指定避難所以外の避難施設の確保、ホテルの確保を行う。

イ 親戚、知人宅等への避難促進

稲城市は、避難所の過密を防ぐため、避難者に対し親戚、知人宅への避難、ホテル・旅館等への避難を検討するよう周知する。

(7) 要配慮者への支援

ア 要配慮者の把握

稲城市は、保健師による保健活動班の他、避難所各機関からの情報により、要配慮者の状況を把握し、必要な措置をとる。

イ 福祉避難所の設置

稲城市は、協定等に基づき福祉避難所を開設し要配慮者を受け入れる。
不足する場合は、東京都に確保を要請する。

(8) 外国人への支援

稲城市は、在住外国人への情報提供を行うため、東京都の外国人災害時情報センターとの情報交換、連携を図る。

6 避難所以外の避難者への支援

(1) 所在の把握

稲城市は、在宅避難、車中泊、テント泊等、避難所以外の被災者の所在を住民からの情報で把握する。

また、親戚・知人宅、自力で確保したホテル・旅館等に避難している場合には、避難者自らが所在を市に知らせるようホームページ等で周知する。

(2) 生活支援

稲城市は、避難所以外の被災者に対し、広報紙の配布、メール、SNS等での情報提供、食料の配布、保健活動班による巡回健康相談等に努める。

7 動物救護

(1) 避難所での適正飼育

避難所運営委員会は、同行避難した動物のスペースを指定し、飼養のルールを定めるものとする。原則、盲導犬、介助犬等を除いた動物の避難スペースへの持ち込みは、禁止する。

また、同行避難した動物は、飼養者自らが持参したケージ、餌等による自己管理を行うものとする。

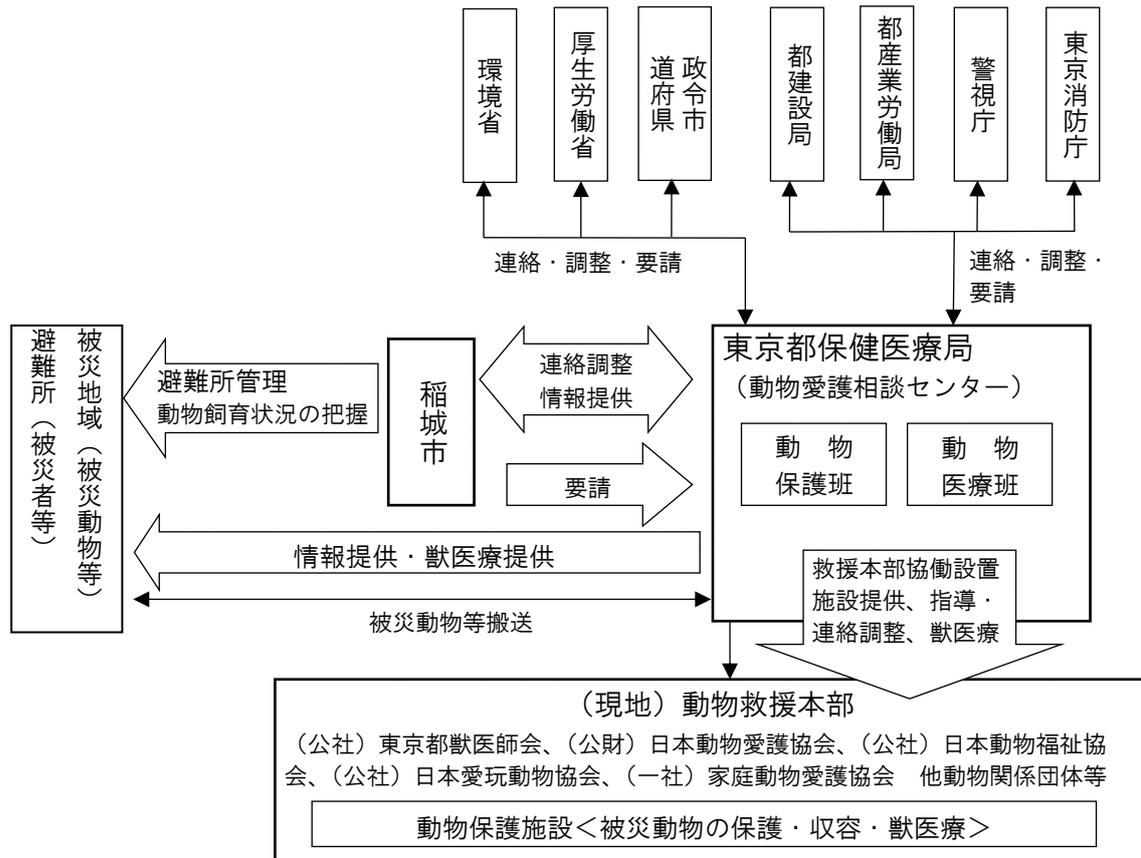
稲城市は、避難所での動物の飼養に関し、指導し、獣医師会等と連携を図る。

(2) 動物愛護の活動

被災動物は、東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、保護、援護を行うこととなっている。

東京都が設置する東京都動物愛護相談センターに「動物保護班」、「動物医療班」が配置され、災害発生後72時間を目途に体制の充実が図られる。

稲城市は、東京都と連携して、避難所等での動物飼養状況の把握、獣医師の派遣、情報の提供、被災動物の保護等を行う。



〈動物愛護活動の体系〉

8 被災者の他地区への移送

(1) 広域避難

稲城市は、避難指示等の発令時に、市内での避難所確保が困難となった場合、都内の他の区市町村への住民の受入れについて、当該区市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては、東京都に対し他の道府県との協議を求める。

緊急を要する場合は、東京都に報告したうえで、自ら他の道府県の市町村に協議する。

(2) 広域一時滞在

稲城市は、大規模な災害が発生し、市内での居住場所の確保が困難となり、市外での一時的滞在（避難所又は応急仮設住宅等）が必要と判断した場合には、都内の他の区市

第2部 災害予防・応急・復旧対策

第9章 避難対策【第3節 応急対策】

町村への受入れについて、当該区市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては、東京都に対し協議を求める。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 課題と対策の概要

1 課題

- 多摩東部直下地震では、1万3千人程度の避難者が想定されており、これらの被災者への物資の供給が必要である。
- 多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。
- 災害発生時に迅速に物資の搬入・搬出ができる体制を整備する必要がある。
- 燃料も含めた輸送手段の確保等に向けた体制を整備する必要がある。

2 対策

- 災害後3日分の備蓄を継続する。
- 備蓄物資の充実と調達体制の整備を行う。
- 備蓄倉庫及び輸送拠点の効率的な運営体制を構築する。
- 物流事業者等と連携した災害発生時の物資輸送体制を構築する。

第2節 予防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 食料及び生活必需品の確保	防災課	—
2 飲料水・生活水の確保	防災課	—
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	防災課	—
4 車両の確認	財産管理課	—
5 燃料の確保	消防総務課、稲城市立病院管理課	—

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 行政備蓄

稲城市は、災害後3日間は地域内備蓄で対応するものとし、東京都と連携して備蓄目標を定め食料、毛布、その他の生活必需品等の備蓄に努める。

なお、備蓄にあたっては、女性、高齢者、要配慮者、アレルギー等への対応を検討する。

〈備蓄目標（目安）〉

- | |
|---|
| ① 食料
多摩東部直下地震の避難所避難者数8,470人×1.2の3日分（1日3食）を備蓄する。
※1.2：在宅避難者等（避難所以外の被災者）を想定 |
| ② 調整粉乳
0歳～1歳の3日分を備蓄する。 |

(2) 流通備蓄の活用

稲城市は、流通事業者等と食料・生活必需品の供給に関する協定を締結し、緊急時の物資確保を図る。

(3) 家庭内備蓄の促進

稲城市は、各家庭、事業所等においてローリングストック方式*も含めて、最低3日分（推奨7日分）の食料、生活必需品を備蓄するよう周知する。

※ローリングストック方式

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法

2 飲料水・生活水の確保

(1) 消火栓の活用

稲城市は、消火栓等を活用して応急給水ができるよう、東京都から貸与された応急給水栓等を活用し、自主防災組織が主体となった訓練を行う。

(2) 井戸の整備

稲城市は、災害対策用井戸（民間）、災害時生活用水井戸（避難所）を整備し、水の確保に努める。

なお、現在、小中学校等の避難所に災害時生活用水井戸を整備し、「稲城市災害対策用井戸に関する要綱」により、民間所有の井戸を指定している。

(3) 行政備蓄

稲城市は、保存水、給水袋等の資器材の備蓄を行う。

また、流通事業者等と飲料水の供給に関する協定を締結し、ペットボトル等の飲料水を確保する。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

(1) 備蓄倉庫の整備

稲城市は、備蓄物資を保管するために備蓄倉庫を整備している。今後、指定避難所となる学校の余裕教室等を活用して分散備蓄の場所を確保する。

(2) 地域内輸送拠点の指定

稲城市は、緊急物資等の受入れ、配分、避難所への輸送する拠点として、稲城長峰スポーツ広場を地域内輸送拠点として指定している。

(3) 物資受入体制の整備

稲城市は、大量の緊急物資を扱う場合に備え、民間物流事業者のノウハウを活用できるよう協定の締結に努める。

4 車両の確認

稲城市は、災害応急対策等に従事する公用車について、事前に多摩中央警察署（公安委員会）に緊急通行（輸送）車両確認申出書を提出し、標章と証明書の交付を受ける。

5 燃料の確保

稲城市は、燃料供給事業者と災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している。また、消防署(所)及び稲城市立病院等の公共施設に非常用の燃料を維持管理している。

第3節 応急対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 備蓄物資の供給	市民協働課、経済課、観光課、スポーツ推進課	—
2 飲料水の供給	総務契約課、人事課、文書法制課、財産管理課	東京都（水道局）
3 食料の供給	市民協働課、経済課、観光課、スポーツ推進課	—
4 生活必需品等の供給	市民協働課、経済課、観光課、スポーツ推進課	—
5 支援物資の受入れ	市民協働課、経済課、観光課、スポーツ推進課	—
6 燃料の供給	財産管理課	—

1 備蓄物資の供給

物資の供給は、道路障害物除去が本格化し輸送が可能となるまでの3日間は、備蓄物資で対応する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 各避難者が家庭内備蓄を充当 ② 市の行政備蓄を供給 ③ 東京都委託倉庫の物資を東京都の承認を得て供給 |
|--|

稲城市は、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、東京都に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

2 飲料水の供給

（1）災害時給水ステーション（給水拠点）での給水

応急給水マニュアルに基づき、災害時給水ステーション（給水拠点）において、東京都（水道局）が応急給水に必要な資器材等を設置し、稲城市が住民等への応急給水を行う。

〈災害時給水ステーション（給水拠点）〉

施設名	所在地	配水池の容量	確保容量
向陽台給水所	稲城市向陽台 6-16	6,000m ³	2,000m ³
坂浜配水所	稲城市坂浜 3-13-12	4,530m ³	1,510m ³
若葉台給水所	稲城市若葉台 1-19	6,500m ³	2,160m ³

※災害時給水ステーション（給水拠点）

災害時の断水に備え、飲料水を確保している配水所、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所から概ね半径2km程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。

(2) 避難場所等への給水

稲城市は、災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2 km以上離れている避難場所及び稲城市立病院への給水を東京都に要請する。

(3) 避難所における給水

稲城市は、通水状況を東京都（水道局）に確認した後、応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。

また、避難所に設置している災害時生活用水井戸を使い、生活用水を給水する。

〈給水量の目安〉

経過日数	目標給水量	用途
災害発生～3日まで	3リットル/人・日	飲料等
7日	20～30リットル/人・日	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量（約250リットル/人・日）	

「水道の耐震化計画等策定指針 平成27年6月」厚生労働省

3 食料の供給

(1) 必要量の把握

稲城市は、避難者数、避難所外の避難者数等から食料の必要量を把握する。

その際、ミルクを必要とする乳児数、食物アレルギーを有する被災者数についても把握する。

(2) 食料の調達

稲城市は、次の方法で食料を調達する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① パン、弁当等の供給を、協定を締結した流通事業者に供給を要請する。② 東京都に物資調達・輸送調整等支援システムを通じて供給を要請する。③ 相互応援協定締結の自治体、企業、団体等からの支援物資を受け入れ、活用する。④ 自衛隊の災害派遣部隊に炊き出しを要請する。 |
|---|

(3) 栄養指導等

稲城市は、食料の供給に際し、要配慮者、アレルギー等の状況に配慮した食料を確保するよう努める。

また、栄養士等による献立の監修、食品の衛生状態の確認等を行う。

(4) 食料の搬送

稲城市は、食料の供給を要請した事業者等に、直接、市の指定した場所（避難所等）まで搬送するよう要請する。

東京都、他自治体等の救援物資は、地域内輸送拠点で受け入れ、輸送事業者に搬送を要請する。

(5) 食料の配布

避難所に搬送した食料は、避難所運営委員会が避難者に配布する。

配布にあたっては、避難所の避難者のみならず、避難所以外の避難者にも配布するよう配慮する。

(6) 炊き出し支援

避難所等における炊き出しは、避難者の自主的な活動とする。

稲城市は、避難者等から炊き出しの要望があった場合、可能な限り燃料、食材等の確保に努める。

4 生活必需品等の供給

食料の供給と同様に生活必需品等を供給する。

なお、避難の長期化に伴い、変化する避難者のニーズに対応した生活必需品等を確保するよう配慮する。

5 支援物資の受入れ

(1) 地域内輸送拠点の開設

稲城市は、支援物資を受け入れるために、稲城長峰スポーツ広場に地域内輸送拠点を開設する。

支援物資は、多目的室及び空地に天幕を設置して保管する。

(2) 物流事業者への要請

大量の支援物資を受け入れる必要がある場合は、民間の物流事業者のノウハウを活用するため、施設、物資の受入れ、仕分、避難所への配送を物流事業者に委託する。

(3) 物資の受入方法

稲城市は、大量の物資が集中することを抑制するため、次の対応を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 個人等からの小口の物資は受入れの対象外とする。② 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出を登録し、必要となった時点で稲城市から品目、数量等を連絡し、供給を受ける。③ 生鮮品等の保存期間が短い食品は、受入れの対象外とする。 |
|--|

6 燃料の供給

稲城市は、協定に基づき燃料販売事業者に施設への燃料の供給、車両への優先的な給油を要請する。

第11章 放射性物質対策

第1節 課題と対策の概要

1 課題

- 福島第一原子力発電所事故への対応の教訓を踏まえ、今後同様の事態が発生した場合に、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。
- モニタリング結果や相談窓口の設置等の市民への情報提供を講じる必要がある。

2 対策

- 関係部課の役割分担を明確化し、市の体制を整備する。
- 国、東京都等との連携強化に努める。
- 市民の不安払拭のための情報提供策の構築を図る。

第2節 予防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 放射線等使用施設の安全化	—	国（原子力規制委員会）

1 放射線等使用施設の安全化

放射線等使用施設は、国（原子力規制委員会）が、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）※の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じることとなっている。

※RI（ラジオ・アイソトープ）

放射線を出す同位元素（ラジウム、テクネシウム、ヨウ素等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用。

第3節 応急対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 市民への情報提供	緑と環境課、生活環境課	—
2 放射線等使用施設の応急措置	防災課、警防課、予防課	—
3 核燃料物質輸送車両等の応急対策	防災課、警防課、予防課	—

1 市民への情報提供

(1) 放射性物質のモニタリング

稲城市は、市内に放射性物質等による影響が生じた際には、40か所の定点測定について放射線量を測定し、測定結果を稲城市ホームページ等で公表する。

また、東京都のモニタリングポスト(8か所)、国の各機関が実施している放射性物質等の測定結果等の情報について、ホームページで周知する。

(2) 給食の検査

稲城市は、認可保育園、稲城市立病院、学校給食調理場を対象に、給食食材について放射性物質測定検査を実施し、公表する。

2 放射線等使用施設の応急措置

(1) 避難指示等の措置

稲城市は、RI使用医療施設での被害が発生した場合、必要に応じ、避難指示等の措置を実施する。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 住民に対する避難の指示等 | ② 住民の避難誘導 |
| ③ 避難所の開設、避難住民の保護 | ④ 情報提供、関係機関との連絡 |

(2) 使用施設の措置

稲城市は、RI使用医療施設に対し、次の各措置をとるよう要請する。

また、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

- | |
|--------------------------------------|
| ① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 |
| ② 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 |

3 核燃料物質輸送車両等の応急対策

稲城市は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、関係機関からの情報により2と同じ応急措置をとる。

第2部 災害予防・応急・復旧対策

第11章 放射性物質対策【第3節 応急対策】

また、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第4節 復旧対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 保健医療活動	健康課、保健活動班(保健師職員)	稲城市医師会
2 放射性物質への対応	緑と環境課、生活環境課	—
3 風評被害への対応	経済課	—

1 保健医療活動

稲城市は、原子力災害時における健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

(1) 外部被ばく線量等の測定

住民の求めに応じて、東京都と連携し保健所等において外部被ばく線量等の測定を行う。

(2) 健康相談に関する窓口の設置

市役所に健康相談窓口を設置し、住民からの相談に対応する。

2 放射性物質への対応

稲城市は、放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針等を踏まえ、住民の求めに応じて、東京都と連携し、保健所等において外部被ばく線量等の測定を行う。

3 風評被害への対応

稲城市は、東京南農業協同組合等と連携して、東京都が行う農産物等の放射性物質検査の結果を公表する等、風評被害の防止に努める。

第12章 住民の生活の早期再建

第1節 課題と対策の概要

1 課題

- 多摩東部直下地震により、約1,400棟の全半壊が想定される。膨大な建物被害により、罹災証明書の交付、応急的な住宅の確保が滞る可能性がある。
- 多摩東部直下地震により、約23%の世帯での断水が想定される。これらの断水区域でのトイレ機能の確保が必要である。
- 多摩東部直下地震により、約11万トンの災害廃棄物の発生が想定される。大量に発生する災害廃棄物の処理に対し、一時的な集積場所や処理体制の構築が必要である。

2 対策

- 災害時の住家被害認定調査から罹災証明書交付までの業務の実行性向上に向けた体制整備を行う。
- 民間賃貸住宅の活用等による生活再建対策の早期化に努める。
- 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備えに努める。
- ごみ・がれきの集積場所と最終処分場の確保に努める。
- 稲城市災害廃棄物処理計画による運用を行う。
- 国等により、住家被害認定調査、罹災証明の交付、生活再建支援金の支給等の各種支援制度が確立されており、これらの確実な運用を行う。

第2節 予防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 生活再建のための事前準備	課税課、収納課、まちづくり計画課、まちづくり再生課、建築保全課	—
2 トイレ確保及びし尿処理	防災課	—
3 災害廃棄物処理体制の整備	生活環境課	—

1 生活再建のための事前準備

(1) 応急危険度判定士の確保

稲城市は、応急危険度判定士の資格取得の応募資格を有する市職員を、講習会に参加、登録させる。

(2) 罹災証明書交付に向けた実施体制の整備

稲城市は、被災者生活再建支援システムを活用し、住家被害認定調査、罹災証明書の交付事務手続、被災者台帳の作成等が行うことができるように、市職員の研修及び訓練を実施する。

(3) 建設型応急住宅候補地の確保

稲城市は、建設型応急住宅の建設候補地を選定し、年1回東京都に報告する。

2 トイレ確保及びし尿処理

(1) トイレの確保

稲城市は、内閣府が策定した「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に基づき、仮設トイレの備蓄、マンホールトイレ等の整備を行う。

なお、その際には、要配慮者の利用、介助者同伴、性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の確保に配慮する。

(2) 家庭内備蓄の促進

稲城市は、市民及び事業所に、最低3日間分、推奨1週間分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄、水のくみ置き等により生活用水を確保することを呼び掛ける。

3 災害廃棄物処理体制の整備

稲城市は、災害廃棄物処理計画を策定し、多摩川衛生組合、廃棄物収集事業者等と連携した処理体制を整備する。

第3節 応急対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 被災建築物の応急危険度判定	まちづくり計画課、まちづくり再生課、建築保全課	—
2 被災宅地の危険度判定	区画整理課	—
3 住家の被害認定調査・罹災証明書等の交付	課税課、収納課、予防課（火災のみ）	—
4 義援金の募集・受付	企画政策課、会計課	稲城市社会福祉協議会、日本赤十字社東京都支部
5 災害廃棄物処理	緑と環境課、生活環境課、区画整理課	—
6 建物の解体撤去	緑と環境課、生活環境課、区画整理課	—
7 災害救助法の適用	消防総務課	—

1 被災建築物の応急危険度判定

稲城市は、被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

（1）判定実施体制の整備

稲城市は、被災建築物危険度判定実施本部を市役所に設置し、応急危険度判定士、資機材を確保する。

応急危険度判定士、判定資機材等の確保が困難な場合は、東京都に要請する。

（2）判定調査

応急危険度判定は、災害拠点となる市役所、稲城市立病院、避難場所等を優先して行い、その後、被災住宅を調査する。

調査結果については、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーを建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

2 被災宅地の危険度判定

稲城市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を軽減・防止するために宅地の危険度判定を実施する。

なお、対象は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び市長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

(1) 判定実施体制の整備

稲城市は、被災宅地危険度判定実施本部を市役所に設置し、被災宅地危険度判定士、資機材を確保する。

被災宅地判定士、資機材の確保が困難な場合は、東京都に要請する。

(2) 判定調査

調査結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、宅地の使用者及び居住者のみならず、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

3 住家の被害認定調査・罹災証明書等の交付

(1) 被害認定調査体制の整備

稲城市は、住家等の被害状況を把握し、罹災証明書を交付するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、住家の被害認定調査を行う。

市職員で実施することが困難な場合は、東京都に要請し、全国の自治体職員の調査員を確保する。

(2) 被害認定調査

被害認定調査結果は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。

調査結果は、被災者生活再建支援システムに入力し、罹災台帳を作成する。

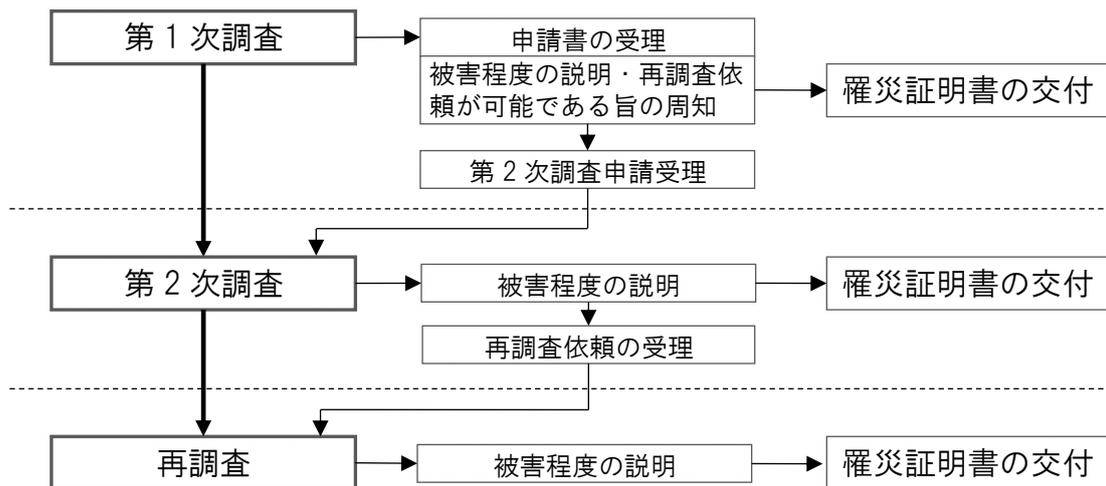
調査区分	内容
第1次調査	外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第2次調査	第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。

(3) 罹災証明書の交付

稲城市は、市役所等に窓口を設置し、被災者生活再建支援システムを活用し、被災者からの申請に基づき罹災証明書を交付する。

なお、火災による罹災証明書の交付も実施する。

罹災証明交付の流れは、次のとおりである。



〈被害認定調査と罹災証明書の交付の流れ〉

(4) 被災証明書等の交付

稲城市は、住家以外の工作物（物置、納屋等）、住家の付帯物（雨樋、カーポート、塀、門扉等）、動産等（商品、設備、自動車等）の被災について、被災者からの届出があった旨を証明する被災証明書を交付する。

4 義援金の募集・受付

稲城市は、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定した場合は、募集口座を開設する。また、ホームページ、報道機関を通じて、市への義援金を募集する。

なお、義援金の募集・受付に関して、東京都、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有する。

5 災害廃棄物処理

稲城市は、稲城市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量を推計し、実行計画を策定する。

なお、災害廃棄物の区分は、次のとおりである。

区分	内容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装、段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として、管理者（稲城市）が処理する。
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他区市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。12種類に区分される。 <ul style="list-style-type: none"> ・可燃物/可燃系混合物 ・畳 ・不燃物/不燃系混合物 ・木くず ・布団 ・コンクリートがら等

	<ul style="list-style-type: none">・金属くず・小型家電/その他家電・有害廃棄物/危険物・その他、適正処理が困難な廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・廃家電（4品目）・腐敗性廃棄物・廃自動車等
--	---	--

（1）ごみの処理

一般の生活ごみは、通常と同様に収集し処理する。

避難所ごみは、避難所での分別を徹底し、通常と同様に処理する。

（2）し尿処理

ア 仮設トイレ等の確保

市が備蓄する仮設トイレを避難場所等に設置する。不足する場合は、協定を締結した事業者等から確保し、避難場所、断水地区の公園等に設置する。

イ し尿の収集・処理

仮設トイレの利用者数等を考慮した上で、優先順位を決定し、し尿の収集作業を実施する。収集は、事業者に要請する。

し尿の処理は、東京都下水道局流域下水道本部南多摩水再生センター及び多摩川衛生組合し尿処理施設で行う。

（3）仮置場の設置

被災者が持ち込んだ災害廃棄物を集積するため仮置場を設置する。

仮置場では、種類に応じた分別の指導、周囲の環境に十分配慮した火災対策、散水による粉塵対策等を講ずる。

（4）災害廃棄物の処理

仮置場で分別された災害廃棄物は、処理施設に搬入し、処理する。

市での処理が困難なときは、他自治体及び東京都に支援を要請する。

6 建物の解体撤去

被災建物の解体撤去は、所有者が行うことを原則とする。

ただし、解体撤去が国庫補助の対象となり、稲城市が解体の必要があると判断し、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについては、稲城市が被災者の申請の受け付け、解体撤去の確認、業者への費用支払い等の手続を実施する。

7 災害救助法の適用

（1）災害救助法の適用

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を東京都知事に報告する。

また、市長は、災害救助法に基づき東京都知事が救助に着手したときは、東京都知事を補助し被災者に対して必要な救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫し、東京都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができない場合、市長は救助に着手し、その状況を直ちに東京都知事に報告し、そ

の後の処理について指示を受ける。

災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 住家が滅失した世帯数が、次のいずれかになったとき。② 市内の住家滅失世帯数が、80世帯以上になったとき。(基準1号)③ 都内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上になり、かつ、市内の住家滅失世帯数が40以上になったとき。(基準2号)④ 都内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上になり、かつ、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。(基準3号)⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合。(基準4号) |
|---|

※住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊(全焼・流失)した世帯を標準とするが、半壊(半焼)世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

(2) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次の種類の救助がある。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 避難所及び応急仮設住宅の供与② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与④ 医療及び助産⑤ 被災者の救出⑥ 被災した住宅の応急修理⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与⑧ 学用品の給与⑨ 埋葬⑩ 死体の捜索及び処理⑪ 障害物の除去 |
|---|

災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、東京都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

なお、災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき東京都知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

(3) 救助実施状況の報告

稲城市は、救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成を行う。

また、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なとなるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、東京都知事に報告する。

第4節 復旧対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 被災住宅の応急修理	建築保全課、まちづくり再生課	東京都（住宅政策本部）
2 応急仮設住宅の供与	建築保全課、まちづくり再生課	東京都（住宅政策本部）
3 住宅関係の障害物の除去	まちづくり計画課	—
4 被災者の生活相談等の支援	市民課	—
5 被災者台帳の作成	保険年金課、課税課	—
6 義援金の募集・受付・配分	企画政策課、会計課	—
7 生活再建支援金等の支援	生活福祉課	稲城市社会福祉協議会
8 職業のあっせん		府中公共職業安定所
9 租税の減免等	保険年金課、課税課	—
10 事業者への支援		東京都（産業労働局）

1 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された地域において、災害により住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理又は住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

また、取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

（1）対象者

対象者は、次のとおりとする。

【住家の応急修理】

- ① 災害のため住家が半壊し又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者（半壊及び準半壊）
- ② 大規模な補償を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）

【住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理】

- ① 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者（大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊）

（2）対象者の調査及び選定

稲城市は、被災者の資力その他生活条件の調査及び罹災証明書に基づき、東京都が定める選定基準により対象者の募集、受付、審査等の事務を行う。

（3）修理

東京都は、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う事業者のリストを作成する。

稲城市は、リストより事業者を指定し、事業者との請負契約を締結して、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

なお、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の場合は、屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置のために、事業者との請負契約の他、資材の現物供与を行う。

2 応急仮設住宅の供与

東京都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。

稲城市は、住宅建設における工事監理への協力、入居者の募集、受付、審査等の事務を行う。

(1) 意向調査

稲城市は、避難者等に対し、住宅の再建について意向調査を行い、仮設住宅への入居を希望する被災者を把握し、その数を東京都に報告する。

(2) 応急仮設住宅等の種類

応急仮設住宅等の種類は、次のとおりである。

ア 公的住宅の活用による一時提供型住宅

東京都は、都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社、区市町村等に空き住戸の提供を求め供給する。

イ 賃貸型応急住宅

東京都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

ウ 建設型応急住宅

稲城市は、接道、用地、ライフライン等の状況から建設候補地を決定し、東京都に報告する。東京都は建設候補地の中から建設地を選定し、関係団体に工事を発注する。

稲城市は、東京都からの委任により工事の監督を行う。

なお、応急住宅の建設にあたっては、必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応等、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とするよう配慮する。

(3) 入居資格

入居者は、次の全てに該当する者のほか、東京都知事が必要と認める者とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 住家が全焼、全壊又は流失した者② 居住する住家がない者③ 自らの資力では住家を確保できない者 |
|--|

(4) 入居者の募集・選定

東京都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当て、入居者の募集及び選定を稲城市に依頼する。

稲城市は、広報紙等で被災者に周知、募集し、東京都が作成した選定基準に基づき、入居者を選定する。

(5) 応急仮設住宅等の管理

応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体が行う。
稲城市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

3 住宅関係の障害物の除去

稲城市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、災害救助法に基づき元の住家に引き続き住むことを目的として、その除去を行う。

(1) 対象者

障害物の除去の対象者は、次の全てに該当する者とする。
なお、応急仮設住宅の供与との併給はできない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|---|

(2) 手続き

稲城市は、被災者からの申請に基づき稲城市総合建設業協会に依頼し、障害物の除去を実施する。

4 被災者の生活相談等の支援

(1) 被災者生活実態調査

稲城市は、東京都と連携して、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

(2) 相談窓口の開設

稲城市は、市役所等に被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供する。

5 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

稲城市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎となる被災者台帳を作成する。

被災者台帳に記載する内容は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 氏名② 生年月日③ 性別④ 住所又は居所⑤ 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況 |
|---|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">⑥ 援護の実施の状況⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由⑧ 電話番号その他の連絡先⑨ 世帯の構成⑩ 罹災証明書の発行の状況⑪ 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先⑫ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時⑬ 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 |
|--|

（2）被災者情報の提供

稲城市は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し又は提供することができる。この場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。 |
|--|

なお、提供の際には、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の加害者等に居場所等が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

6 義援金の受付・配分

（1）義援金の受付

稲城市は、市宛ての義援金を受け付ける。

また、東京都の義援金の義援金募集に協力して、受け付けた義援金については、東京都義援金配分委員会に報告し、指定する口座に送金する。

（2）義援金の支給

稲城市で募集した義援金については、稲城市で配分委員会を設置し、配分計画等を策定し被災者に支給する。

東京都で募集し、稲城市に送金された義援金は、東京都の配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、支給状況を東京都配分委員会に報告する。

7 生活再建支援金等の支援

（1）被災者生活再建支援金

東京都及び稲城市は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(2) 災害弔慰金・災害見舞金

稲城市は、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金

稲城市は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時に災害援護資金を貸し付ける。

稲城市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小災害時には低所得者層を対象に生活福祉資金を貸し付ける。

8 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、次の措置を講じる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置② 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施 |
|--|

9 租税の減免等

国、東京都、稲城市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、租税等の納税期限の延長、徴収猶予、減免等、適時、適切な措置を実施する。

10 事業者への支援

東京都及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫等）は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

また、東京都は、被災した農業関係者に対する生活支援策を迅速に実施する。

第2部 災害予防・応急・復旧対策

第12章 住民の生活の早期再建【第4節 復旧対策】

第 3 部 災害復興

第1章 災害復旧事業

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 災害復旧事業計画の作成	災害復旧事業の担当課	—
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	災害復旧事業の担当課	—
3 激甚法による災害復旧	災害復旧事業の担当課	—

1 災害復旧事業計画の作成

稲城市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 災害の再発防止

災害復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

災害復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- | |
|-------------------|
| ① 公共土木施設災害復旧事業計画 |
| ② 農林水産業施設事業復旧事業計画 |
| ③ 中小企業施設災害復旧事業計画 |
| ④ 上下水道等災害復旧事業計画 |
| ⑤ 住宅災害復旧事業計画 |
| ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画 |
| ⑦ 公立医療施設等災害復旧事業計画 |
| ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画 |
| ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画 |
| ⑩ その他の災害復旧事業計画 |

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

(1) 財政援助及び助成計画の内容

稲城市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は都が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定が速やかに行えるよう努める。

特に、公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧国庫負担法（昭和26年法律第97号）その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要項及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、東京都知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）③ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）④ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）⑦ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針⑨ 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 69 号） |
|---|

3 激甚法による災害復旧

（1）激甚法の指定

大規模な自然災害が発生した場合には、東京都知事は、区市町村の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、東京都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

なお、激甚災害の基準には、激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」と「局地的激甚災害指定基準」の 2 つがあり、この基準により指定を受けることとなる。

（2）特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けた場合、速やかに関係調査書等を作成し、東京都各局へ提出する。

第2章 稲城市災害復興本部

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 稲城市災害復興本部の設置	企画政策課	—
2 復興本部の役割及び災害対策本部との関係	企画政策課	—
3 復興本部の組織・運営	企画政策課	—

1 稲城市災害復興本部の設置

市長は、地震等の災害により被害を受けた地域が市内で相当の範囲に及び、かつ、災害からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、稲城市災害復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

復興本部は、稲城市災害対策本部と並行して、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、災害復興基本方針及び災害復興計画を早期に策定することにより、災害復興後の都市ビジョン、市民生活ビジョン、災害復興計画の到達目標、事業指針等を市民に明確に示すとともに、具体的な災害復興事業を推進する。

2 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

3 復興本部の組織・運営

復興対策本部の組織、運営及び所掌事務については、その都度、定めるものとする。

第3章 災害復興基本計画の策定

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 稲城市災害復興基本方針の策定	企画政策課	—
2 稲城市災害復興基本計画の策定	企画政策課	—
3 特定分野計画の策定	企画政策課	—

1 稲城市災害復興基本方針の策定

市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、地震後2週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「稲城市災害復興基本方針」を策定し、公表する。

災害復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 暮らしのいち早い再建と安定 ② 安全で快適な生活環境づくり ③ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造 |
|---|

2 稲城市災害復興基本計画の策定

市長は、震災後6か月を目途に、稲城市災害復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な復興基本計画を策定する。

この復興基本計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

3 特定分野計画の策定

災害復興にあたって、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

〈災害復興に係る各計画のスケジュール〉

着手時期	内容
1週間 ～1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家屋被害概況調査 ○ 家屋・住家被害状況調査 <ul style="list-style-type: none"> ① 調査 ② 補足調査 ③ 家屋被害台帳等の作成・整理・公表
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「稲城市災害復興基本方針」の策定 ○ 稲城市災害復興基本計画検討委員会の開催
1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「稲城市災害復興基本計画」の基本理念等決定
2か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「稲城市災害復興基本計画（骨子案）」の公表
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政計画の調整
4か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「稲城市災害復興基本計画（案）」の策定 ○ 住民への提示及び意見集約

5か月以内	○ 「特定分野計画」との調整
6か月以内	○ 「東京都復興計画」との調整 ○ 「稲城市災害復興基本計画」の公表

第3部 災害復興

第3章 災害復興基本計画の策定

第4部 南海トラフ地震 防災対策

第1章 基本方針

1 南海トラフ地震に関する対策の経緯

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。

南海トラフで発生する地震に関しては、昭和53年に大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）が制定され、駿河湾沖で発生する東海地震を対象に震度6弱以上が想定される市町村が強化地域として指定され、防災対策の推進、警戒宣言発令時の対応計画が策定されてきた。

稲城市は、東海地震の強化地域には指定されていないものの、警戒宣言時の社会的混乱を考慮し、震災編に「警戒宣言時の応急活動体制」を策定している。

しかし、気象庁では平成29年11月1日から予知を前提とした「東海地震に関連する情報」を停止し、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。さらに、国から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」（平成31年3月29日 令和3年5月一部改定）が発表された。

このような経緯から、これまでの「警戒宣言時の応急活動体制」は、「南海トラフ地震防災対策」に移行する。



〈南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ巨大地震の想定震源域〉

2 基本方針

南海トラフ地震により想定される震度は、震度5強以下であり、多摩東部直下地震と比べると、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的と想定される。

そのため、南海トラフ地震に関する防災対策は、第2部を準用して対応することを基本方針とする。

第4部 南海トラフ地震防災対策
第1章 基本方針

また、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を準用して対応をとるものとする。

第2章 南海トラフ地震に関連する情報

1 南海トラフ地震に関する情報の種類及び発表条件

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

特に、「南海トラフ地震臨時情報」には、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

〈南海トラフ地震に関連する情報〉

情報名	内容
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨及び調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

〈南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード等と各キーワードを付記する条件〉

キーワード	内容
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震注意	<p>監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。）</p> <p>想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
調査終了	<p>巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

2 情報の流れと稲城市の対応

(1) 情報の流れ

南海トラフで異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりとなっている。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

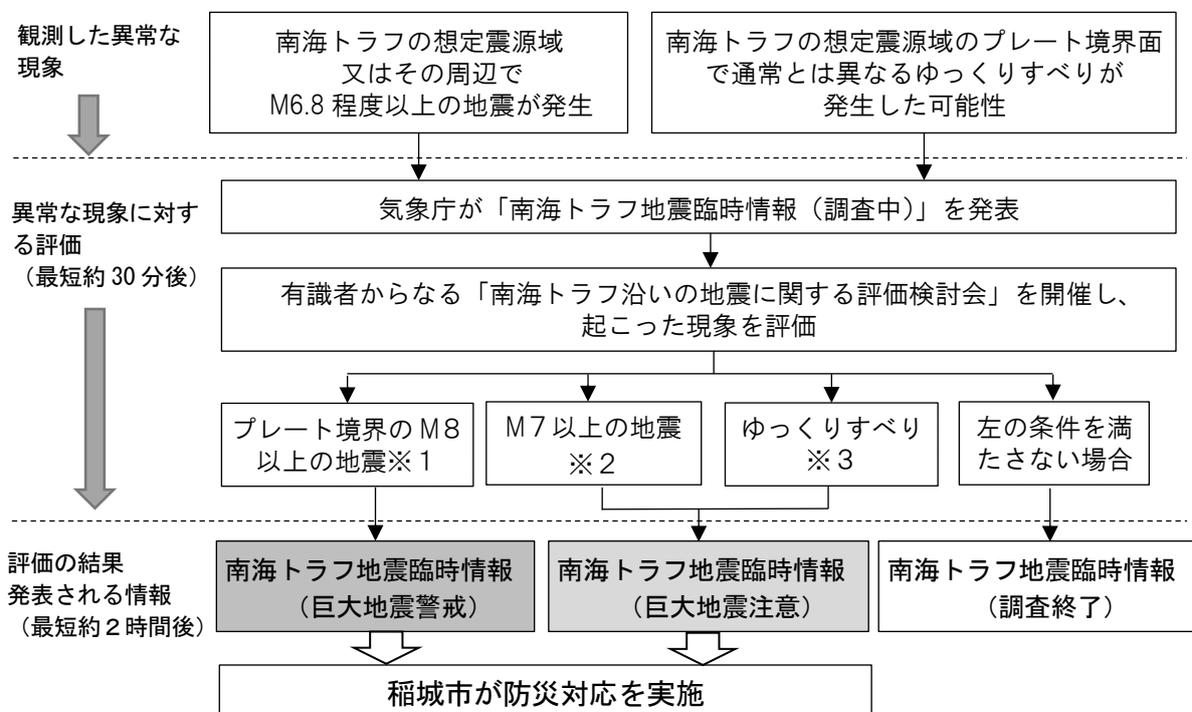
気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域又はその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）

気象庁は、その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。

評価結果が、前項の3ケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

異常な現象に対する評価	発表される情報
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3) ゆっくりすべりケース	
いずれにも当てはまらない現象	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生し

た場合（一部割れケース）

- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

（2）稲城市の対応

稲城市は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、防災対応（第3章を参照）をとる。

第3章 稲城市の防災対応

1 対応の基本

南海トラフにおいて先発地震が発生し、稲城市に被害が発生した場合は、第2部に基づき災害応急対策を実施する。

先発地震に続き、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、後発地震に備えるため次の防災対応をとる。

異常現象の評価		プレート境界の M8 以上の地震（半割れケース）	M7 以上の地震（一部割れケース）	ゆっくりすべり
発表情報		南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
市の防災対応	（最短） 2 時間程度 ～ 1 週間	【全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・自主的に避難	【全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・自主的に避難	【全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等
	1 週間後 ～ 2 週間		【全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
	すべりが収まったと評価されるまで	【全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		【全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。
	大規模地震発生まで			

〈南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）ごとの市の防災対応のながれ〉

2 市民等への広報

稲城市は、市民、事業所等に対し、室内の危険防止、水の汲み置き、備蓄の確認等の地震に備えた準備を呼びかける。

3 避難への対応

稲城市は、土砂災害警戒区域に含まれない公共施設を避難場所として指定し、当該区域内の住民に対し自主的な避難を促す。

なお、避難の期間は、おおむね1週間から2週間程度とされる。